

博士論文

日本語における差別語概念の変遷
—1960年代以降の差別語問題から考える—

趙 凌梅

2016年

目次

| | |
|---|-----------|
| 第一章 序論 | 1 |
| 1.1 研究の背景 | 1 |
| 1.2 「差別語」の曖昧さ | 4 |
| 1.2.1 「差別語」と「差別」の関係 | 4 |
| 1.2.2 「差別語」の捉え方に見られる個人差 | 9 |
| 1.2.3 差別語とその言い換えの問題 | 11 |
| 1.3 「差別語」の捉え方の時代差 | 13 |
| 1.4 まとめ | 16 |
| 第二章 国語辞典における差別語に関する記述とその変遷 | 18 |
| 2.1 「差別語」の中にある「差別」の意味 | 19 |
| 2.2 辞書における「差別」と「差別語」に関する記述と変遷 | 21 |
| 2.2.1 『広辞苑』の記述 | 21 |
| 2.2.2 『日本国語大辞典』の記述 | 24 |
| 2.2.3 『大辞泉』の記述 | 26 |
| 2.2.4 『集英社国語辞典』の記述 | 27 |
| 2.3 まとめ | 28 |
| 第三章 先行研究の考察 | 32 |
| 3.1 差別語の定義に関する研究 | 32 |
| 3.2 差別語の全体像に関する研究 | 41 |
| 3.3 個別の差別語に関する研究 | 43 |
| 3.4 差別語とマスメディアの差別語の言い換えに関する研究 | 45 |
| 3.5 差別語の時代的変遷に関する研究 | 48 |
| 3.6 先行研究の問題点と本研究の立場 | 48 |
| 3.7 本研究の課題 | 49 |
| 第四章 差別語事例のプロトタイプの定義の試み | 54 |
| 4.1 これまでのまとめ | 54 |
| 4.2 差別語事例のプロトタイプの定義の試み | 55 |
| 第五章 『記者ハンドブック』に見る差別語意識の変遷 | 63 |
| 5.1 『記者ハンドブック』について | 65 |
| 5.2 『記者ハンドブック』における差別語に関する記述の変遷 | 66 |

| | |
|--|------------|
| 5.2.1 考察の対象 | 66 |
| 5.2.2 改訂増補版(1964) | 66 |
| 5.2.3 改訂新版(1973) | 68 |
| 5.2.4 第4版(1981) | 68 |
| 5.2.5 第5版(1985) | 69 |
| 5.2.6 第6版(1990) | 72 |
| 5.2.7 第7版(1994) | 73 |
| 5.2.8 第8版(1997) | 74 |
| 5.2.9 第9版(2001) | 75 |
| 5.2.10 第10版(2005) | 84 |
| 5.2.11 第11版(2008) | 85 |
| 5.2.12 第12版(2010) | 86 |
| 5.3 考察 | 86 |
| 5.4 まとめ | 94 |
| 第六章 差別語と差別表現に関する論争と意識の変遷 | 96 |
| 6.1 「差別語」に対する批判と議論 | 98 |
| 6.1.1 「部落差別語」に対する糾弾と批判 | 98 |
| 6.1.2 「障害者差別語」に対する糾弾と批判 | 101 |
| 6.1.3 「人種・民族・地域差別語」に対する糾弾と批判 | 104 |
| 6.1.4 「性差別語」に対する糾弾と批判 | 111 |
| 6.1.5 「差別語」の糾弾と規制に関する議論 | 116 |
| 6.2 「差別語」の比喩的用法に対する批判と議論 | 123 |
| 6.2.1 「部落差別語」の比喩的使用に対する糾弾と批判 | 123 |
| 6.2.2 「障害者差別語」の比喩的使用に対する糾弾と批判 | 133 |
| 6.2.3 「人種・民族・地域差別語」の比喩的使用に対する糾弾と批判 | 135 |
| 6.2.4 「差別語」の比喩的使用に関する議論 | 137 |
| 6.3 「差別表現」に対する批判と議論 | 138 |
| 6.3.1 「部落差別表現」に対する糾弾と批判 | 138 |
| 6.3.2 「障害者差別表現」に対する糾弾と批判 | 140 |
| 6.3.3 「人種・民族・地域差別表現」に対する糾弾と批判 | 145 |
| 6.3.4 「性差別表現」に対する糾弾と批判 | 150 |
| 6.3.5 「差別表現」に関する議論 | 158 |
| 6.4 考察 | 166 |
| 6.5 まとめ | 177 |
| 第七章 結論 | 182 |

| | |
|---------------------------|------------|
| 7.1 差別語の捉え方について | 182 |
| 7.2 「差別語」と「差別表現」について..... | 184 |
| 7.3 差別語の言い換えの問題について | 185 |
| 7.4 差別語に対する意識の変遷について..... | 186 |
| 謝辞 | 192 |
| 参考文献 | 193 |

図目次

| | |
|---|-----|
| 図 1.1 「差別語」と「差別表現」の関係 | 8 |
| 図 4.1 差別語事例のプロトタイプ的特徴 | 56 |
| 図 5.1 『記者ハンドブック』における言い換えられた差別語の数の変化 | 88 |
| 図 6.1 「差別語」の検索結果 | 179 |
| 図 6.2 「差別用語」の検索結果 | 180 |
| 図 6.3 「差別表現」の検索結果 | 180 |

表目次

| | | |
|-------|-------------------------------------|----|
| 表 2.1 | 『広辞苑』における「差別」と「差別語」の記述 | 22 |
| 表 2.2 | 『日本国語大辞典』における「差別」と「差別語」の記述 | 24 |
| 表 2.3 | 『大辞泉』における「差別」と「差別語」の記述 | 26 |
| 表 2.4 | 『集英社国語辞典』における「差別」と「差別語」の記述 | 28 |
| 表 5.1 | 『記者ハンドブック』第9版にて改訂された差別語の言い換え | 80 |
| 表 5.2 | 『記者ハンドブック』第10版にて改訂された差別語の言い換え | 84 |
| 表 5.3 | 「(バー)女給」の言い換えの変遷 | 91 |
| 表 5.4 | 「馬丁」の言い換えの変遷 | 92 |

第一章 序論

1.1 研究の背景

さまざまな場面において言葉遣いへの配慮が求められている今日、いかなる言語においても、その配慮の 1 つとしての差別語の問題は重要な課題である。言葉は時に人を傷つけ、争いのもととなってしまうこともある。人と話す時、相手を傷つけてしまう差別語の使用は避けるべきであり、どのような言葉を選ぶかが大切になってくる。また、対面のコミュニケーションのみならず、インターネットの普及に伴い、ブログや SNS での発言が不特定多数の人に発信されるようになったため、発信者としての書き手にとっても、差別語への注意が必要となってきている。

また、差別語の問題が重要であるもう 1 つの理由は、差別語が存在する背景には差別の問題があるため、差別語の問題は言葉の問題でありながら、差別の問題とも深く関わっているということである。このような関わりがあるゆえに、差別語の概念をめぐる様々な問題を追及することは、差別の問題について考えることにもなる。例えば、日本語の場合、「特殊部落」という語が差別語だと指摘される理由を知るためには、被差別部落の歴史や現状を学ばなければならない。他にも、「メクラ」という語がなぜ差別語とされているのかを理解するためには、下記に指摘されているような視覚障害者への差別の歴史や現状を知ることも必要である。

「メクラ」と言われて、そんな言葉を使うなど叫ばざるを得ないのは、長い間「ボヤボヤすんな、ドメクラ！」というような形で社会からあざけられ、重荷あつかいされ、就職は限定され、せいぜいあたゝかい人の心にやっとふれたとしても、それは憐れみでしかあり得ぬというような長い暗黒の歴史がつきまとっているからだ。（寿岳, 1976, p.57）

すなわち、「メクラ」という語は、視覚障害者を軽蔑するために使われることが多く、また長い歴史の中で積み重ねてきたマイナスの語感が視覚障害者を傷つけてしまうという特徴がある。このように、差別語は、差別の歴史や現状に基づくものである。したがって、差別語に関する差別の歴史や現状を学習することを通して、差別語がなぜ被差別者を傷つけてしまうのかへの認識を深めることができ、社会的マイノリティーと見なされる人々の立場に立って物事を考える機会も与えられる。つまり、差別語を考えることは、差別語に現れる被差別部落出身者、障害者、女性などの社会的マイノリティーに対する偏見、異文化と異民族に対する蔑視などの「差別」を改めて考えるきっかけにもなる。このように、差別語について考えることによって、差別語に対する意識を高め、日常生活で差別語を使わないためだけでなく、差別の歴史と現実社会における差別の問題を考える入口ともなるのである。

また、差別語は複雑な問題であり、不用意にでも差別語を使ってしまったら、相手を不快に感じさせることがしばしば起きる。例えば、コミュニケーションの中で、韓国人や朝鮮人を相手に、オートフォーカス機能を搭載したコンパクトカメラのことを、韓国人や朝鮮人への差別語とされている「チョン」を含めた「バカチョンカメラ」と呼んでしまったら、その相手を不快に感じさせることもあるだろう。そこで、日本語学習者は、日本語の差別語についての知識を増やし、差別語の使用をできるだけ避けようとするべきである。しかし、差別語とは何か、差別語をどのように見るべきかといったような問題は、簡単に解決することはできない。

まず、外国人の日本語学習者が母語の影響から差別語を誤用してしまうことがある。例えば日本語と中国語では共通した漢語が多いが、「部落」という言葉は、中国語では「集落」の意味であり、差別とは無関係な言葉であるため、中国人の日本語学習者は、この語を安易に使ってしまい、誤解を招くこともある。

次に、差別語とは何かの判断が難しいと感じる点として、その明確なルールがないため、言葉の扱い方にしばしば迷うことが挙げられる。例えば、筆者は日本語を勉強した時に「奥様」という語は丁寧な日本語であると教わってきたが、それとは異なる意見も見受けられるようである。例えば、上野・メディアの中の性差別を考える会(1996)は、〈奥様・OLリポーター〉という使い方に対

して、以下のような批判を行っている。

愛媛新聞の奥さま・OL リポーターによる家族観についての報告は、既婚者が「奥さま」、未婚者は「OL」(既婚でも女性の会社員は OL と呼ばれることもある)と呼ばれている。

奥さまの対語は「主人」か? 「OL」の対語は?

もともとは、「若奥様」は「大奥様」である「姑」の存在を前提にした呼称である。

奉公人がいた身分制社会での名家の主婦ならいざ知らず、団地に住む妻たちには「奥さま」の呼称はパロディー以外の何ものでもない。また、女性の就業率の高さや、ボランティア、地域活動など外の活動に熱心な現代女性たちには、家の奥にいるというイメージの「奥さま」という言葉そのものが死語に近づいている。(上野・メディアの中の性差別を考える会, 1996, p.16)

つまり、ここでは、今日の妻に対する「奥さま」という呼称が不適切だという意見である。このようなコメントをどのように捉えたらいいのかわからない場合が多い。

もう一例を挙げると、彭(1999)は、下のように「向こうの人」は「差別語」なのかという疑問を投げかけている。

「向こう」ということばは中国人には少し難しい。「向かい」と区別しにくいのだ。中国語に訳すと、「向こう」も「向かい」も「対面」という一つの語になる。

……(中略)

来日後、「向こうの人ですか」とよく聞かれた。最初、何の意味か、「近くに住んでいる人」を指すのかと勘違いしていた。

後になって外国人の意味だと分かった。考えてみると海の向こうに住んでいるから、やはり距離があるわけだ。一読者からこのようなお手紙をいただいた。

「向こうの人」は単に外国人のことをいうのではなく、どちらかという
と、東南アジア等欧米人以外の人をいう場合に使う。軽蔑の意味も含まれ
る、という。(p.15)

「向こうの人」という言葉は、日本で生活している外国人にも、しばしば耳
にする言葉である。しかし、この言葉が「差別語」であるかどうかは、判断す
るのが難しい。このように、「奥さま」や「向こうの人」が「差別語」と指摘さ
れることに対して、どのように捉えたらいいのか分からない場合が多い。なぜ
なら、どのような言葉が差別語で、そしてその言葉のどこが不適切なのかとい
うことは多くの場合、日本語母語話者でも判断しにくい、母語話者の持って
いる「語感」がない日本語学習者はおさらである。

以上述べてきたように、日本語を勉強する人と日本語を使用する人にとって、
差別語の問題は重要であり、また複雑でもある。「差別語とは何か」という根本
的な疑問について、寿岳(1976)が指摘したとおり、「この命題は、深い歴史的社
会的視野のもとに、しかも冷徹な言語科学的思考をともなって追及されねばな
らぬ」(p.60)ものである。そこで、以下、「差別語」と「差別」の関係、「差別
語」の捉え方に見られる個人差、「差別語」の言い換えの問題、および「差別語
とは何か」の時代的な変化といった「差別語」の概念をめぐる問題点を考えて
みる。

1.2 「差別語」の曖昧さ

1.2.1 「差別語」と「差別」の関係

差別語とは何か。語の構成から言えば、「差別を表す語」となる。しかし、差
別の意志があれば、どのような語でも差別を表すことができるため、「差別語」
とされる語は無限に広がってしまう。したがって、「差別語」と「差別を表す語」
は同一視できない。しかし、差別語の糾弾への批判では、次のように「差別語」
と「差別を表す語」を同様な概念として捉えるものが多い。

語彙は、言語規範によって規定された、意義を持っている。この意義には、
嘲笑や軽蔑もあればそうでないものもあるから、まずその点で区別される

ことになる。しかし意義としてそうでなくても、言語表現に際して話し手の嘲笑や軽蔑を内容として持つことができるのであって、嘲笑や軽蔑に使われるのは「差別語」だといっても、すべての語が「差別語」化する可能性を持っているのであるから、使われかたで語の性格をきめてしまうとすべての語が非難されることになる。反語はその一例である。(三浦, 1976, p.63)

「差別語」を「差別を表す語」として捉えると、上の指摘の通り、すべての語が差別語になってしまう可能性があるため、この主張には無理があると考えられる。そこで、「差別語」と「差別を表す語」は異なるものとして捉えてみることはできないだろうか。例えば、川元(1995)は下記のように述べている。

「差別語」の対象は「差別を表す語」のことである——または「差別的に構成される語」であるがこの語も「差別を表す語」の一種なのだ——。したがって「差別語」の対象は語そのものであり、差別の関係性とか観念そのものではない。差別の関係性や観念を表す語は他に存在するのである。たとえば、差別的に構成された身分を表すものとして「穢多」とか「皮田」「長吏」がある。近代になって差別的観念と社会的階層(天皇制にみられるように)を背景としてつくられた「新平民」「特殊部落」などもそうである。

このように考えると「差別語」というものが非常にあいまいな概念をもっていることに気づく。そしてもうひとつのことは「差別を表す語」とはちがう概念によってなりたっているということである。(p.145)

ここに示されているように、「差別語」と「差別を表す語」は異なる概念であると考えることができる。また、「差別語」のほかに、「差別表現」という言い方もよく使われる。小林(2011)は、差別語と差別表現の違いについて次のように説明している。

差別表現とは、話し手、あるいは書き手のいいあらわし方、書きあらわし方、つまり、文脈のなかに差別性が存在する表現とってよいでしょう。

差別表現は、多くの場合、差別語をともなって表出しますが、差別語使用の有無とは直接関係しません。差別表現は、あくまで、表現における差別性(侮辱の意志)の問題であって、言葉の問題ではありません。(p.40)

そして、小林(2011)は、下記の2つの例を挙げ、差別語と差別表現の関係性を述べている。

- ・「金属バットをふりまわして人に危害を加えるような奴は、キチガイだ」
- ・「金属バットをふりまわして人に危害を加えるような奴は、統合失調症(精神分裂症)だ」(p.40)

上の例にある精神障害者に対する差別語である「キチガイ」は、マスメディアの言い換え集などでは「統合失調症(精神分裂症)」に言い換えられている。しかし、小林は、上記の2つの表現の違いは、差別語使用の有無だけであって、表現に差別性があるという点では、どちらも差別表現であることを指摘している(p.40)。小林は、「差別表現」を「言葉の問題」ではなく、「侮辱の意志の問題」であると捉えているが、他にも、佐竹(2000)は「差別語」と「差別表現」は「語彙レベルと表現レベルのちがい」である(p.76)とし、そしてその関係について次のように述べている。

差別語の使用不使用は、差別表現であるかないかを決定する条件ではない。たしかに、差別語の使用がそのまま差別表現となる場合は多いが、差別語が使用されていない差別表現もまたごくふつうにみられる。また、差別語の使用が差別意識の存在をかならずしも意味するわけではない。語の意味についての知識が不十分なばあいには、それと知らずに差別語を使用するばあいもある。(p.76)

つまり、佐竹は「差別語の使用」は「差別表現」の必要条件ではないと指摘している。このように、「差別語」と「差別表現」は語のレベルと表現のレベルにおいて差別の問題と絡んでおり、言葉における差別の問題として一緒に論じ

られることが多い。したがって、「差別語とは何か」という問題も、「差別表現」の問題と分けることができない。

また、「差別表現」と「差別語」の関係について、山下・井上(2000)は、以下の3つの場合に分けている。

第一は、差別的な意志をもって差別語が用いられている場合。

第二は、差別語が用いられているのではないが、全体の表現の中に(当事者を侮辱しているような)差別性が認められる場合。

第三は、差別語は用いられているが、特に(当事者を侮辱するような)差別性は認められない場合。(pp.85-86)

そして、上の第三の場合について、山下・井上(2000)は、「特殊部落」を例に挙げさらに三種類に細分化している。

Aの場合。たとえば部落差別を無くしていくための研究活動をしている経過の中で、歴史的事実を説明する上で、「特殊部落」という言葉を用いるといった場合がある。

.....(中略)

Bの場合。たとえば、かつて東大名誉教授の大内兵衛氏が、雑誌『世界』に書いた文章の中で、「大学という特殊部落」という表現を用いたため、厳しい批判を受けたことがあった。これはいわゆる「差別語」が問題となる典型的な事例ともいえる。つまり、この場合被差別部落(あるいはそこに住む人々)を直接侮辱したわけではない。もちろん、当の大内氏自身も部落に対する差別的意識をもっているとは認めていない。ではこの場合、何が問題となるのか。まずこの言葉の直接的な用法を見ると、大学という組織体がいろいろ問題を抱えている、世間の普通の常識がなかなか通用しない、そんな意味で人間集団のいわば「よくないもの」を記述するためのたとえとして(正確には、“暗喩”として)用いられているということがある。.....(中略)

ここにみた事例では、言葉を用いた人の主観的意図においてはっきりし

た差別性があるわけではないとしても、被差別の当事者の心を傷つけ、世間にひろがる差別意識を助長しかねないものがはらまれているのである。

.....(中略)

C の場合、ひとつ可能性として考えられるのは、部落差別について、ほとんど全く認識を欠いているために、特に「よくないこと＝悪」の比喻として用いたというわけでもないが、被差別部落のことに言及する際に素朴にも「特殊部落」という語を用いてしまうというような事態である。

(pp.86-88)

すなわち、山下・井上(2000)の分類によれば、「差別語の使用」は「差別表現」の絶対的必要条件ではないが、「差別語は用いられているが、特に(当事者を侮辱するような)差別性は認められない場合」が差別語を認識する上で最も複雑な場合となる。つまり、「差別表現」における「差別語の意志」が判断しにくいということである。この山下・井上(2000)の分類に基づき、「差別語」と「差別表現」の関係を図で示すと、次のようになる。

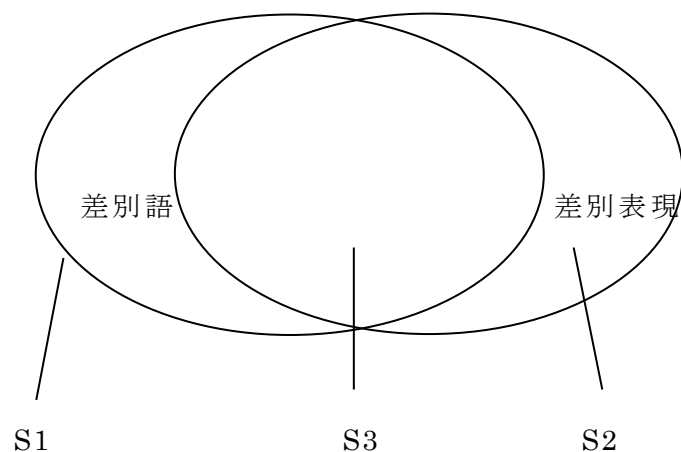


図 1.1 「差別語」と「差別表現」の関係

図 1.1 で示したように、「差別語」と「差別表現」は異なる部分と重なる部分がある。そして、S1 の部分は「差別表現」に含まれない「差別語」の用法であ

るが、これは上記の山下・井上(2000)の「Aの場合」に当てはまる。S2は、山下・井上が述べた「差別語が用いられているのではないが、全体の表現の中に(当事者を侮辱しているような)差別性が認められる場合」に相当する。S3は、「差別語」と「差別表現」が併存する場合であり、「差別的な意志をもって差別語が用いられている場合」と上記のBとCの場合が含まれる。

しかし、実際の差別語の使用への糾弾と批判においては、差別語と差別表現は、このようにはっきりと分類されていない。特に差別表現にかかわる「差別の意志」の判断については一致した意見が求めにくい。では、「差別」の概念そのものが持つこのような複雑さの中で、「差別語」をどのように捉えたら良いだろうか。

1.2.2 「差別語」の捉え方に見られる個人差

差別語とされる語は、常に「差別」を意図して使われているとは限らない。むしろ、差別語として抗議を受けたあとで、「うっかり使ってしまった」という人は少なくない。

また、差別語とみなされる可能性のある語の1つひとつについて、「差別語であるかどうか」について意見が分かれることが多い。例えば、筆者は「支那」という言葉に何となく不快感を覚える。実際、差別語を紹介する日本の資料にも、この言葉は差別語であると指摘するものが数多くある。例を挙げると、小林(2011)は「支那」について次のように述べている。

原意は、『秦(しん)の転訛』や『China』の仏語読み『シーナ』に由来するなどといわれていますが、後に日本が中国侵略を遂行する過程で、中国人をさすときに差別的響きを持って使用されようになりました。
(pp.194-195)

他に、堀田(2008)も類似した見解を示している。

この「支那(シナ)」という言葉は、中国人にとっては「二度と使ってほしくない」言葉だ。それは紀元前三世紀の「秦」という国家名を語源とする

とか、サンスクリット語で中国を指す「チーナ」を「支那」(Zhina)と音訳したとかの語源や表記の問題なのではなくて、かつて日本が支那大陸を侵略し、日本人によって殺戮された「シナ人」がその歴史を忘れようと努力しているのに、不幸な歴史の記憶を思い起こさせ、かつて多くの日本人が侮辱の感情を込めて用いた呼称「シナ」を想起させるということなのだ。これはいわゆる民族感情論であり、侵略した日本としては、「シナ」は不適切表現ではないとの反論はしがたい。(pp. 214-215)

日本語の文献を調べる限り、「支那」を差別語とする見方について、上に述べた小林と堀田の見解は主流の意見のようである。しかし一方、「支那」は差別語ではないという意見も見受けられる。

例えば、小谷野(2006)は、「シナ」は「チャイナ」とは同語源だから、「シナ」が差別語だとすれば「チャイナ」も差別語であるはずだと主張している(p.108)。また、菩提(2008)は、『支那』はその語源からしても、使用の実態からしても、差別語であったことは一度もない」(p.38)と主張している。その理由について、「支那」は明治時代に和製漢語として中国に逆輸入されたものであり、日清戦争後には章炳麟、梁啓超、魯迅などの当時の中国の知識人にも使われていたという。さらに、菩提は、日本の左翼にも「支那」が使われたことがあるため、日本人が使う「支那」には侮蔑的な意味や差別的な語感はなかったとしている。そして、「支那」は「蒋介石の執念で蔑称とされ、追放されてしまった」(p.43)と主張している。

さらに、高島(2001)では、小谷野(2006)や菩提(2008)で挙げられた理由のほか、「中国」という言葉は日本の中国地方と同じ呼び方なので誤解を招きやすいなどの点を指摘し、「中国」より「支那」のほうが「China」と等しい意味を持っているとしている。さらに、「支那」という言葉に含まれるニュアンスについて、次のように見解を述べている。

これはまったく個人の感覚だが、わたしは「支那」ということばが好きである。大きく、ゆたかで、奥行きがあり、詩情がある。すくなくともわたくしはそう感じる。現に「支那」なら詩にも俳句にも短歌にもしっくりす

るが、「中国」ではぶちこわしだろう。言うまでもないことだが、わたしの「支那」に蔑意などあろうはずがない。(p.187)

このように、「支那」という言葉 1 つについても様々な意見が見られるように、差別語とは何か、そしてある語が差別語かどうかは、立場や考え方によって捉え方の違いが多く見られる。

また、「支那」が差別語だと指摘され、言い換えられるようになってから、「支那そば」という語もあまり使われなくなり、今は「中華そば」となっていることが多い。しかし、小林(2011)によると、「支那そば」などの表記は現在でも日常的に使用されており、特に年配の人の中で使用頻度が高いという(p.194)。つまり、「支那そば」という言葉が差別語かどうかについても、人によって捉え方が様々である。

「支那」という言葉は一例に過ぎないが、「差別語」と指摘されるほとんどの言葉には、「差別語ではない」という反論が見受けられる。したがって、差別語およびその概念について、共通の認識を求めることは難しい。

1.2.3 差別語とその言い換えの問題

日本では、1960年代から差別語の糾弾が盛んに行われてきており、その結果、差別語への意識が高まり、マスメディアなどでは差別語の言い換えも徹底されてきた。その一方で、そういった差別語の規制と言い換えについて、「行き過ぎだ」、「言葉狩りだ」という批判の声も少なくない(無記名 1975, 成沢 1984 他)。しかし、どのような語がいつ、なぜ、どのように言い換えられたかという差別語の言い換えの問題は、「差別語とは何か」についての社会意識の変遷にも影響を与えていると言えよう。このことについて、塩見(2009)は次のよう述べている。

メディアの記者ほどにも、作家たちは、社会意識の変化に対応してこなかったのもあって、それがメディアとのあいだのずれを生みだした。その自分たちの怠慢を棚にあげて、言論の自由はもはや失われたかのように騒ぐのは、いかがなものであろうか。

それは子たちの駄々に近いし、なによりも困るのは、自由対規制という古い図式を、ふたたび流通させてしまったことにある。事は言論の自由という政治レベルにはないのであって、社会意識がかかえこんでいる規制そのものにあるのだ。どのような表現も規制を逃れられないのだから、規制一般がどうこうというのではなく、なにが規制されたかの具体こそが注目されなければならないのだ。戦前の日本では社会意識のうちのなにが規制され、戦後すぐにはどういう表現が規制されたか。それこそが文化の歴史なのである。ここからひるがえって、わたしたちはつぎのようにいうことができる。つまり、規制の歴史こそ、なにが差別されていたかを示していたし、今日の規制がどういう意味をもつのかを教えてくれる。(pp.158-159)

どのような語が規制されたのかということは、どのような語が差別語とされたのかを具体的に示すことになる。それはつまり、どのような差別が注目されたかの写しである。差別語がどのように言い換えられてきたかを考察することは、差別語に関する社会意識の変化を理解するのに不可欠である。

一方、言い換えの問題においては、「差別語」の指示対象が被差別者として、「差別語」の指摘や糾弾を行い、その言い換えを求めることが多いが、「差別語」の指示対象になる人でも、言い換えに反対する意見を述べる場合もある。例えば、2008年3月10日付の「朝日新聞」にこのような記事が見られる。

聾学校という名を残して――。こう訴える静岡県の聾者の男性からの投書が本紙「声」欄に乗った。静岡県教委が「聾学校」を「聴覚特別支援学校」と改名することへの異議だった。学校教育法の改正を受けた措置だが、全日本聾啞連盟は改名に反対。全国の都道府県教委の判断は割れている。

……（中略）

静岡県教委はなぜ変えるのか。特別支援教育課の名倉慎一郎課長は「一般に『聾』という字には差別的なニュアンスがあり、『聴覚障害』と言い換えが進んでいる」と説明する。

だが、山本さんは「聞こえなくてもありのままの自分で生きる。そんな私たちの誇りが『聾』という言葉にこもっている」と話す。「特別支援」という言葉は、聾者を支援される低い側に位置づけてしまうと訴える。

上の記事で述べられているように「聾」を含む語は言い換えられる傾向にあるが、「聾」には誇りがこもっているという「聾学校」の生徒もいる。このように、差別語の言い換えに関しても、言い換えをするべきか、するとすれば、どのように言い換えるべきなのかについても意見が分かれることが多い。

また、川元(1995)は、「禁句集」を克服するための4つのテーマを挙げている。

- ① 差別とは何かを議論し共通認識をもつ。
- ② 予断と偏見の克服。表現の的確化。
- ③ 呼称の自己決定。
- ④ ダブルスタンダードの克服。(p.7)

ここでは、「差別とは何かを議論し共通認識をもつ」ことが第一に挙げられているが、差別語の言い換えの問題を解決するためには、共通認識として「差別語とは何か」も確認しなければならないであろう。

以上述べてきた通り、差別語の言い換えの問題も、「差別語とは何か」という原点に戻って考える必要がある。つまり、「差別語とは何か」を考えることは、なぜ差別語を使ってはいけないのか、そしてなぜ差別語を言い換えるのかということへの理解にもつながるのである。

1.3 「差別語」の捉え方の時代差

「差別語とは何か」についての考え方は人それぞれであるため、ある語が差別語かどうかについて意見が分かれる場合が多い。一方、このような意見の差があるものの、現在では大部分の人に差別語だと認められている語もある。例えば「めくら」はその1つだろう。田宮(1995)は、大学生を対象とした差別語に関する意識調査を行った。その中に「代表的な差別語」を書かせるという項目があるが、身体障害者に関わる差別語の中では、「めくら」が一位であった

(p.89)。また、遠藤(2003)の視覚障害者を対象とした調査でも、「めくら」は「避けたい」または「絶対言わない」と答えた人が 88.5%に達している。

しかし、少し古い新聞記事を調べてみると、1966年3月15日付の『朝日新聞』朝刊に「コンタクトレンズ めくらになる危険 米眼科協会が報告—米国」という記事に、以下のような記述がある。

【シカゴ十四日発＝AP】米眼科協会の報告で、十四日明らかにされたところによると、ここ一年間に五万人のコンタクト・レンズの使用者のうち、十四の眼球がめくらとなったり、除去しなくてはならなくなったほか、百五十七の眼球が永久損傷されたという。

ここでは、「めくら」の代わりに「目の見えない人」という表現を用いても内容は変わらないが、「めくら」という語を用いていることから、当時の日本社会では「めくら」が差別語として捉えてられていないことが窺える。1960年代には新聞記事でも普通に使われていた語が、現在では多くの人に差別語として捉えられ、使われなくなったことは、この「めくら」の例だけでなく、日本語の中で、「差別語」とは何かの捉え方が変化してきたことを示している。

また、「部落問題」は日本の差別の源流とされており(堀田,2008,p.57)、先に挙げた田宮(1995)の差別語に関する意識調査でも、「代表的な差別語」として「特殊部落」という言葉が挙げられている(p.90)。しかし、上原(2011)によると、戦前の研究書にはこの言葉がよく使われた。上原は次のように説明している。

例えば大正二年(一九一三)に柳田国男が書いた有名な論文に『所謂特殊部落ノ種類』があり、高橋貞樹が特殊部落という呼称を使っているところを見ると、この頃まではそう抵抗のない語句であったことがわかる。大衆小説でも豊島与志雄の『特殊部落の犯罪』(大正一一年)、「オール・ロマンス事件」で知られる小説『特殊部落』(昭和二六年)など、当時としては一般的な呼称であったことがわかる。(p.31)

つまり、日本語の代表的な差別語と言ってもいいこの「特殊部落」は、戦前までは差別語としては捉えられていなかったのである。

川元(1995)も、「被差別部落」について、下記のように述べている。

私が今主要なるテーマにしている部落のことを「被差別部落」と表現する。十数年前までこれは「未解放部落」という語で表されていた。さらにその前は「特殊部落」という語が一般的だった。水平社宣言が「全国に散在する吾が特殊部落民よ……」と宣言を始めるのはそのような社会的事情を背景にしている。

これらの語が変遷するのはそれぞれの意味がある。表そうとする対象は同じであるが、その語の構成過程がちがうとでもいえるだろうか。「特殊部落」は明治政府が一方的につけた語として批判される。また部落は特殊ではないという思想によっても批判される。「未解放部落」は未解放という形容が固定化する危険から批判が出たと私は記憶している。「被差別部落」というのは多分野間宏が初めて使った語と私は記憶している。この語は確かに新鮮さをもっていた。そしてなによりも解放運動の側から主体的に生まれた語として自主的安定感があった。(pp.146-147)

川元(1995)はさらに、「被差別部落」も「『未解放部落』の未解放と同じように被差別が固定的に使われるようになる一定の重苦しさをもつだろう」(p.147)と述べ、「被差別部落」という表現が今後も変わる可能性を示している。

以上述べてきたように、現在では「典型的な差別語」とされている「めくら」や「特殊部落」などの語が、差別語とされていない時代もあった。また、差別語とされる語の表現法も、時代の変遷とともに変化している。このような例から、「差別語とは何か」の意識は時代の変化にともなって大きく変わってきたことが分かる。したがって、日本語の「差別語」を捉える際には、その時代的変化も考慮する必要がある。

1.4 まとめ

以上、日本語の「差別語」の捉え方に見られる個人差や時代差などを挙げてみた。差別語への配慮は、さまざまな場面で要求されており、差別語を学ぶことは差別の問題を考えるきっかけにもなるが、同時に差別語使用の問題は難題でもある。

差別語への認識を深めるため、川元(1995)が指摘しているように、差別語についての「基本的認識の議論」には必要であり、「その議論によって一人ひとりが判断し、問題があれば他者に依存するのではなく自分自身が批判的に超えてゆく。そのような習慣を身につけることによってはじめて『差別と表現』の課題は解決してゆく」(p.5)のである。

しかし、日本における差別語の問題は、深い歴史と社会背景の中で存在しているため、「差別語とは何か」という根本的な問いを考えるには様々な複雑な背景を考えなければならない。とりわけ、「差別語」の概念に関する問題点と差別語の時代的な変遷が挙げられる。まとめると、以下のようになる。

- ① 1つの語が差別語であるかどうかに関して、立場や考え方などの相違から差別語の捉え方が異なる場合が多い。「差別語とは何か」についての共通認識を求めるには、このような個人差は無視できない。
- ② 「差別を表す語」と「差別表現」の異同から見られるように、「差別語」と「差別の意志」は複雑な関係にある。そして、「差別の意志」は差別語が使われる文脈あるいは歴史的な文脈から判断しなければならない。「差別語とは何か」を考えるためには、「差別語」そのものだけでなく、「差別語」とされる個々の語の歴史的背景と具体的な使用状況も考慮する必要がある。
- ③ 「差別語」だと指摘される語について、マスメディアなどでは言い換えが行われてきたが、それがなぜ、そしてどのように言い換えられるべきかということについて、差別語の受け手となる人々からも、異議が出る場合がある。このような差別語の言い換えに関する問題を考察するためにも、「差別語とは何か」という原点に戻って考え直すことが重要である。

- ④ 「差別語」とされる語は時代の変遷とともに変わってきている。例えば「めくら」のように「差別語」ではなかった語が「差別語」と見なされるようになったり、また「特殊部落」のように時代の変化とともに呼び方が変化したりすることもある。このような変化は、「差別語」という概念の時代的変遷とも繋がっている。

すなわち、「差別語」について、人によって捉え方が異なり、「差別語」という概念も、1つひとつの事件や1つひとつの言い換えが起きる中で変わりつつある。ある語、ある表現を問題視するべきかどうか、まずは「差別語とは何か」から考える必要がある。

そこで、本論文は、この疑問を出発点にして考察を進めたい。論文の構成に関して、第1章では、「差別語とは何か」という差別語の概念をめぐる問題点を述べ、本研究の出発点を提示する。第2章では、国語辞典に見られる「差別」や「差別語」に関する記述とその変遷を考察する。第3章では、差別語の定義や様々な観点からの差別語に関する研究を概観し、本研究の立場と研究課題を明確にする。第4章では、プロトタイプのアプローチで差別語を捉えなおしてみる。第5章では、『記者ハンドブック』を取り上げ、差別語の言い換えとその変遷を差別語事例のプロトタイプの特徴と合わせながら考察する。第6章では、差別語や差別表現に関する研究や論争から、1960年代頃からの日本社会の差別語に対する意識の変遷を見てみる。第7章では、本研究の結論を述べる。

第二章 国語辞典における差別語に関する記述とその変遷

前章では、「差別語とは何か」について考えることの重要性と必要性を述べた上で、「差別語」の定義をめぐる問題のさまざまな背景を述べてきた。また、「差別語」についての理解を深めるためにも、「差別語」をめぐるさまざまな問題を考えるためにも、まず「差別語」という概念の定義や捉え方を改めて考えなければならないことを確認した。そこで、「差別語とは何か」という根本的な疑問を出発点とし、「差別語」への捉え方とその時代的変遷を考察したい。

まず、「差別語とは何か」を明らかにするために、国語辞典における「差別語」に関する定義や説明を調べておく必要がある。そこで、本章では、日本の国語辞典において「差別語とは何か」がどのように説明されているかを明らかにしたい。

「差別語」という言葉について、マスメディアにおいては 1960 年代頃から議論されるようになり、差別語をめぐる糾弾運動が活発に行われ始めることに伴い、「差別語」という言葉も新聞、雑誌やテレビ番組などで多く見かけられるようになった。しかし、『角川国語辞典』、『講談社カラー版日本語大辞典』、『学研国語大辞典』、『大辞林』、『岩波国語辞典』などの辞書を調べたところ、「差別語」という見出し語はなかった。

一方、改訂に伴い、「差別語」の説明がなされるようになった辞書もある。例えば 1974 年に出版された『日本国語大辞典』の初版では、「差別語」は見出し語としては挙げられていないが、2001 年に出版された第二版は、見出し語として取り上げられている。また、『大辞泉』では、1995 年の初版と 1998 年の増補・新装版では「差別語」という見出し語はなかったが、2012 年の第二版では載せられている。また、『広辞苑』は第五版(1998)まで「差別語」についての説明はなかったが、2008 年出版の第六版から「差別語」は「差別」の派生語として定義されるようになった。他にも、『広辞苑』と同じく、『集英社国語辞典』も第二版(2000)から「差別」の派生語として「差別語」の説明を加えている。

このような辞書における記述の変化は、「差別語」そのものを定義する必要が高くなったことを示している。見坊(1977)は、辞書編集者の宿命は「ことばを追いかけ、ことばにおくれず、ことばと並んで走ること」(p.49)と述べている。また、倉島(1995)は、国語辞典は分からない言葉を調べる道具であるため、一般に理解されていると考えられる言葉の他に、調べる対象となるような言葉——それは新語であったり難語であったりするのだが——を必要な量だけ備えていなければならないとしている(p.11)。すなわち、辞書が編集される際には、その時代に広く使われる言葉を紹介し、定義を与えることが求められているのである。

また、見坊(1977)では、辞書の改訂にあたって、新聞、雑誌、単行本やテレビなど様々な素材から言葉を採集し、そこから辞書の見出し語を選択すると述べている。このことから、2000年頃まで辞書に記載されていなかった「差別語」という言葉が、説明されるようになったということは、この言葉が新聞、雑誌、テレビなど様々な場面で多く使用されてきたことが分かる。また、見坊は、「辞書の見出しはページ数とわりあいに関係があって、1000ページ程度の厚みのもので語数が617万というものになりますと、見出しに関してはこれまでのところと大同小異です」(p.37)と述べている。つまり、ある言葉を見出し語として加えるために、他の見出し語を削除しなければならないというようなこともある。このような考え方からすれば、「差別語」が見出し語として加えられたことは、さらにこの言葉の重要性を示していると言える。

筆者の調べた限りでは、辞書における「差別語」の説明に関する変化についての先行研究は見受けられないが、以上述べたように辞書に反映されるということは「差別語」という言葉、そして「差別語」に関する社会現象がますます重要視されることの証拠であると考えられる。

以下、辞書における「差別語」の記述がどのようになされているか、そしてその記述にどのような変化が見られるかについて考察する。

2.1 「差別語」の中にある「差別」の意味

「差別語」を見出し語として説明していないが、「差別」の説明の中で用例として「差別語」を紹介している辞書もある。例えば、『新明解国語辞典』(第七

版)では、「差別」について以下のように幾つかの用法が記載されている。

〔「差」は、ちがうの意。古くは、「しゃべつ」〕㊶比較される双方の間に客観的に認められる形状などの違い。「どれも同じ種類の果物だが大小の一が見られる/男女の一はあるが同じ人間だ」㊷問題となる事柄について、対立するどちらに属するかの判断が求められる、価値的な違い。「善と悪の一/愛国者と売国奴との一は微妙だ」㊸一する(他サ)〈なに・だれトなに・だれヲ一する〉対象を何らかの基準(観点)によって区分し、それぞれに異なった扱いをすること。「仕事の面で男女の一を無くする/年齢による一を設けて競技を行う/プロとアマの一無く参加を認める/無一級・無一爆発」㊹一する(他サ)〈だれヲ一する〉(社会的な偏見に基づいて)弱い立場にある(何らかの不利な条件を負っている)人に対して、不当に低い待遇を強いたり侮蔑的な扱いをしたりすること。障害者を一することは許されないことだ/人種による一/一語(pp.586-587)

(ゴシック体はは筆者による。以下同じ)

上記の「差別」の説明の中で、三番目に「差別語」が用例として挙げられている。つまり、「差別語」の「差別」は上の三番目の意味に当てはまるのである。他動詞としての「差別」は「だれヲ差別する」という形で使われ、「差別」の対象は人間であることが記されている。すなわち、「差別語」の中の「差別」は人間にしかできないことであり、また、その受け手も人間でしかない。差別語の言葉としての機能は、人間の複雑な言語意識と社会関係などと大きく絡んでおり、差別語の意味も言語環境に左右されるのである。

「差別」の意味についてももう一例を挙げると、『三省堂国語辞典』(第七版)では、「差別」について、

- ①ある基準にもとづいて、(差をつけて)区別すること。「一なく あつかう」
- ②偏見(ヘンケン)や不当な基準などをもとに、特定の人に対して不利益・不平等なあつかいをすること。「人種一・一待遇(タイグウ)・一語」・一か[差別化](名・他サ)他とのちがいを明確にすること。「製品の一をはかる」

(p.578)

との説明がある。ここの2番目の意味が、いわゆる「差別語」の中にある「差別」の意味である。しかし、新語をよく取り上げるとされている『三省堂国語辞典』では、「差別語」の定義は見受けられない。では、「差別語」という語は辞書でどのように定義されているのだろうか。以下では、『広辞苑』『日本国語大辞典』などの辞書にある「差別」と「差別語」の定義について見てみよう。

2.2 辞書における「差別」と「差別語」に関する記述と変遷

辞書では「差別語」を、「差別」の派生語として説明することもあるため、以下では、「差別語」の定義がなされている辞書における「差別語」および「差別」の記述とその変遷を併せて見ていく。

2.2.1 『広辞苑』の記述

『広辞苑』では、「差別」の意味に関する説明に変化が見られる。また、第五版まで「差別語」という語についての説明はなかったが、最新版の第六版(2008)では「差別」の派生語として説明されるようになった。以下では、『広辞苑』における「差別」と「差別語」の記述の変遷を表2.1で示す。

表 2.1 『広辞苑』における「差別」と「差別語」の記述

| | |
|-------------------------------|--|
| <p>初 版 (1955)</p> | <p>①〔仏〕しゃべつ。②区別。弁別。ちがい。けじめ。一かい【差別界】〔仏〕しゃべつかい。一かんぜい【差別関税】(differential duties)或種の商品または或国からの輸入に対し、一般率と異なる取扱をなす関税。報復・互恵などの目的により割増関税・割引関税などの別がある。区別関税。一たいぐう【差別待遇】待遇に差をつけて人をあしらうこと。</p> |
| <p>第二版 (1969)</p> | <p>①〔仏〕しゃべつ。②差をつけること。区別。ちがい。けじめ。【差別関税】(differential duties)或種の商品または或国からの輸入に対し、一般率と異なる取扱をなす関税。報復・互恵などの目的により割増関税・割引関税などの別がある。区別関税。一たいぐう【差別待遇】待遇に差をつけて人をあしらうこと。</p> |
| <p>第二版 補訂版 (1976)</p> | <p>①〔仏〕⇒しゃべつ。②差をつけて取りあつかうこと。わけへだて。一かんぜい【差別関税】(differential duties)或種の商品または或国からの輸入に対し、一般率と異なる取扱をなす関税。報復・互恵などの目的により割増関税・割引関税などの別がある。区別関税。一たいぐう【差別待遇】待遇に差をつけて人をあしらうこと。</p> |
| <p>第三版 (1983)</p> | <p>①〔仏〕⇒しゃべつ。②差をつけて取りあつかうこと。わけへだて。一かんぜい【差別関税】(differential duties)或種の商品または或国からの輸入に対し、一般率と異なる取扱をなす関税。報復・互恵などの目的により割増関税・割引関税などの別がある。区別関税。一たいぐう【差別待遇】待遇に差をつけて人をあしらうこと。</p> |
| <p>第四版 (1991)</p> | <p>①差をつけて取りあつかうこと。わけへだて。正当な理由なく劣ったものとして不当に扱うこと。「一意識」②区別すること。けじめ。「大小の一がある」③⇒しゃべつ。一かんぜい【差別関税】(differential duties)或種の商品または或国からの輸入に対し、一般率と異なる取扱をなす関税。報復・互恵などの目的により割増関税・割引関税などの別がある。区別関税。一たいぐう【差別待遇】待遇</p> |

| | |
|---------------|---|
| | に差をつけて人をあしらうこと。 |
| 第五版 (1998) | ①差をつけて取りあつかうこと。わけへだて。正当な理由なく劣ったものとして不当に扱うこと。「一意識」②区別すること。はじめ。「大小の一がある」③⇒しゃべつ。一か【差別化】他との違いを明確にして、独自性を積極的に示すこと。「他者製品との一を図る」一かんぜい【差別関税】(differential duties)ある種の商品またはある国からの輸入に対し、一般率と異なる取扱いをする関税。報復・互恵などの目的により割増関税・割引関税に大別される。区別関税。一たいぐう【差別待遇】待遇に差をつけて人をあしらうこと。 |
| 第六版 (2008) | ①差をつけて取りあつかうこと。わけへだて。正当な理由なく劣ったものとして不当に扱うこと。「一意識」②区別すること。はじめ。「大小の一がある」③⇒しゃべつ。一か【差別化】他との違いを明確にして、独自性を積極的に示すこと。「他者製品との一を図る」一かんぜい【差別関税】(differential duties)ある種の商品またはある国からの輸入に対し、一般率と異なる取扱いをする関税。報復・互恵などの目的により割増関税・割引関税に大別される。区別関税。一ご【差別語】特定の人を不当に低く扱ったり蔑視したりする意味合いを含む語。一たいぐう【差別待遇】待遇に差をつけて人をあしらうこと。 |

上の一覧表から分かるように、『広辞苑』では、「差別」の意味説明について、初版(1955)、第二版(1969)では現在で言う「差別語」の「差別」の意味が記載されていない。第二版補訂版(1976)では、「差をつけて取りあつかうこと。わけへだて」という意味が加えられた。ただし、その意味の語例として挙げられている「差別関税」について「一般率と異なる取扱をなす関税。報復・互恵などの目的により割増関税・割引関税などの別がある」と説明があるように、「差別」自体は特に「見下す」という意味に限定されていなかった。そして、第四版(1991)から「差をつけて取りあつかうこと。わけへだて」という意味の後に「正当な理由なく劣ったものとして不当に扱うこと」という説明が加えられるようになり、またその用法の例として「差別意識」という言葉が挙げられている。さら

に第六版(2008)では「差別語」が「差別」の派生語として、「特定の人を不当に低く扱ったり蔑視したりする意味合いを含む語」と説明されるようになった。このような変化は、「差別」と「差別語」の両方が言葉として意識されつつあることを示している。

2.2.2 『日本国語大辞典』の記述

『日本国語大辞典』は、1974年に初版が、2001年に第二版が出版されている。『日本国語大辞典』は「上代語から現代語まで、方言からハイテク用語まで、日本語のすべてを集大成した五〇万語の国語大辞典」(柳瀬, 2003, p.236)という評価があるように、『日本国語大辞典』は今日出版されている国語辞典として最も権威のある存在である。

「差別語」に関する記述について、1974年に出版された『日本国語大辞典』の初版には「差別語」という見出し語はなかったが、2001年の第二版では見出し語として加えられた。

表 2.2 『日本国語大辞典』における「差別」と「差別語」の記述

| | 差別 | 差別語 |
|--------------|--|-----|
| 初版 (1974) | <p>〔名〕①けじめをつけること。差をつけて区別すること。ちがい。分別。しゃべち。しゃべつ。* 大乘掌珍論天曆九年点「自他宗に於て計度すること差別(サベツなる)をもちて」* 西洋道中膝栗毛〈仮名垣魯文〉五・上「船中港のさべつ(サベツ)なく洒落ちらしたる瓢軽同志」* 花ごもり〈樋口一葉〉三「小と大との差別(サベツ)を知りたらば」* 陳書・劉師知伝「此与二梓宮部伍一、有二何差別」</p> <p>②特に現代において、あるものを、正当な理由なしに、他よりも低く扱うこと。③⇒しゃべつ(差別)。</p> <p>発音<なまり>シャベツ〔淡路・紀州・広島〕〈標ア〉サ〈京ア〉 サ</p> | なし |

| | | |
|-----------------------|---|--|
| <p>第二版 (2001)</p> | <p>〔名〕①けじめをつけること。差をつけて区別すること。ちがい。分別。しゃべち。しゃべつ。* 大乘掌珍論天曆九年点(955)「自他宗に於て計度すること差別(サベツなる)をもちて」* 西洋道中膝栗毛(1870-76)〈仮名垣魯文〉五・上「船中港のさべつ(サベツ)なく洒落ちらしたる瓢軽同志」* 花ごもり(1894)〈樋口一葉〉三「小と大との差別(サベツ)を知りたらば」* 学生と教養(1936)〈鈴木利貞編〉教養としての自然科学〈石原純〉「始めて之をすべての非科学的仮説から差別することができるのであらう」* 陳書・劉師知伝「此与二梓宮部伍一、有二何差別」②特に現代において、あるものを、正当な理由なしに、他よりも低く扱うこと。* 櫂の芽立(1936)〈橋本英吉〉二「『家』は貧乏とか金持ちかいふ点で差別されない」* 富士のみえる村で(1951)〈金達寿〉「いわば私たちも岩村と同じ被圧迫・差別のなかで生きてきていた」③⇒しゃべつ(差別)。<small>補注</small>現在では「サベツ」と読むのが普通であるが、明治中ごろまでは「シャベツ」の読みの方が多く見られる。<small>発音</small><なまり>シャベツ〔淡路・紀州・広島〕〈標ア〉<small>サ</small>〈京ア〉<small>サ</small></p> | <p>〔名〕偏見や不当な先入観によって、あるものを他よりも低く扱ったり、蔑視したりするような語感を伴うことば。<small>発音</small>サベツゴ〈標ア〉<small>0</small></p> |
|-----------------------|---|--|

『日本国語大辞典』(初版)には「差別」について「特に現代において、あるものを、正当な理由なしに、他よりも低く扱うこと」と記述されており、第二版とその意味に大きな変化が見受けられないが、第二版では例文が加えられ、更に詳細な記述になっている。

また、第二版では、「差別語」についての説明が増え、そして見出し語として挙げられるようになった。ここでは、「偏見や不当な先入観」という差別語が成り立つ前提と「あるものを他よりも低く扱ったり、蔑視したりするような語感」という差別語の特徴が強調されている。このように、『日本国語大辞典』の第二

版に「差別語」という見出し語が加えられたのは、第二版の出版時まで「差別語」という言葉が注目され、より多く使用されたことを示している。

2.2.3 『大辞泉』の記述

『大辞泉』は1995年の初版、1998年の増補・新装版を経て、2012年に第二版が出版されている。この第二版から「差別語」という項目が見出し語として取り上げられるようになった。

表 2.3 『大辞泉』における「差別」と「差別語」の記述

| | 差別 | 差別語 |
|----------------------|--|-----|
| 初版 (1995) | 〔名〕①あるものと別のあるものとの間に認められる違い。また、それに従って区別すること。「両者の一を明らかにする」②取り扱いに差をつけること。特に、他よりも不当に低く取り扱うこと。「性別によって—しない」「人種—」③⇒しゃべつ(差別) —かんぜい【差別関税】特定の商品、または特定の国からの輸入について、通常の税率とは異なる税率を適用する関税。割増関税と割引関税に大別され、前者に報復関税・相殺関税・ダンピング防止関税、後者に特惠関税などがある。—たいぐう【差別待遇】差別をつけた待遇。特に、正当な理由もなく、他より低く待遇すること。 | なし |
| 初版(増補・新装版) (1998) | 〔名〕①あるものと別のあるものとの間に認められる違い。また、それに従って区別すること。「両者の一を明らかにする」②取り扱いに差をつけること。特に、他よりも不当に低く取り扱うこと。「性別によって—しない」「人種—」③⇒しゃべつ(差別) —かんぜい【差別関税】特定の商品、または特定の国からの輸入について、通常の税率とは異なる税率を適 | なし |

| | | |
|---------------|---|--|
| | 用する関税。割増関税と割引関税に大別され、前者に報復関税・相殺関税・ダンピング防止関税、後者に特惠関税などがある。一たいぐう【差別待遇】差別をつけた待遇。特に、正当な理由もなく、他より低く待遇すること。 | |
| 第二版 (2012) | 〔名〕①あるものと別のあるものとの間に認められる違い。また、それに従って区別すること。「両者の一を明らかにする」②取り扱いに差をつけること。特に、他よりも不当に低く扱うこと。「性別によって一しない」「人種一」③⇒しゃべつ(差別)〔類語〕別・分かち・区分・区分け・小分け・けじめ・区別・分ける | 特定の人・団体・性などを不当に低く扱ったり、見下したりする意味合いを含む言葉。差別用語。 |

『大辞泉』では、初版(1995)とその後の増補・新装版において「差別」に関する説明は変わらなかったが、第二版(2012)では「差別関税」や「差別待遇」などの項目が派生語から見出し語に変わり、さらに「差別語」という見出し語が追加された。この定義では、「差別語」の対象を「特定の人・団体・性など」としており、また差別語に含まれた意味合いについて「不当に低く扱ったり、見下したりする」と述べている。

『大辞泉』のこのような記述の変化も、時代の変化にともなって「差別」に関する言葉の使用頻度が多くなり、「差別」に関する意識もますます重要視されるようになったことを反映していると言ってよいだろう。

2.2.4 『集英社国語辞典』の記述

『集英社国語辞典』でも、下記の表に示すように、初版(1993)に「差別語」の説明がなかったが、第二版(2000)に加えられた。

表 2.4 『集英社国語辞典』における「差別」と「差別語」の記述

| | |
|---------------|---|
| 初版 (1993) | 〔名・他スル〕①不当に分け隔てすること。「人種―」「―待遇」②区別すること。違い。「品質の―」 |
| 第二版 (2000) | 〔名・他スル〕①不当に分け隔てすること。「人種―」「―待遇」②区別すること。違い。「品質の―」一語ゴ[語]その語で指示する対象を差別する意識の感じられる語。身体的差別・性差別・身分的差別などがある。「女中」「裏日本」など。 |

「差別」の説明について、『集英社国語辞典』では初版から「不当に分け隔てすること」という意味が挙げられ、さらに第二版では「差別語」の定義がなされている。また、他の辞書には「差別語」の具体例がないのに対して、ここでは、「女中」「裏日本」が提示されている。

2.3 まとめ

以上見てきたように、『広辞苑』では、「差をつけて取りあつかうこと。わけへだて」という意味が掲載されたのは第二版補訂版(1976年)であり、「特定の者を不当に低く扱う」という「差別」の意味に関する説明は1991年の第四版からである。1970年代頃から、「差別」をこの意味合いで使用することが徐々に一般化してきている。

また、辞書における「差別」の意味説明で、「差別化」という言葉が用例として挙げられることもある。例えば、『三省堂国語辞典』(第七版)では、「差別化」が「他とのちがいを明確にすること。『製品の一をはかる』」と説明されている。しかし、近年では、この言葉の使用が問題になることもある。例えば、2001年に「差別化」の使用についての下のような抗議も起きている。

二〇〇一年、都立日比谷高校が独自の入学試験を実施するというニュースを、テレビ朝日系の『ニュースステーション』が取り上げた際、キャスターが「他の都立高校と差別化を図る―」とコメントしたところ、放送を見ている部落解放同盟東京都連から「差別化という言葉をおかしく使うのはおかしい。この場合は、個性化など、他の言葉に言い換えることが可能」と

指摘、抗議された。(堀田, 2008, p.294)

この抗議の妥当性については論じないことにするが、「差別化」という言葉の使用が問題視されるのは、数十年前なら想像しがたいことであろう。このことは、「差別語」の中の「差別」の意味がますます普遍化してきたことを示している。

また、「差別語」が見出し語として説明されるようになる傾向も一部の辞書に見られる。「差別語」が説明されるようになったのは2000年前後のことである。例えば、上記の『日本国語大辞典』と『大辞泉』のように、「差別語」が見出し語として定義されるようになったのは、それぞれ2001年と2012年のことである。このような変化は、「差別語」が1960年代以降の議論を経て独立した語として定着しつつあることを示唆している。この点について、倉島(1995)では、辞書と新しい言葉について次のように述べている。

前に述べたように、辞書は言葉に関する疑問の解決あるいは判断のより所とされ、それゆえに強く規範性を求められる存在である。一方、現実の言葉はいく世代にもわたる多くの人々によって使用されているうちに、次々と新しい慣用が生まれる。その中には徐々に社会に浸透して、ついにはそれまでの規範と拮抗するほどの勢力を獲得するようになるものがある。

(p.36)

そしてこのような現実に起こる言葉の変化に辞書はどのように対応しているかということについて、倉島は以下の結論を出している。

一、新しい語形や用法などが生まれ、次第に勢力を増し定着して行く過程で、国語辞典の対応の仕方に、否定から肯定まで三ないし四種の型がある。

二、この三ないし四種の型は、一つの辞書が改訂によって逐次移行したためにできたものではない。個々の辞書の基本的態度自体が、このように分かれているものと思われる。

三、多くの辞書は、言葉の新しい慣用に対して一つの態度を選ぶと、改訂してもその態度をなかなか変えない。新しい慣用が一般化し定着の度を強めると、ごくゆっくりとはあるが取り上げる辞書も増える。しかし、その慣用に対して否定的態度であった辞書が改訂を重ねても、必ずしも肯定に向かうわけではない。

……(中略)

四、新語や新語義が辞書に取り上げられるまでの時間に比べると、用法に関する変化が辞書に記載されるまでに要する時間の方が長い。文法に関する変化が辞書に記載されるまでには、用法よりもなお一層の時間を要する。

五、新しい刊行された辞書(改訂ではなく、新しく編集された辞書)の方が、それ以前に刊行された辞書より、新しい慣用を取り上げているとは限らない。

新語の採録は新刊・改訂版の国語辞典の宣伝文句にもされるように、世間に流布しだしてから比較的短い期間で辞書に記載される傾向がある。それに比べると、用法・文法に関する変化が辞書に取り上げられるのに時間がかかる。(pp.63-64)

倉島のこの指摘から考えれば、「差別語」という言葉が多くの辞書に取り上げられるようになったのは、この言葉が一般化し定着してきたからであろう。また、辞書によって「基本的な態度」もさまざまであるが、幾つかの辞書が共通して「差別語」を取り上げることは、さらにこの言葉の一般化と定着を示しているのではないだろうか。

また、Landau (2001)は、具体的に辞書の見出し語を決めるにはその言葉が使われる頻度が大事であることを指摘している。

What are the criteria for deciding whether to put new words and new senses in a dictionary?

The number of citations for a word or sense collected over a period of time from a variety of sources determines whether it will be included.

(pp.202-203)

つまり、「差別語」についての定義が辞書に取り上げられるようになった直接的な理由は、「差別語」という言葉の使用頻度が高くなったということであろう。

以上述べてきたように、「差別語」が見出し語として辞書に載せられるようになったということは、ここ数十年、「差別語」が1つの独立した言葉として多用されてきたことがその理由だと考えられる。しかし、一般的に、ある言葉が広く使用されるようになったとしても、辞書に反映されるのに時間がかかる。そこで、「差別語」が辞書に取り上げられたことは、ここ数十年の日本社会の「差別語」に対する意識の変化を反映していると言えるだろう。つまり、このような変化には、差別や差別語に関する意識の広がりなどの社会的変化といった背景が窺える。ただし、「差別語」に関する論争が盛んになったのは1960~70年代頃であるが、前述した辞書で「差別語」が見出し語として現われるのは2000年以降になっている。このことは見坊(1977)が述べているように、「出ていてもいいはずのことばが、辞書に出ていない理由」として、「辞書がつくられた時期とそのことばが使われた時期のズレ」(p.17)があるということであろう。

しかし、「差別語とは何か」という疑問について、辞書における定義、説明を調べただけでは、序論で述べた差別語の定義に関する個人差や時代差といった問題点も指摘されていない。したがって、辞書のみを調べても、「差別語とは何か」に関する疑問は解決されない。

まとめると、辞書における「差別」と「差別語」の説明について、ここ数十年の間に変化が見られるものの、「差別語とは何か」という根本的な疑問に関する答えとしてはまだ十分とは言えない。そこで、次の章では、差別語に関する研究において、差別語はどのように捉えられてきたのかを考察することにする。

第三章 先行研究の考察

前章では、辞書における「差別語」の定義、およびその変遷を見たが、それだけでは「差別語」の概念についての説明はまだ十分とは言えない。そこで、本章では、序論で述べた「差別語とは何か」という疑問がこれまでどのように研究されてきたのかを検討してみる。具体的には、先行研究における差別語の定義を概観し、次に異なる視点での研究において、差別語はどのように捉えられてきたのかを見ていく。その上で、先行研究の問題点を分析し、本研究の立場を提示する。

3.1 差別語の定義に関する研究

差別語について考察している先行研究については、差別語に内在する差別的意味合いと差別を助長する機能に着目するものが多い。以下、この2つの面に注目して1960年代頃からの先行研究に見られる差別語の定義を考察する。

1960年代頃から差別語の問題が議論されるようになったが、60年代から70年代頃まで「差別語とは何か」という根本的な問いかけはあまり話題にされず、差別語の定義を試みた研究はまれである。

1975年に部落解放同盟中央本部書記局が出した「差別語問題についてのわれわれの見解」をテーマとした論文では、差別語への関心を「人びとの関心をよび、その非人間的表現を反省する気運の生れてきたこと」(p.40)と捉えている。また、八木(1976)は、差別語について「差別語とは、いうまでもなく何よりも差別社会の現実を反映したものとして機能する言語だ」(p.58)と述べており、その上で、「差別が存在するからこそ差別語が働くのであって、原則的には差別社会が止揚されれば、差別語はいずれ死語となる」(p.58)としている。さらに、寿岳(1976)は、「メタ言語と対象言語」および「言語における感化性と通達性」の2つの観点から差別語を捉えている。まず「メタ言語と対象言語」について、「対象言語」と「メタ言語」はそれぞれ「研究対象」と「研究の手段としての言

語」であり、差別語を「ほんとうに研究対象として見ようとする者には、積極的に見せねばならぬであろう」(p.57)と述べている。また、「通達」は「知的な内容」、「感化」は「情緒に訴える部分」であり、「差別語が生む感化性とは、そのことばの使い手には軽蔑、どこか陰惨な秘密めかした雰囲気等を連鎖的に生み出し、受け手は非情で苛酷な歴史のかげりを一挙によびさまされ、屈辱感にまみれる思いに、身も世もあらぬ切ない怒りをやがて生み出すのである」と述べている。最後に、「ことばは生きるいのちのしるし。いかに使うかは、使い手の周到な、そして燃える心の世界に一にたよっている」(p.57)ということを指摘している。つまり、差別語には差別的な意味合いが含まれ、差別語を使用することで指示対象を軽蔑、侮辱することになる。一方、差別語はまた「生きるいのちのしるし」であり、差別のニュアンスはその語の使われ方にも左右されるのである。

以上の3つの先行研究における「差別語」の捉え方は、主に差別語の機能や特徴を述べたものである。しかし、1960～70年代では、「差別語」を定義する研究は見受けられず、差別語に関する議論が盛んに行われた中であっても、「差別語とは何か」の答えは明確になっていなかった。

1980年代に入り、差別語を定義する論説や研究が多くなり、差別語とは何かを振り返って考え、差別語の社会的、言語学的な特徴を検討するものが増えた。例えば、磯村・福岡(1984)は、差別語を「歴史的・社会的な過程の中で、現実社会に厳存する差別的な諸関係が一定のコトバにまといつくことによって、それ自体に特定の被差別者たちにたいするネガティブな情動的意味あいが固着せしめられたコトバのこと」(p.16)と定義し、さらに以下のように差別語における「ネガティブな情動的意味あい」を強調している。

同一対象をさすのにいくとおりかのコトバが用いられることがある。そのばあい、同一の対象を指示しながらも、そこに込められた意味あいが異なることがある。対象を捉える視座の相異、と言ってもよい。たとえば、典型的な例としては、「被差別部落」というコトバと「特殊部落」というコトバ。これらは同一の対象をさしつつも、その含意はまっこうから対立しあう。「特殊部落」は、明治末期に作られた官製の差別語としてあまりにも有

名だが、このコトバには、“あの人たちはわれわれとはちがう何かしら特殊な人たちであって、差別されても仕方のない理由をもともと持っている”かのような含意・響きが込められている。そのような意味あいをもったコトバとして、歴史的・社会的に人びととのあいだに定着してきた。それにたいして、「被差別部落」というコトバは、戦後の解放運動のなかから作りだされた。このコトバのばあいには、差別を自明視したり、差別の責任を被差別者の側におしついたりする含意は完全に一掃され、被差別者を取りまく差別する側の問題性・不当性が、鮮明に含意されている。(pp.16-17)

また、磯村・福岡(1984)は、差別語の機能として「被差別者を傷つける」とと「差別意識の助長」の二点を指摘し、さらに差別語であるかどうかを判断する基準として「その語の成り立ちや、その語に歴史的・社会的に付与されてきている情動的レヴェル意味あいいかんを討究すること」(p.24)を提示している。この磯村・福岡(1984)の差別語の定義は、その語の社会的・歴史的なネガティブな意味あいを強調しているが、差別語の使われ方といった文脈との関わりについて言及していない。

なお、渡辺(1989)は、「逆差別」「逆差別語」と対照して「差別」「差別語」を定義している。

特定の属性をもった人間をその属性をもっているというだけで不当に他より否定的に、または非好意的に処遇することを差別という。その裏返しに、特定の属性をもった人間をその属性をもっているという理由だけで不当に他より肯定的に、または好意的に処遇することを逆差別という。そしてこのような差別・逆差別を顕在化、助長、もしくは固定化するために使用される(または、役立っている)語を差別語・逆差別語という。(p.67)

この定義は「逆差別語」との対照を通して、特定の属性をもった人間への差別の不当性を強調している。ある人の持っている属性、特に自己選択できない属性によってその人を見下したり見上げたりするのは不当であるが、現実ではこのようなことがしばしば起きる。「差別」と「逆差別」とも、「平等」の観点

から不当な扱いという点に共通している。また、その特定の属性への偏見は、不当なイデオロギーの反映であることも考えられる。この定義では、「逆差別語」との対照を通して、さらに「差別語」が「人権の平等」から外れていることを明示している。

また、塩見(1995)では、差別語を「いまの日本社会において、避けたい『呼称』と考えられているもの」(p.25)と捉え、差別語であるかどうかは、差別語によって指し示された当事者の意見にしたがうべきだと主張している(p.28)。さらに、「差別する呼称がないところに差別はない」(p.37)と指摘している。

上記の1980年代の差別語の定義は、差別語の使用が被差別者を傷つけるという特徴を強調するものが多い。このような「差別語」の定義から、人権運動などを背景に差別語への態度や意識の変化も窺える。

続いて1990年代の研究に見られる差別語の定義には、これまでの差別語の定義を発展させ、さらに具体的な定義が見られるようになった。桜井(1996)は、意味論的分析を通して、「概念的意味」と「連想的意味」の違いから差別語を次のように説明している。

「意味」の中心をなすものは「概念的意味 (conceptual meaning)」である。いうまでもなくこれはその語にとって論理的に必要な不可欠な意味であり、たとえば「少年」という語では「未成年の男性」がこれにあたる。

このほかに「連想的意味 (associative meaning)」と呼ばれるものがある。これは、一般にその語から連想されるイメージである。

……(中略)

差別語を議論する際に、こうした意味の区別を明確にしておかなければならない。たとえば、「めくら」と言っても「目の不自由な人」と言っても実体は何も変わらないではないか、という主張がある。これは概念的意味については正しい。しかし問題とされているのは「連想的意味」である。

「めくら」という語にはさげすんだ感じがつきまとうが、「目の不自由な人」にはそれがない。(pp.1056-1057)

桜井が指摘した通り、差別語と言われるものにはこのような「連想的意味」がある。「めくら」と「目の不自由な人」の指示対象が同じであっても、この2つの語を同一視できない理由はそこにあると思われる。

また、遠藤(1993)は、差別語は「何らかの基準のもとに、それとの差違を見出して、ある人物を他の人物と区別して名づけ、それが名づけられた人物の人権を損なうことになる語句や表現」(p.110)であると解釈している。遠藤(1993)のこの差別語の定義は、前述の先行研究における差別語の定義と同じく、差別語の不当性と被差別者の人権を損なうことを提示しているが、差別語の社会性と歴史性を考慮していないようである。また、遠藤のこの定義は「差別語」を「語句や表現」と規定しているが、「差別表現」との区別や関係も明らかにしていない。

1990年代では、上の桜井(1996)のような言語学の観点から差別語を分析する研究が増えたことから、差別語の問題が「議論」から「研究」に変化しているところが目立ってきた。

2000年以降、差別語の研究はさらに深まり、「差別語とは何か」はさらに多くの観点から問われるようになった。例えば、佐竹(2000)は「概念的意味」と「周辺の意味」から差別語の構造を捉えている。

語の意味を概念的意味だけに限ってしまえば、現実の表現や理解にかかわる重要な意味現象がとらえきれないことになる。たとえば、ある人は同じ対象を「めし」とはいわず常に「ごはん」というのであるが、もし概念的意味のみが重要な意味であるなら、ときには「めし」といってもよさそうなものである。そうしないのは、「めし」と「ごはん」の文体的意味の差による。概念的意味は語の意味の中心だが、けっして意味のすべてではない。概念的意味以外にも、文体的意味や情緒的文化的意味(たとえば、「赤ん坊=かわいい」「へビ=執念深い」「鳩=平和の使者」「白=清潔」など)も語の意味の一部をなしている。文体的意味は語の出自や使用者・使用領域の特徴など概念的意味には直接関与しない要素から生じる意味であり、情緒的文化的意味は語が使用されるなかで二次的に付与される意味である。意味の中心である概念的意味にたいして、これらの意味は周辺の意味と呼

ばれるが、だからといってこのような意味が重要でないということではない。人が語を用いたり理解したりするにあたっては、この周辺の意味を無視することはできない(pp.78-79)。

また、佐竹は、障害者に関する差別語ではこの周辺の意味が問題になるものが多いと指摘している。その理由として、「それらの語は、指示対象との関係を示す概念的意味(『これこれの障害をもつ者』)以外に、歴史的に築かれてきた障害者観によって付与された情緒的意味を持っている」(p.79)と述べている。すなわち、差別語とされる語の中でも、特に障害者に関わる差別語が「周辺の意味」にマイナスの語感があるということだ。

なお、差別語に含まれる差別性はその周辺の意味によるものが多いが、佐竹によると、語の意味の差別性は周辺の意味によってのみ生じるわけではなく、概念的意味自体が差別性を有する語も存在する。

例えば、「業病」「帰化」「嫁」の各語について、その概念的意味を「ハンセン病」「国籍取得」「息子の妻」と同じとみることはできない。それぞれは対象を「前世の悪業の報い」「君主の徳に帰順する」「(家父長制的な)家の従属物」というとらえかたで指示しているのであって、これらの差別イデオロギーが意味特徴のひとつとなっている語である。なかには、「土人」「(第)三国人」のように、情緒的意味の差別性が周辺から中心へと移行するかたちで差別的な概念的意味が成立するばあいも認められる。

また、差別イデオロギーを語の意味に内包しているというより、それを前提として意味が成立している語もある。「男まさり」という語を例にとるなら、この語は辞書では「男以上にしっかりしていること・女」のような語釈がなされているのがふつうだが、この意味が成り立つには「女は男よりおとっている」という前提がいる。(p.82)

佐竹(2000)による差別語の定義は、桜井(1996)よりさらに発展し、差別語は「周辺の意味」以外に、「概念的意味」にも差別の意味合いが含まれる可能性があることを指摘した。このような言語学的分析から、文脈に依存しなくても

差別語は存在することを検証したが、差別語とそれが使用される文脈の関係を明らかにしていない。

李・廣橋(2010)は、「差別語」を以下のように定義している。

差別語とは、差別語はたんに他者との差異を強調する優越感の具体的な言語シンボルではなく、歴史的事実としての差別、社会的現実としての差別をシンボライズする言葉である。また、さらなる偏見を生み出し、差別を助長・再生産させる「資源」として利用されてきた言葉でもある。そのように差別語は、差別を維持し補強する社会的影響力をもっており、その実態のために該当の人たちが社会からスポイルされ、疎外され続けてきたという負の歴史を背負った言葉であるといえる。(p.110)

つまり、差別語は差別の歴史や現実に基づきながら、差別の現実をさらに助長する機能を有するということである。しかしこの定義も、差別語が異なる文脈の中で差別の意味合いの変化があり得るということを考慮していないようである。

また、遠藤(2000)では、「差別」との関係から「差別語」を定義している。まず「差別」について、次のように述べている。

- 1 社会規範から見て、合理的な理由なく
- 2 個人あるいは集団がもつ生得的属性の差異を根拠として
- 3 人の人間としての尊厳を傷つけたり、否定したりすること。

で、そのような状況で発せられることば・文・表現が「差別語」ということになる。(p.168)

その上で、「差別語」になるものについて以下のように述べている。

差別語になるのは、人権を損なったり、不平等に扱うときで、そのようなことができるのは、被差別者より力があり、優位な側にいるものである。とすれば差別語になるのは、

- 1 マスコミの放送・出版物・教科書・公文書の中で使われるとき
- 2 政治家・裁判官・官僚・警察官・教員などが公的な場で発するとき
- 3 講演・講義など公の場で不特定の多数に話すとき
- 4 多数の話し手が少数の聞き手に話すとき

で、聞き手からは、反論したり、抵抗したりできない相手・場面のものである。(p.168)

遠藤(2000)の定義について、以下の2つの問題点が指摘できる。まず、「差別語」は「差別」を表す「ことば・文・表現」としているが、ここでは、「差別語」を「差別表現」と区別していない。次に、差別語になるのは公的な場などに限定しているが、対面会話の中でも差別語の使用もあり得ることが考えられる。

他に、小林(2011)では、差別語を下記の通り定義している。

差別語とはなんでしょうか。ひとことでいえば、他者の人格を個人的にも集団的にも傷つけ、蔑み社会的に排除し、侮蔑・抹殺する暴力性をもつ言葉のことです。しかも、もっぱら自己選択のできない自然的・社会的属性を差別の対象とされた人や集団を卑しめていう賤称語です。(p.16)

小林はまた、差別語の特徴を次の3点にまとめている。

1. 差別語と呼ばれる言葉には、それが意味する原意と差別性という2つの側面があります。原意とは、その言葉がさししめす対象の存在・状態です。たとえば、「めくら(盲)」という言葉は、まずもって“目の見えない人”を意味し、その存在をあらわしています。と同時に“めくら”という言葉があらわすもうひとつの側面が差別性です。つまり「五体満足でない」「人間として欠陥がある」「役に立たない」という蔑視感が“めくら”という言葉にこめられているわけです。いわば差別語は、原意と差別性の両面をあわせもつ言葉であるということができます。

2. 差別語は、その言葉自身にそれぞれ固有の歴史的、社会的背景をもっています。そのときどきの歴史状況のなかから生みだされ、社会的偏見にもとづく差別性(マイナスの価値)をふくんでいる言葉とってよいでしょう。「差別語がもつ差別性の側面」とのべたのはそのことです。身近に聞く例としてあげられるのが、障害者にかかわる言葉かもしれません。……(中略)
3. なにが差別なのか、なにが差別語なのかは、社会の進展によって大きく変化していきます。たとえば「めくら」にこめられた差別性は、近代になって、当事者みずからが声をあげることによってはじめて意識され、“差別語”として問題視されることになりました。たとえば、障害者に対する差別語を無自覚に使用していたテレビ・ラジオ・新聞に対して、大阪府の精神障害者団体などから、「『キチガイ』といったことばをテレビやラジオ等でもちいないでほしい」という要望がなされたのは、1974年のことでした。(pp.16-17)

小林(2011)は、上に挙げた差別語の定義の補足として、差別語の特徴を挙げつつ、差別語の「原意と差別性という2つの側面」「固有の歴史的、社会的背景」「差別語の定義は時代によって変化する」(p.18)といった特徴を提示し、「差別語」を発展する概念として捉えているが、このような特徴は差別語の定義の中で反映されていない。差別語の定義にも、このような差別語の特徴を反映させる必要がある。

以上、先行研究による差別語の定義は、時代の変化にともなって深まってきている。「差別語」は「差別を反映する」という機能から、その言語学的特徴に定義の焦点が広まりつつある。「差別語とは何か」については個々人の立場や考え方によって異なるだけではなく、時代的に「差別語とは何か」への認識も変化している。

以上の先行研究による差別語の定義は、辞書における定義よりも詳細になっており、また、言語学的視点からの差別語への分析も見られるように、差別語の様々な特徴をまとめている点が指摘できる。さらに、小林(2011)は差別語の概念は事件とともに変化するという特徴を指摘しているが、変化する差別語へ

の意識はこのような1つの定義に収まりきれない。このことから、先行研究に見る差別語の定義の限界性が分かる。

次の節では、序論で述べた差別語の概念に関する疑問と合わせて、先行研究での差別語の捉え方について分析していく。

3.2 差別語の全体像に関する研究

まず、差別語の全体像を求める研究として、塩見(2009)の『差別語とはなにか』が挙げられる。この研究では、「差別語の原理」を分析し、その上で「作家と差別語」をテーマに論述がなされている。まずマスメディアの差別語への態度について、「マスがマスであるためには、視聴者の同意が必須の条件だから」(p.19)と述べ、「たとえ自由にしゃべったり書いたりしているようにみえても、市民ひとりひとりの内部ではチェックが行われている」(p.19)としている。また、このチェックを「検閲」と名づけ、一人一人の中にフィルターがあり、発話の時点でまず自分から検閲を行うという(p.19)。そしてイデオロギーの違いや方言、性格、年齢、性別、立場などの違いがあるため、一人一人のフィルターの中の穴も違うのである(p.19)。「人数がふえればふえるほど、共通の穴がすくなくなり、情報の内容は単純化してくる」ため、「個々人の内部のフィルターを、外部に取り出したのが『規範フィルター』である」(p.20)ということだ。つまり、「いつでも多数派の意見が、マスメディアの規範になる」(p.22)と説明している。さらに、差別語の問題は呼称の問題であり、したがって差別の呼称を言い換えることで、差別意識を変える効果が期待できると主張する。

新平民から特殊部落、戦後の未解放部落から被差別部落へ、呼称が変わるたびに、部落を見る市民の目も少しずつ変化するのである。古い呼称を禁圧することで、新しい呼称を定着させてきたのである。(p.105)

塩見(2009)は、このような議論を重ねつつ、「差別語とは何か」はマスメディアにおける用語規制と差別語の言い換えから答えを探すべきであるという意見を出している。

戦前の日本では社会意識のうちのなにが規制され、戦後すぐにはどういう表現が規制されたか。それこそが文化の歴史なのである。ここからひるがえって、わたしたちはつぎのようにいうことができる。つまり、規制の歴史こそ、なにが差別されていたかを示していたし、今日の規制がどういう意味をもつのかを教えてくれる。そうであるから、過去の表現がいかに関心にくわなくても、いじってはならない。けっして修正してはならない。もしそれが今日の規制のやむにやまれぬ必要を語ってくれる、と。

(pp.158-159)

このように、塩見(2009)は『差別語とはなにか』を論考のタイトルにしているが、実際の内容は差別語を定義するのではなく、差別語の様々な特徴や差別語とマスメディアの関係から、言い換えの必要性を主張するものである。

塩見のこの研究は、差別語とは何かについて、言い換えの歴史を研究する視点を示唆しつつ、どのような語が差別語とされてきたのかへの研究を通して、マスメディア、さらに日本社会の差別語への態度を観察している。日本における差別語に対する意識の変遷を考察するには、この視点が参考になる。

また、小林(2011)は、主に「マスメディアと企業・公共団体の広報関係者」(p.5)を対象に、差別語と不快語の問題を紹介している。内容は「基礎編」、「実践編」、「具体的対応策」の3つの部分に分けているが、「基礎編」では、差別語と不快語の区別などを含めた差別語の基礎知識を述べている。「実践編」では、「障害者差別」、「病気(HIV感染症・ハンセン病・被爆者)差別」、「性差別」、「部落差別」、「職業差別」、「地域差別」、「人種・民族にかかわる差別語」、「宗教差別」、「不快語」に分けて、差別語に関する言葉の由来、歴史、糾弾事例を解説している。前節で述べた小林(2011)による差別語の定義の通り、小林は、差別語の概念は時間の変化とともに変化するということを提示しているが、差別語の定義と差別語への意識の時代的変遷がどのように関連しているのかについては論じていない。しかし、この点は、差別語の全体像を掴むために必要であり、さらなる研究が必要だと考えられる。

3.3 個別の差別語に関する研究

曹洞宗宗務庁(1994)は、「各人が人権問題に対し、主体的に取り組む契機となることを期待し」(p.5)、『差別語を考えるガイドブック』を出版、実例を挙げながら身体障害者差別、職業差別、地域差別、人種差別・民族差別、性差別、子どもと人権、部落差別、精神障害者差別などに関する差別語を検討した。その執筆姿勢について、以下のように述べている。

(1)具体的に差別語をあげ、差別とは何かを押さえ、読者にとって人権の問題が「自分の問題である」ということが分かるようにする。

(2)単なる「言い換え」のための手引きに終わらせず、ある発言・言葉が「差別語」となってしまう歴史的、社会的背景が問題であることを理解できるようにする。

(3)人間解放とは、差別している側が差別意識から解放されることである。その意味で、発話者の意識を問題としなければならないことを理解できるようにする。

(4)なぜ、ある言葉が差別になるのかを、読者が、差別される側の視点に立って考えられるようにする。

(5)「差別するつもりで言ったのではない」「つい、うっかり口がすべった」「差別語とは知らなかった」という弁解は通用しないことを理解できるようにする。(pp. 22-23)

ここに述べられている通り、『差別語を考えるガイドブック』は人権への尊重という観点から差別語を考える本であり、差別語とは何かを、差別の現実から解説し、特に被差別者の視点からどのような言葉が好ましくないかということに注目している。本書の編集は曹洞宗宗務庁となっているが、その出版は以下の町田宗夫曹洞宗宗務部長の発言事件からの影響も考えられる。

1979年、アメリカで開かれた第三回「宗教者平和会議」の討論の席上、日本から参加の町田宗夫曹洞宗宗務部長が「日本の部落問題というのは、今はありません」と発言をして、解同から厳しく糾弾された。(山中, 1992,

このような差別問題についての発言やそれに対する糾弾を通して、マスメディアが「差別語」の問題を重視し、さらに糾弾に対する批判も行われてきた。このことは、日本において差別語の問題を考えるきっかけにもなった。本研究では、このような差別語意識の変遷のプロセスを、差別語糾弾運動などからの影響も視野に入れて考察する。

他に、堀田(2008)は、「あらゆる情報発信者」を対象に、「その一言が誰かの心を大きく傷つけてはいないか—何が差別表現なのか—果たして『人権』は水戸黄門の印籠なのか？」(p.18)ということを検証するために、「差別表現とメディア」、「部落差別に関わる差別表現」、「障害者問題に関わる差別表現」、「民族問題に関わる差別表現」、「性に関わる差別表現」、「その他の差別・不適切表現」、「ウェブ上の差別表現・差別煽動の実態と対応」に分けて差別語問題のケーススタディを行っている。堀田(2008)では、差別語・差別表現の意味説明に加え、差別語問題の具体的事例の解説をしている。また、ウェブ上の差別語使用の実態など差別語に関する新しい動態も把握しており、差別語とは何かを考える素材を提供している。

また、高木(1988,1989,1992,1996,1999)は、『差別用語の基礎知識』という題名で四回の改訂を重ね、差別語に関する情報をまとめている。1999年に出版された最新版は、「被差別部落問題をめぐる差別表現」、「身体的差異をめぐる差別」、「外国人、職業、その他をめぐる差別表現 抗議、糾弾への対応」、「文学作品にみる差別表現」、「資料」の5つの部分からなっており、1990年代までの差別語に関する糾弾事件やマスメディアの対応などを細かく記述している。同書のねらいは「これまで『差別語』『差別表現』としてどういうことが問題となったか、それに対する対応や処置がどうなされたか、などの事例を出来るだけ集めて、この問題を考え、議論する素材を提供すること」(p.28)であるとしているように、差別語問題を考えるための資料を提供しているが、それ以上の議論は行われていない。

さらに、差別語をジャンル別に分け、個々の差別語の由来や糾弾事件などについて解説する研究として、日本ペンクラブ(1995)も挙げられる。これらの研

究は、差別語への理解を深めるために有用であるが、序論で述べた差別語の定義についての問題は扱っていない。他に、江上(2007)、上原(2011)など個々の差別語の具体例の資料提供ないし分析を行った研究も多数ある。

以上挙げた先行研究は、「差別語とは何か」を事例の形で示しているが、個々の事例どうしの間にもどのような繋がりがあり、それがどのような時代的特徴を反映しているのかについては論じられていない。本研究では、日本社会における差別語意識の変遷を、これらの研究で集められた事例を参考にし、さらにそれらの事件を背景とした差別語への意識の変遷を考察する。

3.4 差別語とマスメディアの差別語の言い換えに関する研究

差別語の問題はマスメディアと深い関わりがあるため、差別語とマスメディアの関わりをテーマにした研究も多数見られる。例えば、田宮(1993)は、「個人の表現者として、どう差別問題にかかわることが望ましいのだろうか。そして、マス・メディアの差別問題へのかかわり方はどうか」(p.19)という疑問から出発し、マスメディアの差別語への態度について論じている。さらに、田宮(1993)は、「部落差別、女性差別、障害者差別にかかわる表現」、「差別問題と放送メディアの役割」を検討した他、特に被差別者の立場から差別語と差別表現の問題を考えている。また、大学生の意識調査を行い、大学生にとって差別語とは何かを考察している。そこで、どのような表現が差別につながるのかを判断する基準について、田宮(1993)は部落差別を例に、次のように述べている。

1 差別語が表現のなかで使用されている場合。

このケースでは、表現者がその差別語を差別する意図で使っていたり、無自覚に使ったりしているのか。それとも表現者がその言葉を差別語だと認識したうえで、差別をなくしていく意図で自覚的に使っているのかどうか、全体の文脈のなかで判断していくこと。

2 部落にたいする差別意識や偏見が表現のなかに含まれている場合。

たとえひとつの差別語が使われていなくても、部落は「違った存在」「劣った存在」「怖いところ」などという差別的な見方にもとづいて表現していないかどうかを判断すること。

3 部落の現実を歪曲して表現している場合。

部落のなかに存在する現実の一部分を取り出して、それを誇大に強調したり歪曲したりする表現になっていないか。逆に部落のなかに見られる事実を意図的に無視するような表現になっていないかどうかを判断してみることに。

4 表現者が差別をなくしていくという姿勢をもっていない場合。

部落のなかに存在する現象をありのままに表現している場合でも、表現者が部落差別の因果関係をしっかりと認識したうえで、差別を撤廃したいという思いと姿勢を持って表現しているかどうかを判断すること。

(pp.25-26)

つまり、マスメディアにおける差別表現の問題においては、差別語だけではなく、差別の意識や表現の仕方なども重要であり、ゆえに「言葉だけを言い換えても差別の現実は変わらない」といったような意見が出る。田宮(1993)は表現する側の視点、差別される側の視点、また大学生への意識調査から差別語への対応とマスメディアの役割を分析しているものの、差別語とその言い換えの歴史の変遷については言及していない。

他に、磯村・福岡(1984)は、差別語の定義、差別語の機能、マスメディアの言い換え集の功罪の分析から、マスメディアの「差別用語」規制への態度や部落問題への態度などの調査まで、差別語とマスメディアの関係について議論した。結論として、次のように述べている。

差別語問題を問い、差別語問題を考えるということは、日本の文化を問いなおし、考えなおし、創りなおすことなのだ。差別語の根は深い。日本文化の奥底にまで根を張っている。とうてい、あれやこれやのコトバの“言い換え”だけでは、この問題は解決しえない。しかし、このことはけっして、あれやこれやの差別語を放置しておいてよいということにはつながらない。というのも、差別語の無自覚的使用は、被差別者の心を傷つけ人権を侵害する差別表現の一形態であると同時に、読み手・聴き手の意識裡に差別的なものの見方・考え方・感じ方を植えつけていく、あるいは、より

いっそうなじませていくという差別意識の再生産機能に一役かうからである。だが、じつはそれだけでなく、日本文化の奥底に根を張る差別的な心性構造を明るみにひきずりだす一つの手がかりとしても、あれやこれやの差別語の一つひとつにとことんこだわり続けることが必要なのだ。(p.2)

すなわち、差別語は差別意識の表現であると同時に、差別意識の再生産にも繋がっているという点を明らかにしている。また、マスメディアへの差別語意識の調査データなどを提供しているが、「差別語とは何か」についてマスメディアの中でどのように変化しているかという視点はないようである。

他に、池田(2012)は、『記者ハンドブック』に記載されている差別語とその言い換えについて、ひらがな、カタカナ、漢字をどのように用いているのかといった表現そのものに注目し、『記者ハンドブック』の差別語の変遷を考察した。その結果、差別語のマイナスイメージに関して、「初めから差別を目的として文字を用いて表現されたもの」と「使用する過程で、差別的な意味が付随したもの」の2種類に分類している。また、差別語の言い換えの特徴として、「もとの差別語の名残がなく、全く異なる表現に言い換え」、「差別語を分割することができ、それぞれ言い換え」、「一部のみを言い換え」、「文章で説明」、「使用不適切、もしくは使用を避ける」の5つのパターンにまとめており、さらに「言い換えには漢語や外来語などの使用がランダムに用いられ、決まった法則などはない」ということを指摘している。しかし、池田(2012)は言い換えのパターンの研究に留まっており、『記者ハンドブック』から見る差別語言い換えの年代的变化とその背景などに関する考察には至らなかった。

以上の先行研究では、マスメディアと差別語の関わりをさまざまな視点で解釈しているが、マスメディアにとっての差別語とは何か、そして差別語とは何かについての意識が時代的にどのように変遷していったのかという疑問は明らかになっていない。

「差別語とは何か」を明らかにするために、マスメディアにとっての差別語の研究は避けられない。特に、どのような語が差別語とされ、それがどのように言い換えられてきたのか、また、マスメディアの差別語に対する態度は、どのような背景でどのように変わってきたのかといった視点は、日本社会におけ

る人々の差別語への考え方を反映している。本研究は、差別語意識の変遷の考察にあたって、この視点を入れたい。

3.5 差別語の時代的変遷に関する研究

差別語に関する研究の中で、時代順に差別語に関する糾弾事例などを分析するものがある。例えば、用語と差別を考えるシンポジウム実行委員会(1975,1978)とその続編である山中(1992)は、1969年の『世界』回収事件から、1990年代頃までの差別語の糾弾、抗議にかかわる事件を詳しく紹介し、さらにマスメディアの言い換え集などの資料も収録している。

用語と差別を考えるシンポジウム実行委員会(1975,1978)、山中(1992)は年表式に差別語に関する知識をまとめており、差別語とは何かを考える際の資料を提供している。しかし、差別語に関する事件を年代別にまとめても、差別語意識がどのように変化しているのかを明らかにしたとは言えない。

また、差別語の言い換えの年代的特徴を考察する研究として、加藤(2010)が挙げられる。加藤は、『ちびくろサンボ』の絶版や再版に関わる差別語規制の問題を中心に、差別語とマスメディアに関わる事件の年代的特徴をまとめている。その結果、1970年代を「差別語への意識向上期」、1980年代を「差別語問題エスカレート期」、1990年代を「差別語問題転換期」と名付けた。加藤のこの研究は、「表現の自由」という問題を軸に差別語に関わる事件の時代的傾向を考察しており、差別語とは何かという根本的な疑問については触れていない。

以上の先行研究では、差別語を年代別に考察しているものの、「差別語」という概念を変化するものとして扱っていないということが言える。

3.6 先行研究の問題点と本研究の立場

上に挙げた先行研究では、辞書よりも詳細に差別語の定義を考察しており、また多様な観点から差別語を捉えているが、「差別語とは何か」という根本的な問いかけに対する答えは十分とは言えない。特に、序論で述べた差別語の捉え方に関する本研究の疑問について、先行研究では十分に検討されていないことが指摘できる。

まず、「差別語」についての考え方は、個人差がある。例えば、Aさんは「X」

が差別語だと思っても、Bさんはそう思わないかもしれない。逆にBさんは「Y」が差別語だと思っけていても、Aさんが賛成しないかもしれない。1つの言葉が差別語かどうかについて、論争になるのもそれが理由であろう。また、差別語とされる言葉でも、使用される歴史的社会的背景などにも差があるため、すべての差別語を同一の概念でまとめるのは難しい。序論で述べたとおり、同じ言葉でも、使う人の意志や文脈などにより、意味合いが異なる場合もあり得る。ある「差別語」の使用で不快感を覚えた人たちがその「差別語」の抗議と糾弾を行い、しかしそれが納得されず「行き過ぎ」や「言葉狩り」と指摘されることもある。差別語という語のカテゴリーは、どこまで規定されたら良いかという点も、差別語を定義する際に考慮しなければならないことである。しかし、先行研究では、このような個人差を踏まえた差別語という概念の捉え方はまだ十分とは言えない。

次に、「差別語」の概念は時代の変遷とともに変化している。差別語とは何かということへの考え方は変わってきており、そして今後も変わり続けると考えられる。したがって、差別語の定義を考える際に「変化」という要素は重要であり、考慮する必要がある。先行研究では、差別語の基礎知識、差別語の糾弾事例、差別語とマスメディアなどの様々な面からの議論と研究が行われてきた。しかし、個々の差別語の説明や差別語に関わる事件の紹介に留まるものが多く、ほとんどの研究の目的は「差別語とは何か」を考えるための資料提供にあり、「差別語とは何か」についての意識の変遷を追求する研究は見受けられない。

また、「差別語」と「差別を表す語」の間にずれがあることが指摘される。つまり、差別語を使った人は、それが「差別のため」だとは限らない。むしろ「差別の意志はない」と主張する人も多い。つまり、差別語に関わる「差別する意志」の有無の判定は難しい。先行研究では、「差別語」は「蔑視」や「見下し」などを前提としているものが多いと指摘しているが、使用される文脈が差別語の意味合いに影響することを指摘する研究は少ない。

3.7 本研究の課題

以上の先行研究の問題点を踏まえ、本研究では、差別語という概念を不変のものではなく、使用する人、指示対象、使われる文脈などによって常に変化し

ている概念として捉えることにする。序論で述べた「差別語とは何か」を考えるためのさまざまな背景を考慮し、「差別語」を定義するにはダイナミックな捉え方が必要である。

また、差別語をめぐるさまざまな問題は、語彙としての差別語だけではなく、それが使われる文脈なども大きく関わっているため、「差別語」の概念を考えるためにその使われ方を含めた「差別語事例」を考えることが必要である。

そこで、プロトタイプというアプローチで差別語事例を捉えることを提案したい。その理由は、山梨(2000)が述べているように、プロトタイプのアプローチは、拡張やゆらぎのカテゴリーを定義するのにふさわしいからである。

一見したところ、規則に支配されているようにみえる現象も、実際には言語使用の文脈においてゆらいでいる。認知言語学のアプローチは、日常言語の創造性を、閉じた規則支配の創造性としてみていくのではなく、拡張やゆらぎのなかにみられる変容のダイナミズムのなかにみていく新しい言語学のアプローチと言える。(p.41)

また、Geeraerts(1985)は、プロトタイプ・カテゴリーの特徴についてこのような指摘している。

In general, the consequences of prototype theory may be formulated as follows. In the first place, the fact that certain conceptual characteristics are more salient than others, and the fact that this preponderance is a question of gradation along a continuous scale, proves that an internal division of a lexical concept in an encyclopedic and a semantic part is fundamentally wrong. In the second place, an adequate description of the prototypical conceptual organization of categories in natural language entails the rejection of definitional techniques in terms of necessary and sufficient features, and the adoption of an encyclopedically, prototypically orientated form of description. ... Likewise, prototype theory observes that the nuances of

a concept are connected by several kinds of encyclopedic similarity, without there being a single semantist definition unambiguously covering all those cases. The nuances having the most features in common with the other applications of the concept occupy a central place in the structure on the category. (pp.140-141)

すなわち、プロトタイプのアプローチを用いることで、より典型的な事例とそうでないものを1つの概念にまとめることができる。差別語事例というカテゴリーは、閉じたカテゴリーではなく、より典型的な事例をそうでないものからなっている開放的なカテゴリーであると考えられる。

そこで、本研究は、プロトタイプの差別語事例の定義を試み、その特徴と合わせ差別語に関する意識の時代的な変遷を考察していく。

まず、次の章では、大きく「語彙的特徴」と差別語の意味合いを左右する「文脈的特徴」に分けて、差別語事例のプロトタイプの定義を試みる。

次に、『記者ハンドブック』を取り上げ、差別語とされる言葉やその変遷を考察し、「差別語」と見られた具体的な語とその言い換えを分析する。また、差別語についてどのような認識や言い換えが行われ、それがどのように変遷してきたのかを考察し、言い換えに対する態度の時代的特徴を解明する。

また、差別語に対する論争や議論から、差別語に対する意識の変遷を観察する。差別語についての論争は、いわゆる「差別表現」と合わせて考察することにする。

「差別表現」について、井上(2002)は、Austin(1962)が提唱した発話行為の3つのレベル(発話行為、発話内行為、発話媒体行為)の理論を用い、語用論の観点から下記の通り分析している。

それぞれの発話行為のレベルで差別があったかどうかという視点が、特定の差別発言についての構造を分析するときの手がかりになる。

①発話行為(locutionary act): 使用されたことばの中に差別表現がある場合

②発話内行為(illocutionary act): 発話者の意図に差別の意識が潜んでい

る場合

③ 発話媒体行為 (perlocutionary act): 受け手によって差別が感じとられる場合 (p.18)

井上(2002)は、さらに次のように述べている。

あることばが差別用語とみなされるかどうかについて、明確な線が引きにくく、発話行為レベルのみでの差別発言を問題にすることは、あまり生産的であるとは言い難い。大切なことは、その発話によって、どのような結果が引き起こされるかという問題である。(p.18)

すなわち、「差別語」の使用の有無だけでは「差別表現」を判断する基準になりにくい。差別語・差別表現に関する糾弾や抗議などでは、「発話者の意図に差別の意識が潜んでいる」ことや「受け手によって差別が感じ取られる」ことが反映されている。そこで、具体的な文脈の中で何が差別語・差別表現とされてきたのかを明らかにするために、差別語・差別表現に関する議論や論争を考察する。

以上述べてきたように、本研究では、差別語事例のプロトタイプ的定義を試みることと差別語に対する捉え方の変遷を追及することで、「差別語とは何か」への答えを探ることにする。また、差別語とされる具体的な語や差別語をめぐる様々な抗議や論争を考察し、差別語事例のプロトタイプの特徴と合わせながら差別語への意識の変遷を考察する。具体的には、まず『記者ハンドブック』を取り上げ、そこに記載されている「差別語」やその言い換えの変遷を考察し、マスメディアの言い換えという観点から「差別語」概念の特徴と変遷を把握する。次に、『記者ハンドブック』に見られるような「差別語」についての抗議や論争を検討し、差別語事例のプロトタイプの特徴と合わせて差別語への意識の変遷をさらに探り出す。

なお、研究の対象は差別語に関する研究書、ガイドブック、論文、新聞記事とする。第二章で述べたように、「差別語」が辞書で見出し語として挙げられ、定義されるようになり、「差別語」に関する意識がここ数十年の間に大きく変わ

ってきたことが分かった。また、山中(1992)によれば、日本で、差別語問題がクローズアップされたのは、1960年代頃からである。そこで、本研究では、1960年代からの日本語における差別語の問題を考察の対象とし、差別語への意識の変遷を考察する。

次章では、辞書や先行研究における差別語の定義を踏まえながら、差別語事例のプロトタイプ的定義を試みたい。

第四章 差別語事例のプロトタイプの定義の試み

前章では、先行研究を考察した上でプロトタイプのアプローチで差別語事例を捉えるという考え方を提示した。そこで、本章では、そのまとめとして、語彙的特徴と文脈的特徴の2つの面に絞り、差別語事例のプロトタイプの定義を試みる。

4.1 これまでのまとめ

前章まで、「差別語とは何か」という根本的な疑問から出発し、差別語の概念をめぐる様々な問題点を提示した。また、「差別語とは何か」を解明するために、辞書や先行研究における差別語の定義、また先行研究における差別語への捉え方を述べてきた。

まず、辞書における「差別」と「差別語」に関する説明は、ここ数十年の間に著しい変化が見られた。第二章で指摘したように、特に「差別語」が見出し語として取り上げられるようになったのは、本研究で考察した辞書では2000年以降のことであり、このことは「差別語」という語が数十年の議論を経て定着しつつあることを示唆している。しかし、辞書の定義だけでは、序論で述べた「支那」「めくら」「奥さま」が差別語であるかどうかを判断することは難しい。

次に、第三章に挙げた先行研究では、差別語の基礎知識、差別語の糾弾事例、差別語とマスメディアなど様々な面からの議論と研究が行われてきた。しかし、個々の差別語の説明や差別語に関わる事件の紹介に留まるものが多く、研究の目的はほぼすべて「差別語とは何か」を考えるための資料提供にあり、「差別語とは何か」についての意識の変遷を考察する研究は見受けられない。

差別語には、差別的な意味合いが含まれるため、差別語を使用することで指示対象を軽蔑、侮辱することになる。一方、差別語に含まれる差別のニュアンスはその語の使われ方にも左右される。辞書や先行研究の定義では、差別語の

この2つの属性を明瞭に示すものが少ない。そこで、本研究は差別語という概念を変わらぬものではなく、使用する人、指示対象、使われる文脈などによって常に変化しているものとして捉える。この視点に基づき、プロトタイプというアプローチで差別語事例を捉えることを提案した。

4.2 差別語事例のプロトタイプの定義の試み

差別語には、その語の意味合いで特定の人もしくは集団を蔑視したり侮辱したりする特徴があり、このような意味合いはつまり差別語事例の語彙的特徴であると考えられる。また、どのような文脈で使用されるかによって差別語のニュアンスも大きく変わり、差別語の使われ方と受け取り方はプロトタイプの文脈的特徴を決める。そこで、本研究では、差別語の語彙的特徴と文脈的特徴から差別語事例のプロトタイプの定義を試みる。

まず、語彙的特徴に関して、差別語事例のプロトタイプの差別性は「概念的意味」ないし「周辺の意味」にある(佐竹, 2000)と考える。つまり、差別語事例のプロトタイプは、差別の社会的イデオロギーにより、指示対象を他よりも低く扱われるという情緒的意味合いが含まれ、その語の指示する対象を表す以外に、差別的なニュアンスもある。差別の歴史または現実がその語の意味に差別の意味合いを付与するがゆえに、使用される文脈に関わらず、語彙的に差別語事例のプロトタイプは差別の意味合いが含まれている。

次に、文脈的特徴に関して、差別語はそれが使われる文脈と相互作用して差別の役割を果たす。使用する側の差別の意志の有無やそれを受け取る側の感じ方によって意味の色合いも変わってくる。したがって、1つの言葉が差別語事例のプロトタイプかどうかを判断するには、この2つの立場の考慮が必要である。差別語事例のプロトタイプは、いわゆる差別のために使われる差別語である。相賀(1986)が次のように「差別」という行為を説明している。

人間は生まれながら心身両面にわたってきわめて大きな可能性を潜在的にもっており、この可能性を自ら伸ばそうとするのは、人間の本性である。こうした可能性を実態化することによって、より有利な条件を獲得しようとする個人または集団の行為を、その個人または集団に付随する特性、ま

たは架空につくられた特性に基づいて他者が阻止する行為、これが差別である。(p.233)

つまり、差別語事例のプロトタイプに現わる「差別」の行為は指示対象になる人または集団が「より有利な条件を獲得しようとする」行為を阻止するため、差別語事例のプロトタイプは悪意を持って使用されるという特徴がある。

以上に述べたプロトタイプ差別語事例の語彙的特徴と文脈的特徴およびこれまで述べてきた辞書、先行研究による差別語の定義を踏まえて、差別語の語彙としての特徴と使用される文脈の二つの面から以下のように差別語事例のプロトタイプの定義を試みる。すなわち、差別語事例のプロトタイプは、

- ①(差別語が)社会的マジョリティーから社会的マイノリティーへの差別の歴史または現実を反映し、蔑視・見下しの意味を表すネガティブな語感があり、マイナスなイメージを連想させる。
- ②使用する人には差別の意志があり、嘲笑や軽蔑のために使われる。
- ③指示対象になる人を傷つけ、不快を感じさせる。

この中で、①は差別語事例の語彙的特徴であり、②と③は文脈的特徴である。差別語事例のプロトタイプの特徴を図式化すると、以下のようなものになる。

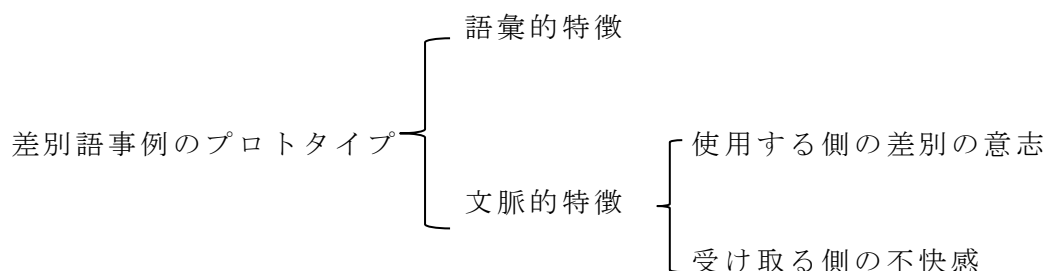


図 4.1 差別語事例のプロトタイプの特徴

差別語事例のプロトタイプには図 4.1 に示すように 3 つの特徴があるが、「差別語」の事例というカテゴリーに含まれる語は、全て同様な差別性を持っているのではなく、その語の歴史的、社会的な意味的特徴や使われ方によって差別のニュアンスも異なってくる。塩見(1995)では、差別語そのものが、いつも差別を表示しているわけではないとしており、差別語のネガティブな意味あいについて以下のように述べている。

差別語そのものは、社会からマイナスの価値を付与されているけれども、マイナス×マイナスがプラスになるように、それが使用される文脈しだいで、マイナスのイメージを消すことができる。つまり、(たとえば本書のように)差別語を使って差別でなくなる場合のあることをいっているのだが、この自明さと同じぐらいははっきりしているのは、差別語をまるで使用しなくても、差別を表明する文はいくらでも書けるということである。(p.32)

すなわち、差別のイデオロギーを反映する語でも、それが使用される文脈によっては、差別表現にならない場合もある。例えば被差別者が誇りを持って「差別語」を自称とする場合も見られるが、このような場合は差別にならないだろう。したがって、差別語となるには、語彙的特徴と文脈的特徴を必要とする。これらの条件をすべて満たす語が、差別語事例のプロトタイプ、言い換えれば、「差別語」のカテゴリーの最も中心的な事例である。一方、これらの条件から離れるものは、非典型的なものになる。

上記の 3 つの特徴を分けて見てみると、まず、「(差別語が)社会的マジョリティーから社会的マイノリティーへの差別の歴史または現実を反映する」という特徴が、差別語の「概念的意味」を規定する。例えば、川田(2006)は、以下の例を挙げている。

「差別語」とは、ひとつの単語として、差別性が強く表れているものである。「穢多」や「めくら」、「チャンコロ」など、相手を侮辱する、見下す、「異人」とみなして排除するために使われてきた歴史を持つ言葉を意味している。

そして、差別語に反映される「差別」そのものには、歴史的な背景があり、主に封建時代からの伝統で繋がっているところもある。例えば、財団法人奈良人権・部落解放研究所(2010)は、身分、職業、居住地域の差別語が「三位一体」であることは近世の特徴としている。

昔は、被差別部落民、身分はいわゆる「穢多・非人」といった身分、それから職業は皮革あるいは皮革に関連した産業の仕事とか、いろいろな職業につく。そのほかに、いわゆる「雑種賤民」の従事していたさまざまな職業。職人的な手仕事や諸種の芸能なども含まれています。そして居住する地域は環境の非常に悪い場所という、身分・職業・居住地域の三位一体の差別を受けていた。これは上からの封建的差別であるというふうに理解されてきたわけです。(pp.100-101)

また、「社会的マジョリティーと社会的マイノリティー」について、李・廣橋(2010)では、日本社会の「マイノリティー」を以下のように述べている。

現代の日本では、アイヌの人びと、沖縄の人びと、「在日韓国・朝鮮人」「日系人」や移民、外国人労働者などといったエスニック・マイノリティ(「少数民族」)に加えて、同性愛者などのセクシャル・マイノリティ、また、被差別部落出身者、障害者、女性、子ども、ホームレス状態の人びとなどもマイノリティとしてあげられよう。(p.115)

しかし、社会的マジョリティーとマイノリティーは絶対的なものではなく、見方によって変化する。例えば、福本(1969)は、以下のような自省を述べている。

部落民ではあるが、省みて私は、自己の内部に問わねばならなかった。「男性から卑しめられてきた婦人に対して、黒人やその混血児に対して、また在日朝鮮人に対して、またアイヌ人に対して、お前は言葉のみでなく、感

情の底の底まで、差別意識を生きつづけさせていないと果たして言えるか？」(p.57)

つまり、1つないしいくつかの立場でマイノリティーであっても、他の立場でマジョリティーになることもある。マジョリティーとマイノリティーは相対的なものである。

また、比喩的表現などに見られる「蔑視・見下しの意味を表すネガティブな語感があり、マイナスなイメージを連想させる」という特徴も、差別の社会的イデオロギーに基づくものである。佐竹(2000)が指摘しているように、差別語に含まれる差別のイデオロギーも、社会的マジョリティーとマイノリティーの力関係の変化にともなって変化する。

反差別運動は、部落差別・人種差別・民族差別・職業差別・障害者差別・性差別・同性愛差別・年齢差別とつぎつぎに広がりをもち、そのなかで差別語として異論申し立てがなされる語もふえていく。この異議申し立てが認められるかどうか、また、その認められかたがどの程度のものかは、差別イデオロギーと反差別イデオロギーのせめぎあいによって決まるのであり、そこには多数者・支配者である差別者がわと被差別者の力関係が反映される。(p.83)

佐竹はさらに、例として部落差別や障害者差別に関わる差別語は大多数に認識されているのに対して、性差別にかかわる差別語としての共通の認識が未だに少ないということを指摘している。

たとえば、「特殊部落」「えた」や「めくら」「つんぼ」といった語が大多数に差別語として認識されているのは、これまでの部落差別や障害者差別に抗する運動の一定の力を示すものであり、一方、性差別イデオロギーは非常に深く浸透していて強力な力をもっているために、フェミニズムは影響力をじゅうぶんに発揮しえず、性差別語にたいする一般の認識は低い状態にある。また、同性愛者のばあいも同様で、「ホモ」「レズ」「おかま」など

の語が差別語であるという訴えは、いまだ多数者に無視されたままである。
(p.83)

これはつまり、大多数の人に「差別語」と認められるには、その語に現われる差別の歴史や現実が大多数の人に認識されることが前提となるということである。このことについて、山田(1999)は次のように述べている。

言語問題の解決は文字通りの解決を意味しない。相互行為において調整され、一見解決されたかに見える「言語問題」は、実際には現在の社会に浸透し自明視された不均衡な権力関係や差別を再生産する働きをする。つまり、「言語問題」の調整と解決は、きわめて権力とかがかわる現象である。
(p.59)

山田が指摘したように、「差別語」は「差別」の問題に基づくものでありながら、「差別」を意識したり疑問したり、さらに「差別」そのものを改善するという働きもある。

次に、「使用する人には差別の意志があり、嘲笑や軽蔑のために使われる」ということは、差別語が差別的な文脈で使われるということである。「言葉狩り」に対する批判の中で、ある語を文脈の中で判断すべきだとよく指摘される。また、遠藤(2000)は、「差別の意図や意識」の判断について、次のように述べている。

差別の意図や意識の有無をどう判断するのか。「意図・意識」はそれぞれの発話者の心の中に存する。発話者に言わせれば、心の中は自分にしかわからないことだから、他人にとやかく言われる筋あいはない、自分がしていないというのだから差別はしていない、と主張することになる。つまり、意識・意図の有無は差別的言動をした本人が判定するので、それを議論しても意味がないことになる。(p.169)

つまり、「差別の意図・意識」の有無は発言者本人の主張に従うべきだという意見である。しかし、「差別の意志」がなくても、結果として被差別者を傷つけることもあり得る。福本(1969)は、差別語を糾弾する側の意見として、以下のような主張をしている。

私たちは決していつでもどこでも「特殊部落」という言葉を絶対に使ってはならぬ、といおうとしているのではない。糾弾される場合は、意識するしないにかかわらず、差別者の側に立って語る時だけである。差別される者の怒りの立場に立ってその意志が明瞭にわかるように、差別を糾弾する立場に立って使うときは正しいのである。その場合にもこの差別語が差別語として歴史的に発生し、ある歴史的時期に使われたものであるとの正確な知識にもとづいていねばならないと思う。(p.58)

差別語事例のプロトタイプは差別のために使われるという特徴があるが、差別を意識せずに差別語を使ってしまう場合も多い。このような場合は、この条件において差別語事例のプロトタイプと離れることになる。川田(2006)が、「差別表現」に「グレイゾーンの表現」があると述べているように、「差別語」も使用される文脈によって差別の色彩が異なってくる。

「差別表現／差別的表現」は、白黒はっきり分けることが難しいものである。あらかず人や場、文脈によって差別であるか否か変化するグレイゾーンの表現というものがある。(p.51)

最後の「指示対象になる人を傷つけ、不快を感じさせる」という特徴を言い換えれば、差別的な文脈で差別語を使用することは、指示対象となる社会的マイノリティーを不快にさせてしまう。佐竹(2000)では、「差別語」と認定される基準の中で、一番重要なのは「被差別者(のがわ)からの異議申し立て」(p.82)であるとし、以下のように述べている。

差別語の問題は単なる語の意味分類の問題ではなく、被差別者の差別からの解放運動のなかで生まれるものだからである。つまり、差別語は常に被差別者(のがわ)からの告発によって提示されるという性質をもつことになる。(p.82)

他にも、宮台(1997)は、被差別者を不快にする言葉の感じ方は恣意的なものではないとしている。

意図の有無に関係なく、言葉を聴いて差別感情を「感じる」人間と「感じない」人間がおり、その違いが様々な軋轢を生じさせるという「現実」こそが、問題であるはずだ。

この「感じ方」の背景には歴史があり、歴史を個人が選べるものではない以上、言葉の「感じ方」も個人の恣意に服するものではありえない。(p.66)

以上述べてきたように、「差別語」とされる個々の語は差別語事例のプロトタイプとの距離がさまざまである。差別の意志や文脈は1つひとつの言葉が使われる場面から判断しなければならないが、語彙としての差別語は差別語事例のプロトタイプとの距離の相違で、異なる特徴が見られる。すなわち、語彙的にプロトタイプに近い差別語は、差別の社会的イデオロギーを反映し、言葉自身にネガティブな語感が強いのである。一方、差別語の使い方や受け取り方は、差別語の差別の色彩を影響し、使い方によって被差別者に傷つけるということも考えられる。

また、「差別語とは何か」への捉え方の変遷は、つまり差別語事例のプロトタイプの特徴への認識の変遷であると考えられる。そこで、本研究では以下の章で、語彙的特徴と文脈的特徴を考察するために、マスメディアの差別語言い換え集および差別語への論争を吟味し、「差別語とは何か」への意識の変遷を考察してみたい。

次章では、『記者ハンドブック』を取り上げ、差別語事例のプロトタイプの特徴がどのように扱われてきたのかについての考察を通して、マスメディアの視点から見る「差別語とは何か」とその意識の変遷を明らかにしていく。

第五章 『記者ハンドブック』に見る差別語意識の変遷

糾弾される差別語はマスメディアにおいて多く見られるだけでなく、マスメディア自身の差別語自主規制や言い換えもよく議論の対象となることから、差別語の問題を考える際に、マスメディアとの関わりは避けられない。塩見(2009)が述べているように、差別語を言い換えた表現はマスメディアによってのみ多くの人を知ることになるため、語の言い換えにとってその主な場はマスメディアになるのである。

田宮(1993)が指摘しているように、マスメディア自身は報道の表現を管理する上で最も重要な仕事は「日本民間放送連盟が定めた放送基準の内容にもとづくチェック」(p.48)を行うことであり、さらに「放送基準の根本的な精神のひとつに『人権の尊重』があるが、これまでも番組の中で部落差別、障害者差別、民族・人種差別、あるいは職業差別につながる表現をしたとしばしば指摘され問題になった」(p.48)ため、マスメディア自身による差別語の言い換えも行われてきた。しかし、このような差別語の規制について「言葉狩り」と批判され、言論の自由を侵すものだという声も少なくない。また、マスメディアの言い換えの目的については、臭いものに蓋をする、つまり糾弾などのトラブルを回避するため言い換えがなされているという疑いの声も多い(鈴木 1975, 成沢 1984, 西尾 2001 他)。差別語を論ずる際に、差別語を言い換えるべきかどうか、そしてどのように言い換えるべきかの議論は避けられない。一方、塩見(2009)は、マスメディアは「不特定多数(大衆)」の検閲を受けているため、差別語の不使用と言い換えはつまり大衆の意志であるとしている。

このように、差別語の言い換えに関して、多くの議論が行われてきたが、マスメディアにとっての「差別語」とは何か、そしてマスメディアの差別語に対する態度と意識がどのように変わってきたのかという疑問を取り扱った研究はまれである。しかし、塩見(2009)が次のよう述べている通り、差別語がどのように言い換えられてきたかを研究することは重要であり、差別語に関する社会

意識の変化を理解するのに不可欠である。

メディアの記者ほどにも、作家たちは、社会意識の変化に対応してこなかったのであって、それがメディアとのあいだのずれを生みだした。その自分たちの怠慢を棚にあげて、言論の自由はもはや失われたかのように騒ぐのは、いかがなものであろうか。

それは子たちの駄々に近いし、なによりも困るのは、自由対規制という古い図式を、ふたたび流通させてしまったことにある。事は言論の自由という政治レベルにはないのであって、社会意識がかかえこんでいる規制そのものにあるのだ。どのような表現も規制を逃れられないのだから、規制一般がどうこうというのではなく、なにが規制されたかの具体こそが注目されなければならないのだ。戦前の日本では社会意識のうちのなにが規制され、戦後すぐにはどういう表現が規制されたか。それこそが文化の歴史なのである。ここからひるがえって、わたしたちはつぎのようにいうことができる。つまり、規制の歴史こそ、なにが差別されていたかを示していたし、今日の規制がどういう意味をもつのかを教えてくれる。(pp.158-159)

すなわち、どのような語が規制されたのかということは、どのような語が差別語とされたかを具体的に示していることになる。それはつまり、どのような差別が注目されたかの写しである。

前述した通り、マスメディアと差別語の関わりはさまざまな視点で研究されているが(田宮 1993, 磯村・福岡 1984, 西尾 2001 他)、マスメディアにとっての差別語とは何か、そして差別語とは何かについての意識は時代的にどのように変遷しているのかという点はまだ明らかになっていない。そこで、本章では、差別語の言い換え集を分析し、どのような語が言い換えられ、それらの言い換えにはどのような時代的特徴があるのかを考察することを通して、マスメディアの視点から社会意識としての差別語観の変遷を探究し、マスメディアにとっての差別語とは何かを考察したい。

5.1 『記者ハンドブック』について

共同通信社『記者ハンドブック』は1956年に初版が発行され、その後10回以上の改訂を重ね、2010年の第12版まで出版されている。したがって、この改訂の内容は、差別語の言い換えの時代的変遷を示していると見ることができよう。さらに、筆者の調べた限りにおいて、現在の日本で差別語の言い換えの変遷をこのように示している出版物はこの『記者ハンドブック』だけである。これらの理由から、本研究では、『記者ハンドブック』における差別語の言い換えの変遷を分析することで、各版における差別語の言い換えの歴史的变化を考察する。また、『記者ハンドブック』の初版は現在入手することができないため、対象となる『記者ハンドブック』は以下の通りである。

改訂増補版(1964)

改訂新版(1973)

第4版(1981)

第5版(1985)

第6版(1990)

第7版(1994)

第8版(1997)

第9版(2001)

第10版(2005)

第11版(2008)

第12版(2010)

なお、本章では分析方法について、『記者ハンドブック』のうち、差別語に関する項目の内容を絞り、そこに記載されている差別語についての説明や挙げられている差別語を考察し、差別語の言い換えの時代的変遷をまとめる。また、このような変遷を裏付ける時代的な背景も考慮し、社会意識としての差別語とは何かの変遷を考察する。

5.2 『記者ハンドブック』における差別語に関する記述の変遷

5.2.1 考察の対象

『記者ハンドブック』の、差別語に関する内容では、冒頭の説明文があり、続いて言い換えのリストが載せてある。

まず、差別語についての内容の位置づけについて、改訂増補版(1964)では、「表記の基準」の中に「文体について」という項目があり、その中の7番目に「人種、階級、職業などについて、差別観念を表わす語は使わない」(p.8)という文章がある。改訂新版(1973)では、差別語についての内容は「表記の基準」の8番目の項目として説明されるようになった。第4版(1981)では、「表記の基準」の中に、「禁止語・不快用語」という項目が設けられた。第5版(1985)と第6版(1990)では、「差別語・不快用語」という項目が「表記の基準」の中の「用語について」で説明されている。第7版(1994)から第12版(2010)までは、「差別語・不快用語」という項目が「書き方の基本」で紹介されている。このように、差別語に関する内容の位置づけが、『記者ハンドブック』においてますます重要になってきている。また、差別語に関する説明や言い換えの内容も大きく変わってきている。このような変化は、差別語へ意識の高揚を反映していると考えられる。

具体的な内容について、差別語の言い換えに関する説明では、言い換えの理由のほか、マスメディアの差別語への態度も述べられている。差別語についての説明の変遷は、マスメディアの差別語への意識の変遷を表しているとも言える。また、差別語としてリストアップされ、言い換えがなされる語も、その言い換えのなされ方に改訂を重ねるにともなって時代的な変遷が見られる。そこで、本研究では、『記者ハンドブック』の各版にある「差別語」に関する記載に関して、冒頭にある説明文と差別語の言い換えのリストという2つの部分の変遷から考察を試みたい。

5.2.2 改訂増補版(1964)

1964年の改訂増補版では、特定の差別語の言い換えについて、次のように17語を差別語として挙げ、言い換えているが、差別語の言い換えの理由は述べ

られておらず、差別語の不使用について、「人種、階級、職業などについて、差別観念を表わす語は使わない。」(p.8)と説明しているだけである。

| | | |
|-------|---|-----------------------|
| 女工 | → | 女子工員、女子従業員 |
| BG | → | 女子従業員 |
| 人夫 | → | 労務者、作業員 |
| ニコヨン | → | 失対労務者 |
| 土方、土工 | → | 建設労務者、土建労務者、労務者、作業員 |
| 馬丁 | → | 馬手 |
| バー女給 | → | バー従業員、バーホステス |
| 漁夫 | → | 漁民、漁船員 |
| 床屋 | → | 理髪店 |
| 運ちゃん | → | 運転手 |
| バタ屋 | → | 廃品回収業 |
| 百姓、農夫 | → | 農民、農業 |
| 女中 | → | 家事手伝い、お手伝いさん、(家事)ホステス |
| 黒んぼ | → | 黒人 |
| 支那人 | → | 中国人 |
| 鮮人 | → | 韓国人、朝鮮人 |
| 沖縄島民 | → | 沖縄住民 |

この 17 語はランダムに並べられているが、「女工」、「BG」、「人夫」、「ニコヨン」、「土方、土工」、「馬丁」、「バー女給」、「漁夫」、「床屋」、「運ちゃん」、「バタ屋」、「百姓、農夫」、「女中」など「職業」に関するものが最も多いことが分かる。他にも、「黒んぼ」、「支那人」が人種・民族の例として挙げられる。また「沖縄島民」が言い換えられているのは、考察の対象の中ではこの版だけである。

5.2.3 改訂新版(1973)

1973年の改訂新版では、改訂増補版にある差別語不使用の冒頭の説明文の内容に、「ただし、明らかに差別観念を表さない場合は使ってよい」(p.292)との説明が加えられている。この説明は、1964年の改訂増補版から1973年の改訂新版が出版されるまでのおよそ10年の間に、差別語の規制が「言葉狩り」と批判されたことへの対応であった。

また、リストアップされた語は、17語から15語になり、「BG」、「支那」、「沖縄島民」が削除され、「産婆→助産婦」が新たに加えられた。

他に、「バー女給」の言い換えが「バー従業員、バーホステス」から「バー従業員、ホステス」になり、「女中」の言い換えが「家事手伝い、お手伝いさん、(家事)ホステス」から「家事手伝い、お手伝いさん」に改訂された。このように、1973年の改訂新版では、「職業」に関する差別語の言い換えが最も多く見られ、上に挙げた「バー女給」や「女中」といった言葉に関して、言い換えの仕方の変化も見られる。

5.2.4 第4版(1981)

1981年の第4版では、差別語の言い換えに関して、「禁止語」という概念が冒頭の説明文に出てきて、差別語についてこのように述べている。

身体、人種、階級、職業などについて差別観念を表す語は、「禁止語」として使わず、他に言い換える。(p.111)

このように差別語を「禁止語」とすることは、マスメディアが1973年から1981年の改訂までのこの時期の差別語糾弾運動などから多大な圧力がかけられたことが窺える。また、言い換えの数も23語になるという増加傾向が見られ、中でも下記の障害者に関わる差別語の言い換えが新しく挙げられている。

| | | |
|-----|---|------------------|
| おし | → | 口のきけない人、言葉の不自由な人 |
| つんぼ | → | 耳の聴こえない人、耳の不自由な人 |
| めくら | → | 目の見えない人、目の不自由な人 |

- 不具 → 身体障害(者)、体の不自由な人、心身障害(者)
- 気違い → 精神障害者
- ちんば、びっこ → 足の不自由な人、(履物の)左右がふぞろい
- やぶにらみ → 斜視、見間違い

上記以外の差別語の言い換えはほとんど変わらなかったが、「百姓、農夫→農民、農業」という項目の「農夫」が削除され、「百姓→農民、農業」となった。

以上述べたように、1981年の第4版の改訂において、「身体」に関する差別語が増加されたのが最も著しい変化である。また、差別語を「禁止語」とする記述はこの第4版だけであり、その前後の版にはない。

5.2.5 第5版(1985)

1985年の第5版では、差別語に関する冒頭の説明文に加筆が多くなされ、「基本的人権を守る」という「報道に携わる者の重要な責務」が強調され、さらに医師法などの法律に使われていた「差別語」が置き換えられたという変化も言及されている。

心身の状態、病気、性別、職業(職種)、身分、地位、人種、民族、地域などについて差別の観念を表す言葉、言い回しは使わない。基本的人権を守り、あらゆる社会的差別をなくすため努力することは、報道に携わる者の重要な責務だからである。

ことわざ、成句などの引用に当たっても、その文言の歴史的背景を考え、結果として差別助長とならないような心遣いが必要である。

ただし、差別の実態や歴史に言及する記事の中で、以上のような基本姿勢に反せず、表現上必要と判断される場合などには、差別語そのものをカギカッコに入れるなどして引用することはあり得る。

五十六年五月、政府は医師法など九つの法律に使われていた「つんぼ」「おし」「めくら」をやめ「耳が聞こえない者」などに改めた。五十七年十月からは百六十二の法律に使われていた「不具」「廢疾」「白痴者」を「障

害」「疾病」「重度障害」「障害のある者」「精神薄弱者」などに置き換えている。(pp.383-384)

法律の条文にある「差別語」が言い換えられることによって、差別語の言い換えがさらに普及し、差別語を言い換えるという社会意識が大きな一歩を踏み出したと言えよう。また、障害者に関する差別語には、差別語に内在するマイナスの連想的意味が見られる(佐竹, 2000)ことから、法律の条文で言い換えられた言葉は、ほとんど障害者に関わる言葉であった。

また、第5版では、差別語の言い換えが「心身障害、病気」、「職業(職種)」、「身分など」、「人種、民族、地域など」という4つのジャンルに分けられ、『記者ハンドブック』における差別語の言い換えがジャンル別に細分されるようになった。

「心身障害、病気」のジャンルでは、以下のものが新たに加えられた。

- どもり → 言語障害のある人
- つんぼ 棧敷 → 事情を知らされない、局外に置かれる
- めくら判 → 確かめもしないで判を押す
- ライ病 → ハンセン病
- 片目があいた → やっと一勝、ダルマに目を書き入れた

差別語の言い換えは、最初は被差別者への呼称だけだったが、第5版から、「つんぼ 棧敷」、「めくら判」、「片目があいた」というような差別語を含んだ表現も言い換えられるようになった。他に「間違い」の言い換えにも、「精神障害者」のほか、『「間違いに刃物」も不適切』という注記が加えられた。

「職業(職種など)」に関する差別語は、以下のものが新たに追加された。

- と(屠)殺場 → と畜場、食肉処理場、(〇〇と場)など
- 飯場 → (建設)労働者 宿舎
- 掃除夫(婦) → 清掃作業員、清掃従業員
- 炭鉱夫 → 炭鉱労働(労務)者

| | |
|---------|---------------------------|
| 踏切番 | → 踏切警手、踏切保安係 |
| 線路工夫 | → 保線(係)員 |
| 町医者 | → 開業医 |
| どさ回り | → 地方巡業 |
| 坊主 | → 僧りょ、坊さん |
| 犬取り、犬殺し | → 衛生作業員、野犬捕獲員(法律上は狂犬病予防員) |

また、「身分など」と「人種、民族、地域」の2つのジャンルおよびそこに挙げられる差別語は、全て第5版から取り上げられたものである。詳しくは以下の通りである。

▽身分など

| | |
|---------------|--|
| 特殊部落 | → 被差別地区、被差別部落、同和地区 |
| 部落 | → 被差別部落の意味では不適切。一般語として村落の意味で使う場合はなるべく集落、地区などとする。文脈上差別的にしようしていないことが明らかな場合は部落としても構わない。 |
| めかけ、 二号、情婦 | → 愛人 |
| 出戻り | → 離婚して実家に戻って |

▽人種、民族、地域など

| | |
|------|--|
| 黒人兵 | → 米兵(人種問題で在日米兵の黒人と白人がけんかしたときなどのように、黒人と明記する必要がある場合以外には、わざわざ黒人とする必要はない) |
| 土人 | → 現地人、原住民 |
| アイヌ人 | → アイヌ(アイヌは人間の意。従って「アイヌの人たち」「アイヌ民族」「アイヌ系住民」などの重複表現は避ける。ただし少数民族の意味で「アイヌ民族」は使ってもよい) |

後進国、未開国 → 発展途上国(必要に応じ途上国、開発途上国としてもよい)

第三国(人) → 例えば日米交渉で両国以外の国という意味で使う「第三国」はよいが、戦争中に使われたような朝鮮人、中国人を意味する「第三国(人)」は使わない。

1960~70年代から差別語論争で多く取り上げられている部落に関する差別語である「特殊部落」、「部落」などの言葉は、この版から初めて紹介されるようになった。なお、使われなくなったことで、削除された語として、「ニコヨン」と「運ちゃん」が挙げられる。また、「女給」の言い換えについて、第4版の「(バー)従業員、ホステス」以外に、「ウエートレス」という語も加えられた。他に、第3版にあった「百姓、農夫」は第4版で「百姓」になったのが、第5版ではまた「百姓、農夫」に戻り、そして使い方について「談話などで本人が『百姓』と意識的に使うケースはその通り引用し、なぜそのような表現をするのかを文脈上明らかにする。(『芸人』→芸能人の場合も同様)」(p.384)との説明をなされている。

このように、第5版における差別語言い換えのリストは、取り上げられる語の数が増え、そしてジャンルに分けて記載されるようになった。また、言い換えの仕方も、言い換えを示すだけでなく、語によって具体的な使用場面に合わせた説明もなされるようになった。

5.2.6 第6版(1990)

1990年の第6版は第5版と同じ記述であり、言い換えられる語に少し変化が見られるだけで、第5版とほぼ同じ記述であった。

新しい差別語の言い換えについて、「アイヌ犬」が「北海道犬」に言い換えられた。また、「未開国、後進国」と並んで「低開発国」も言い換えの項目に入った。

他に、「人夫」、「土方、土工」、「馬丁」の言い換えが下記のように言い換えられている。

人夫 → 労働者、作業員
土方、土工 → 建設労働者、建設作業員
馬丁 → きゅう務員

以上述べたように、第 6 版における差別語に関する記述内容は第 5 版と大きく変わっていないが、差別語をどのように言い換えるかということについて、より吟味がなされている。

5.2.7 第 7 版(1994)

1994 年の第 7 版にも第 6 版と比べ、大きな変化は見られない。ただし、第 5 版と 6 版では「精神薄弱者」に言い換えられていた医師法などの法律に使われていた「白痴者」が、第 7 版では「知的障害」に置き換えられた。このように、法律においても差別語を言い換える際にも、「どのように言い換えるべきか」が変化している。

言い換えの変化について、追加された差別語は以下の 3 つである。

白ろう病 → 振動病
アル中 → アルコール依存症(アルコール中毒には急性と慢性があって、若者がいき飲みで病院にかつぎ込まれるのは急性アルコール中毒。酒びたりによる慢性アルコール中毒は、本社は病名のアルコール依存症を使う)。二度目からは「依存症」でよい。)
潜水夫 → 潜水作業員

一方、削除された語には、「どもり」と「アイヌ犬」がある。また、「と(屠)殺場」の言い換えは第 6 版の「と畜場、食肉処理場、(〇〇場)など」から、この版では「食肉処理場、食肉解体場」に変えられている。

5.2.8 第 8 版(1997)

1997 年の第 8 版では、医師法などの法律改訂の年度を和暦から西暦に変えただけで、冒頭の説明文の内容に変化は見られない。言い換えの語に関しては、「性差別」というジャンルが加えられ、「女流」と「女史」の 2 つの語が言い換えられている。他のジャンルにおいても多くの語が言い換えられる。

まず「心身障害、病気」に関して、削除されていた「どもり」が再登場し、また「盲」の派生語や「ヨイヨイ」などの語が新たに追加された。

| | |
|------|-------------------|
| どもり | → 言語に障害のある人 |
| 文盲 | → 読み書きができない人、非識字者 |
| 文盲率 | → 非識字率 |
| 色盲 | → 色覚異常、色弱(者) |
| ヨイヨイ | → 中風、半身不随 |
| 植物人間 | → 植物状態の人・患者 |
| 知恵遅れ | → 知的障害、知的発達の遅れた人 |

なお、「職業(職種など)」についての差別語は以下のものが追加された。

| | |
|---------|----------------|
| 農婦 | → 農家の女性、農村女性 |
| 沖仲仕 | → 港湾労働者 |
| 小使い・用務員 | → 校務員、校務主事 |
| あんま | → マッサージ師 |
| バタ屋 | → 廃品回収業(者) |
| 労務者 | → ○○作業員 |
| 浮浪者 | → ホームレス(路上生活者) |
| 浮浪児 | → 路上生活の子供 |

「人種、民族、地域など」については以下の語が加えられた。

| | |
|----|------------------------|
| 外人 | → 外国人〔「外国人墓地」「外国人部隊」も〕 |
|----|------------------------|

- ジプシー → 比喩的には使わない。
裏日本・表日本 → 日本海側・太平洋側
京城 → ソウル〔注〕出身校を表記する場合は「旧京城師範卒」とし、出身地の場合は「ソウル生まれ」とする。

また、新設された「性差別」のジャンルでは、以下の内容が書かれている。

- 女流 → 固有名詞以外は使わない
女史 → ○○○○さん

〔注〕女傑、女丈夫、女だてらに、女の戦いーなど女性を強調する表現はなるべく使わない。同一場面では男女の敬称をそろえるよう努める。

「性差別」というジャンルが新たに紹介されるようになったのは、欧米などの影響で日本でもフェミニズム運動が盛んになった背景が考えられる。

5.2.9 第9版(2001)

2001年の『記者ハンドブック』第9版における差別語・不快語の言い換えに関する説明が改訂されたが、2001年の第9版から2012年の12版までは一貫している。説明の記述は以下の通りである。

性別、職業、身分、地位、境遇、信条、人種、民族、地域、心身の状態、病気、身体的な特徴などについて差別の観念を表す言葉、言い回しは当事者にとって重大な侮辱、精神的な苦痛、あるいは差別、いじめにつながるので使用しない。

例えば「障害を持つ(人・子ども)」という表現も、障害のある人が自分から障害を持ったわけではないので「障害の(が)ある(人・子ども)」と表現する配慮が必要だ。

ことわざ、成句などの引用についても、その文言の歴史的な背景を考え、結果として差別助長にならないような心遣いが必要である。

言い換えの例示をしているが、単純に言葉を言い換えればいいということではない。原則は「使われた側の立場になって考える」ことが肝要である。

基本的人権を守り、あらゆる差別をなくすため努力することは、報道に携わる者の重要な責務だからだ。

これらの前提に立って特に気をつけたい用語の主な例は次の通り。

(p.82)

この記述は、第8版と比べると、「使われた側の立場になって考える」という点が特に強調されるようになったと言える。

言い換え語のジャンルについては、第9版から「子ども関係」というジャンルが出現し、他の差別語についても更なる細分化と多様化が観察される。また、この版では、差別語の言い換えがさらに修正され、差別語の言い換える仕方などについての変更が多い。

まず、新しく紹介された差別語とその言い換えは以下の通りである。

| | | |
|------------|---|-----------------------------------|
| 廃疾・業病・不治の病 | → | 使用不適切「難病」も厚生労働省指定難病(特定疾患)以外は使わない。 |
| 奇形児 | → | 肢体の不自由な子ども |
| 蒙古症 | → | ダウン症候群 |
| 精神薄弱・精薄 | → | 知的障害、精神遅滞 |
| 白痴(はくち) | → | 知的障害 |
| 芸人 | → | 芸能人(右の〔注〕に同じ) |
| バーテン | → | バーテンダー |
| サラ金 | → | 消費者金融 |
| レントゲン技師 | → | 診療放射線技師、エックス線技師 |
| 隠坊(おんぼう) | → | 火葬場職員 |
| 同和 | → | 単体では使用しない。 |

〔注〕「同和教育」「同和行政」「同和女性問題」などとする。また、二つの熟語が並ぶ場合も省略しないで「同和教育問題、同和女性問題」と書

く。見出しも単体で使用しない。

釣り書き(吊書) → 使用不適切。「生い立ちの記」「自己紹介書」などに。

裸族、首狩り族、蛮族 → 正式の民族名を表記する。

酋長 → 首長、集落の長

黒んぼ、ニグロ、 → 黒人

ニガー

毛唐 → 外国人、〇〇〇人

外人墓地 → 外国人墓地

朝鮮征伐 → 朝鮮出兵

帰化 → なるべく「国籍取得」にする

〔注〕国籍法に基づく「帰化(申請・手続き)」や米移民帰化局(INS)関係などでは「帰化」を使う。

帰化人 → 渡来人

〔注〕「帰化」は朝廷の支配下に入ることを意味するので古来、中国、朝鮮から日本に渡ってきた人を教科書も「渡来人」としている。

支那そば → 中華そば

支那竹 → メンマ

エスキモー → イヌイット

〔注〕アラスカ先住民には「ユピック」「ユック」などの呼称がある。「エスキモー犬」は別。

ラップ人 → サーミ人

ブッシュマン → サン人など

ピグミー族 → ムブティ人、トワ人(一系、一民族)

ホットtentott族 → コイ人(一系、一民族)

インディアン → 使用可

〔注〕「インディアンうそつかない」など比喩的な表現は避ける。

アパッチ族、スー族 → アパッチ系、スー系(インディアン)

インディオ → 使用可

| | | |
|--|---|--|
| カレン族、クメール族 | → | カレン人(民族)、クメール(民族) |
| クルド族 | → | クルド人 |
| ツチ族、フツ族 | → | ツチ人(民族)、フツ人(民族) |
| マオリ族 | → | マオリ人 |
| マサイ族 | → | マサイ人 |
| 漢族 | → | 漢民族 |
| チベット族 | → | チベット民族 |
| 婦警・婦人警官 | → | 女性警官 |
| 未亡人・後家 | → | 故〇〇氏(さん)の妻、「〇〇夫人」「〇〇さん」と具体的に書くよう心掛ける。 |
| 婦女子 | → | 女性と子供・子ども |
| 入籍 | → | 男女とも初婚の場合は、新しい戸籍を作るので「入籍」とはしない。養子縁組などは別。 |
| 内縁の妻・内妻 | → | 使用を避ける。「同居の〇〇〇さん」などに。 |
| 連れ子 | → | 使用を避ける。「〇〇〇〇さんの長男」などに。 |
| 登校拒否児 | → | 不登校の児童・生徒 |
| 特殊学級 | → | 養護学級、養護・訓練学級 |
| 〔注〕行政用語では特殊教育、特殊学級を使用しているが、一般記事ではなるべく養護学級などに言い換える。 | | |
| 教護院 | → | 児童自立支援施設 |
| 孤児園 | → | 児童養護施設 |
| 父兄会 | → | 保護者会 |
| 片親、欠損家庭 | → | 使用不適切。公機関では「母子家庭、父子家庭」を使用。 |
| 私生子・私生児 | → | 非嫡出子 |

〔注〕歴史的な記述でも「私生児」は使用しない。「非嫡出子」も法律上のケース以外は「・・・さんの子」などとする。

混血児・合いの子 → 使用を避ける。なるべく「父が日本人で母がドイツ人という国際児童」などと具体的に書くよう心掛ける。

〔注〕「かぎっ子」「もらいっ子」「精薄児」など「〇〇っ子」「〇〇児」は子どもにレッテルを張ることになりがちなので安易に使わない。「チビっ子」もなるべく使わない。

このように、第8版と比べ、第9版では多くの差別語が書き加えられた。中でも、民族・人種に関する表現と性差別、子ども関係の表現が多い。他に、「職業(職種)など」の最後に、「『〇〇屋』の呼び捨ては避ける。『床屋さん』『魚屋さん』など愛称的な表現は使用してもよいが文脈に注意する」(p.82)という注が付けられている。また、「人種・民族の表記」の最版にも、説明が付けられている。

少数民族の名称には、周囲の民族が付けた「あだ名」「蔑称(べっしょう)」や、先進国・入植者が付けた俗称がある。そうした俗称は使用しないで、その民族自身が名乗る呼称を使う。また〇〇〇族、〇〇〇部族の表記は避け、〇〇〇人、〇〇〇民族、〇〇〇系などとする。長めの記事では先住民民族であることを書き加える配慮が望ましい。(p.84)

なお、「性差別」についても、最後に注が付けられている。

「女傑、女丈夫、男勝り、女だてらに、女の戦い、職場の花」「処女航海、処女作品、処女小説、処女峰」「才媛(さいえん)、才女、才色兼備」など女性を殊更に強調したり特別扱いする表現は使わない。男性優位社会の「夫唱婦随」「女は愛きょう、男は度胸」「いかず後家、売れ残り、男いらず、オールドミス、出戻り」「女の浅知恵、女のくせに」や男性に対する「女々しい、女の腐ったような、男のくせに」など差別・偏見を生む表現は使わない。「美人選手、美人アナ」など興味本位の表現や、「ブス」「デブ」など容姿に言及する表現も避ける。(p.86)

また、第 8 版で言い換えられるようになった語も、第 9 版では新たな説明がなされたり、言い換えのなされ方が変化したりするようになった。以下では、第 8 版と比較して表で示したい。

表 5.1 『記者ハンドブック』第 9 版にて改訂された差別語の言い換え

| 言い換えられた差別語 | 言い換え(第 8 版) | 言い換え(第 9 版) |
|----------------------|-------------------------------|---|
| めくら | 盲人、目の(が)見えない人、目の不自由な人 | 目の見えない人、目の不自由な人・状態 |
| おし | 口のきけない人、言葉の不自由な人 | 口の利けない人、言葉が不自由な人・状態 |
| つんぼ | 耳の聞こえない人、耳の不自由な人 | 耳の聞こえない人、耳が不自由な人・状態 |
| びっこ、ちんば、いざり | 足の不自由な人、足に障害のある人、(履物の)左右が不ぞろい | 足が不自由な人・状態、足に障害のある人〔履物の場合は「左右が不ぞろい」などとする〕 |
| どもり | 言語に障害のある人 | 発音が不自由な人・状態 |
| 色盲・色覚異常(第 8 版では「色盲」) | 色覚異常、色弱(者) | 色覚障害 |
| やぶにらみ | 斜視、見当違い | 斜視 |
| 知恵遅れ・低能 | 知的障害、知的発達の遅れた人 | 知的障害、知的発達の遅れた子(人) |
| 植物人間 | 植物状態の人・患者 | 植物状態(の患者)〔注〕 「植物人間」は人間の尊厳を欠く表現なので使わない。 |
| 女工 | 女性工員、女性従業員 | 女子従業員 |

| | | |
|----------------------|--|--|
| 人夫 | 労働者、作業員 | 作業員 |
| 土方、土工 | 建設労働者、建設作業員 | 建設作業員 |
| 炭鉱夫、坑夫(第 8 版は「炭鉱夫」) | 炭鉱労働者 | 炭鉱作業員、坑内員 |
| 沖仲仕 | 港湾労働者 | 港湾作業員・労働者 |
| 馬丁 | きゅう務員 | きゅう務員、馬取扱人[競馬] |
| 農婦 | 農家の女性、農村女性 | 農家の女性、農村の女性 |
| 百姓、農夫 | 農家、農民、農業(談話などで本人が「百姓」と意識的に使うケースはその通り引用し、なぜそのような表現をするのかを文脈上明らかにする。「芸人」→芸能人の場合も同様) | 農家の人、農民、農業従事者 |
| 床屋 | 理髪業(店) | 理髪業・店、理容師 |
| 女中 | お手伝い、家事手伝い | お手伝いさん |
| 坊主 | 僧りよ、坊さん | 僧、僧りよ、坊さん |
| バタ屋、くず屋(第 8 版は「バタ屋」) | 廃品回収業(者) | 廃品回収業 |
| 部落 | 被差別部落の意味では不適切。一般語として村落の意味で使う場合はなるべく集落、地区などとする。文脈上差別的にしようしていないことが明らかな場合は部落としても構わない。 | 被差別部落の意味では不適切。一般語として村落の意味で使う場合も「部落」は使用しないで「村落、集落、地区」などとする。 |
| 土人、原住民(第 8 版は「土人」) | 現地人、先住民族 | 先住民(族)、現地人 |

| | | |
|------------------|---|---|
| 後進国、未開国、低 開発国 | 発展途上国(必要に応じ途上 国、開発途上国としてもよ い) | 発展途上国 |
| 第三国人、三国人 | 例えば日米交渉で両国以外 の国という意味で使う「第三 国」はよいが、戦争中に使わ れたような朝鮮人、中国人を 意味する「第三国(人)」は使 わない。 | 使用不適切〔注〕例えば日 米交渉で両国以外の国と いう意味で使う「第三国」 はよいが、終戦直後に日本 在住の朝鮮人、中国人に対 して用いた「第三国人」「三 国人」は使わない。 |
| アイヌ人 | アイヌ(民族)。初出は「アイ ヌ民族」とする。「アイヌ」 は「人間」の意味。「アイヌ の人」は使わない。「アイヌ 犬」は「北海道犬」とする。 | アイヌ(民族)、初出は「ア イヌ民族」とする。「アイ ヌ」は「人」の意味。「ア イヌの人」は「人」が重複 表現になるので使わない。 「アイヌ犬」は「北海道犬」 とする。 |
| ジプシー | 比喩的には使わない。 | ロマ、ロマ民族〔注〕「流れ 者」「放浪者」の意味で「ジ プシー選手」などとは使わ ない。「ツイゴイナー」「ボ ヘミアン」も比喩的に使わ ない。ただし「ジプシー音 楽」や音楽題名などは使用 可。 |
| 女流 | 固有名詞以外は使わない | 「女流文学賞」「女流名人」 などの固有名詞以外は使 わない |

この一覧から、『記者ハンドブック』第9版では、差別語の言い換えが様々な形で改定されたことが分かる。分析対象となる『記者ハンドブック』の中で、この版の言い換えのなされ方の変化が最も多い。第9版で改訂された差別語の言い換えを分類してみると、以下のような改定のパターンが挙げられる。

①主語範囲の拡大

例：「めくら」「おし」「つんぼ」の言い換えでは、最後の主語は「人」から「人・状態」に改定されている。

②主語範囲の具体化

例：「知恵遅れ・知能」の言い換えでは「知的発達が遅れた人」が「知的発達が遅れた子(人)」に、「バタ屋、くず屋」の言い換えでは「廃品回収業(者)」が「廃品回収業」に改定されている。

③言い換え語の削除

例：「やぶにらみ」の言い換えにあった「見間違い」、「女工」の言い換えにあった「女性工員」、「人夫」の言い換えにあった「労働者」、「土方、土工」の言い換えにあった「建設労働者」が削除されている。

④言い換え語の増加

例：「炭鉱夫、坑夫」に「坑内員」、「馬丁」に「馬取扱人[競馬]」、「床屋」に「理容師」が言い換え語として新たに挙げられている。

⑤注の改定

例：「百姓、農夫」「後進国、未開国、低開発国」の言い換えにあった注が削除され、一方、「ジプシー」の言い換えに注が付けられるようになった。

言い換えの目的は、「差別語」にある「蔑視・見下しの意味を表すネガティブな語感」と「マイナスなイメージ」といった「連想的意味」をなくことであることが多いが、以上のような変化は、「差別語」とされる言葉の「概念的意味」をより正確に表現することにあると考えられる。すなわち、「差別語」の「言い換え」は、「蔑視・見下しの意味を表すネガティブな語感」と「マイナスなイメージ」といった「連想的意味」に注目しつつも、その語の「概念的意味」を保つことも重視されるようになってきている。

5.2.10 第10版(2005)

第10版での差別語の解説は第9版と同じであり、言い換えについての変化も少ない。増加された差別語は「精神分裂病」であり、これは「統合失調症」に言い換えられている。削除されたのは「カレン族、クメール族」である。また、「心身障害に関係する不適切表現」について、以下のものを挙げている。

あきめくら、つんぼ棧敷、めくら蛇におじず、めくら判、片目が開いた、片ちんば、片肺飛行、間違いに刃物、間違いざた、カーキチ(〇〇キチ)、群盲象を評す、自閉症的、自閉症ぎみ (p.491)

また、言い換えに変化が見られるものについて、以下のものがある。

表 5.2 『記者ハンドブック』第10版にて改訂された差別語の言い換え

| 言い換えられた差別語 | 言い換え(第9版) | 言い換え(第10版) |
|------------|-----------------------------|----------------------|
| 土方、土工 | 建設作業員 | 建設労働者・作業員 |
| 馬丁 | きゅう務員、馬取扱人[競馬] | 厩務(きゅうむ)員、馬取扱人[馬術] |
| 掃除婦(夫) | 清掃作業員、清掃従業員 | 清掃作業員、従業員 |
| 産婆 | 助産婦 | 助産師 |
| あんま | マッサージ師 | マッサージ師・業 |
| バタ屋、くず屋 | 廃品回収業 | 再生資源回収業 |
| ツチ族、フツ族 | ツチ人(民族)、フツ人(民族) | ツチ人、ツチ、フツ人、フツ |
| マオリ族 | マオリ人 | マオリ人、マオリ |
| マサイ族 | マサイ人 | マサイ人、マサイ |
| 女流 | 「女流文学賞」「女流名人」などの固有名詞以外は使わない | 「女流名人」などの固有名詞以外は使わない |

| | | |
|--------|--|---|
| 未亡人・後家 | 故〇〇氏(さん)の妻、「〇〇夫人」「〇〇さん」と具体的に書くよう心掛ける。 | 故〇〇氏(さん)の妻、「〇〇夫人」「〇〇さん」などと具体的に表記し、一般的には「夫を亡くした女性」などと工夫する。 |
| 特殊学級 | 養護学級、養護・訓練学級〔注〕 行政用語では特殊教育、特殊学級を使用しているが、一般記事ではなるべく養護学級などに言い換える。 | 〔注〕学校教育法で特殊学級、特殊教育を使うが、一般の記事では「盲学級、看護学校、障害者教育」など具体的に書く。 |

表 5.2 に示した通り、差別語の言い換えについて、第 10 版で更なる吟味が行われた。例えば、「バタ屋、くず屋」の言い換えについて、第 9 版では「廃品回収業」となっていたが、第 10 版では「再生資源回収業」と言い換えられている。ここでは「廃品」を、「再生資源」に言い換えることによって、この言葉のマイナ斯的意味合いが連想される「廃」という字が取り除かれることになる。そして、「廃品」を「再生資源」に捉えなおすことによって、この職業の意義を評価することにもなる。

5.2.11 第 11 版(2008)

2008 年の第 11 版における改訂では、差別語についての説明は変わらなかった。追加された差別語は「精神病院」のみで、「精神科(病院)、神経科(病院)」に言い換えられている。また、第 10 版まで挙げられていた「芸人」は削除された。現在ではテレビ番組などで「芸人」という言葉は普通に使われているようであるが、そのことは「芸人」という語が「差別語」として意識されなくなったからであろう。また、「帰化」という語の言い換えの注である「国籍法に基づく『帰化(申請・手続き)』や米移民帰化局(INS)関係などでは『帰化』を使う」という説明も削除された。他に、「特殊学級」という項目は「特殊学級、盲・ろう・養護学校(特殊教育諸学校)、特殊教育」になり、その言い換えについて次のように記されている。

〔注〕学校教育法に従い「特別支援学級」「特別支援学校」「特別支援教育」とする。学校の特性を説明するときは「主として視覚障害者を対象とする特別支援学校」などとする。個別の学校が名称として「盲・ろう・養護学校」を使っている場合は、そのまま使用してよい。

以上、第 10 版に比べ、第 11 版の差別語に関する内容に関して個別の項目に若干の変化が見られるが、大きくは変わっていない。

5.2.12 第 12 版(2010)

第 11 版と第 12 版の出版年は 2 年の差しかないため、差別語に関する内容はほとんど変わっていない。ただ、言い換えリストの「黒人兵」が削除された。また、中国の民族に関する表現「漢族」「チベット族」も削除されたが、注の形で次のように述べられている。

中国の民族名は「漢族」「チベット族」「ウイグル族」「チワン族」「朝鮮族」などと表記する。

この記述では、第 11 版までの「漢民族」や「チベット民族」といった言い換えを、今日の中国で自称詞として使われている「漢族」や「チベット族」に変えられている。

5.3 考察

以上の分析から、『記者ハンドブック』の差別語についての説明は改版に伴いここ数十年の間に改訂され続けていることが分かった。そして、その改訂に伴い、「差別語」とされる語も変わり続けてきた。塩見(1992)は、差別語が変わることの意味を次のようなプロセスで述べている。

- ① 差別語が作られる。(そのことは②項と一致する)
- ② その語が「差別語」だと指摘される。これは差別の発見でもある。
- ③ 差別語を使用していた社会規範を批判して、その語の使用を禁止す

る社会規範を対置する。つまり、差別することをよしとしていた検閲フィルターに替えて、差別語を通さないフィルターを形成する。

- ④ 社会規範が逆転したことで、そのテーマの差別はなくなる。差別によってひきおこされていた人間関係の歪みがなくなる。
- ⑤ それまで差別語であった語が、たとえば「猿飼」という語のように、差別を指示しなくなる。(p.57)

すなわち、差別語を発見し、表現を変えていくことで、差別のイデオロギーの改善につながるというのである。この考え方から出発すると、どのような語が差別語だと指摘され、そして言い換えられるようになったかの歴史は、差別が認識され、そして克服されていく歴史とみなすことができよう。

『記者ハンドブック』における差別語の言い換えの変遷について、まず、冒頭の説明文から、差別語に対する意識の変化が窺える。1964年の改訂増補版では、「人種、階級、職業などについて、差別観念を表わす語は使わない」(p.8)と述べられているが、1973年の改訂新版では「ただし、明らかに差別観念を表さない場合は使ってよい」(p.292)との記述が加えられた。一方、1981年の第4版では、『禁止語』として使わず、他に言い換える」(p.111)と厳しく規制するようになった。このような変化はマスメディア自身が差別語を規制する態度を示しており、1973年の改訂新版と1981年の第4版の記述の間の揺れの背景にあるのは1970年代頃の差別語に関する様々な糾弾運動だと考えられる。1985年の第5版になると、分量がそれまでに比べて長くなった。まず差別語の指す対象が、「人種、階級、職業」から「心身の状態、病気、性別、職業(職種)、身分、地位、人種、民族、地域」に変わり、人権意識の高揚に伴い差別語への配慮もますます重要になった。また、法律における用語の変更についても言及されたが、このことは差別語の言い換えに法的な根拠を示すこととなり、これは80年代の差別語糾弾運動などの成果とも言えよう。次に大きな変化が見られるのは2001年の第9版になるが、まず差別語に関わる語のジャンルについて「性別、職業、身分、地位、境遇、信条、人種、民族、地域、心身の状態、病気、身体的な特徴」が挙げられ、また、「言い換えの例示をしているが、単純に言葉

を言い換えればいいということではない。原則は『使われた側の立場になって考える』ことが肝要である」(p.82)という言い換えへの態度を示している。

また、差別語のジャンルについて、1981年に出版された第4版までは分類がなかったが、1985年の第5版から1994年の第7版までは「心身障害、病気」、「職業(職種)」、「身分など」、「人種、民族、地域など」に分類されている。そして1997年の第8版ではさらに「性差別」が追加された。また、2001年の第9版から2010年の第12版までの差別語の分類はほぼ同じく、「心身の障害、病気」、「身体障害に関係する不適切表現」、「職業(職種)など」、「身分など」、「人種、民族の表記」、「一般表記」、「民族表記」、「性差別」、「子ども関係」の7ジャンルに分類されている。

さらに、すべての改訂を通じて、言い換えられた差別語の数の変化について、僅かに減少する時もあるが、全体的に増加する傾向が観察される。また、特に著しい増加が見られるのは、1985年の第5版、1997年の第8版と2001年の第9版の改訂である。中でも、言い換えられた差別語の数の増加は、第9版は圧倒的に多かった。言い換え語の数の変化を図で示すと以下ようになる。

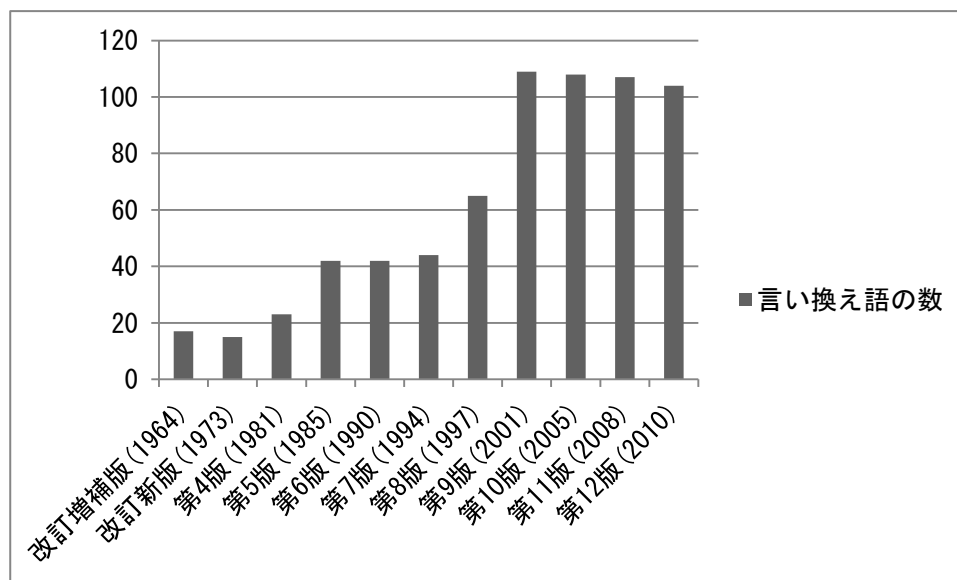


図 5.1 『記者ハンドブック』における言い換えられた差別語の数の変化

図 5.1 から分かるように、『記者ハンドブック』における差別語の言い換えの数の増加は段階的であり、時代的な変化が見られる。1964 年の改訂増補版から 1981 年の第 4 版までは 20 語前後の差別語が挙げられ、1973 年の改訂新版に数の減少もあるが全体的に変化が緩やかである。次に、1985 年の第 5 版に、言い換えの数に明らかな増加が見られ、また差別語をジャンルに分けて紹介するのも第 5 版からであった。このような差別語言い換えの数と分類は 1994 年の第 7 版までは大きな変化はなかった。次の 1997 年の第 8 版では、20 語以上の差別語が新たに加え、差別語のジャンルも「心身の障害、病気」、「職業(職種)など」、「身分など」、「人種、民族、地域など」のほかに「性差別」が加えられた。そして、2001 年の第 9 版では更なる改訂が行われ、言い換えられた差別語が 65 語から 109 語になり、大幅な増加が見られたが、それ以降の版の改訂は緩やかだった。以下では、差別語事例のプロトタイプ的特徴に合わせて、『記者ハンドブック』の歴史的変遷を考察してみる。

まず、1960 年代～1980 年代前期の『記者ハンドブック』における差別語の言い換えは、個々の差別語がリストアップされる形で行われていた。1964 年の改訂増補版と 1973 年の改訂新版では主に「人種、階級、職業」に関する差別語が提示されていたが、1981 年の第 4 版では「身体、人種、階級、職業」に関するものとなり、「おし」、「つんぼ」、「めくら」、「不具」、「廃疾」、「気違い」、「ちんば・びっこ」、「やぶにらみ」といった身体に関わる差別語を挙げ、さらにこのような差別語を「禁止語」として扱っている。この時期の日本では、「差別語とは何か」が問題視されるようになり、マスメディアでも差別語と見なされる語の使用を慎むようになった。『記者ハンドブック』の冒頭にある説明文に述べられている「差別観念を表す語は使わない」というのが言い換えの最初のルールとも言えよう。差別語事例のプロトタイプ的特徴から見れば、「(差別語が)社会的マジョリティーから社会的マイノリティーへの差別の歴史または現実を反映する」という特徴が重視されたと言えよう。

続いて 1980 年代中期～1990 年代にかけて、差別語やその言い換えの論争が盛んに行われ、差別語とは何かについての考え方も発展してきた。この時期の『記者ハンドブック』では、言い換えられる語のジャンル化がなされ、また「基本的人権を守る」、「差別助長とならないような心遣いが必要である」といった

姿勢を示すようになった。1993年に、筒井康隆が自著の「てんかん」表現に対する抗議問題にからんで「断筆宣言」をした(高木, 1999, p.14)ことで、差別語の規制と「言論の自由」についての議論が盛んに行われ、「差別語とは何か」、「差別語規制の意味とは何か」といった差別語に関する社会的関心が高まった。川元(1995)は、マスメディアによる差別語への対応は「解決策」ではなく「対応策」を考えてしまい、その結果、抗議された表現の言い換えや出版物の絶版・回収が行われることを指摘し、さらに「差別語とは何か」「自由とは何か」「平等とは何か」といった基本的な認識に関する議論が差別語問題の根本的な解決につながるとした(pp.1-5)。このような議論を受け、マスメディアでも「差別語」を「禁止語」にするのではなく、「差別助長とならないような心遣いが必要である」と主張するようになった。

一方、この時期では、差別語の言い換えの範囲は広まりつつあり、旧版と比べると、『記者ハンドブック』では「心身障害、病気」に関する差別語の言い換えの増加が目立っている。具体的には、「めくら」が「目の見えない人、目の不自由な人」、「おし」が「口のきけない人、言葉の不自由な人」、「つんぼ」が「耳の聞こえない人、耳の不自由な人」などに言い換えられているが、このような言い換えの特徴は差別語に含まれているマイナスな連想的意味を除去することを目的としていたと考えられる。差別語事例のプロトタイプの特徴から見れば、「蔑視・見下しの意味を表すネガティブな語感がある」という差別語の特徴がこの時期で重要視されている。また、このようなネガティブな語感をどのように取り除くか、つまりどのように言い換えをするのかについての模索も続けられており、例えば「白痴」の言い換えは「精神薄弱者」から「知的障害」になるというような変化が見られる。

『記者ハンドブック』では、差別語にあるマイナスなイメージへの対応にも、時代的変遷が見られる。例えば、表 5.1 と表 5.2 で示した第 9 版と第 10 版における言い換えの中でも前述した「バタ屋」の言い換えは、「廃品回収業」から「廃品回収業(者)」になり、さらに「再生資源回収業」と言い換えられることによって、この言葉にあったマイナスのイメージが大きく変わった。他にも、「(バー)女給」や「馬丁」などの言葉も数回改訂されている。まず、「(バー)女給」についての言い換えの変化は、次の表にまとめられる。

表 5.3 「(バー)女給」の言い換えの変遷

| | |
|--------------|--------------------------|
| 改訂増補版(1964) | |
| 改訂新版(1973) | バー女給 → バー従業員、バーホステス |
| 第 4 版(1981) | |
| 第 5 版(1985) | |
| 第 6 版(1990) | 女給 → (バー)従業員、ホステス、ウエートレス |
| 第 7 版(1994) | |
| 第 8 版(1997) | |
| 第 9 版(2001) | |
| 第 10 版(2005) | 女給 → ウエートレス、(バー)従業員、ホステス |
| 第 11 版(2008) | |
| 第 12 版(2010) | |

この表から分かるように、改訂増補版から第 4 版まで「バー女給」の言い換えは「バー従業員、バーホステス」となっていたが、第 5 版から第 8 版では言い換えられるべき差別語そのものが「バー女給」から「女給」になり、また「バーホステス」が「ホステス」となった。さらに「ウエートレス」という語が新しい言い換えとして紹介されるようになった。そして第 9 版から第 12 版では、言い換え後の順序が並べ替えられ、「ウエートレス」が最初に紹介されている。

「女給」の言い換えとして使われた「従業員」という言葉は、職種を問わずさまざまな場面で使われていることから、偏見を含まない中立的な言葉であると考えられる。また、「ウエートレス」や「ホステス」といったような外来語も、言い換え語として多用されている。先行研究で述べた桜井(1996)の指摘した通り、差別語には「概念的意味」と「連想的意味」があるが、差別語の言い換えは差別語の「連想的意味」を取り除くために、その語の「概念的意味」に近い意味合いを持つ中立的な言葉を使うことが多いようである。

漢字語が言い換えられることが多いということに関して、田中(1997)は、「漢字語の多用は、ことばの民主主義に反する度合いがより高く、ことばの使用に関するサベツを助長するおそれがある」(p.124)と指摘し、また差別語にある差

別的ニュアンスが「ことばの次元だけででも説明できそうなばあいは、ことばを工夫する余地があるから、差別語の知識によっていくらか貢献できるところもある」(p.124)ということを主張している。このような考えに基づき、差別語にあるマイナスなニュアンスを取り除く作業では、漢字語を外來語に言い換えるという方法がよく用いられると考えられる。上述した「(バー)女給」の言い換えもこのような例であろう。

つぎに「馬丁」という言葉の言い換えの変遷を表 5.4 に示す。

表 5.4 「馬丁」の言い換えの変遷

| | |
|--|--------------------|
| 改訂増補版(1964) 改訂新版(1973) 第 4 版(1981) | 馬手 |
| 第 5 版(1985) | 馬手、きゅう務員 |
| 第 6 版(1990) 第 7 版(1994) 第 8 版(1997) | きゅう務員 |
| 第 9 版(2001) | きゅう務員、馬取扱人[競馬] |
| 第 10 版(2005) 第 11 版(2008) 第 12 版(2010) | 厩務(きゅうむ)員、馬取扱人[馬術] |

表 5.4 に示したとおり、「馬丁」という語は、「馬手」から、「きゅう務員」、そして「馬取扱人[競馬]」、「馬取扱人[馬術]」に言い換えられるようになってきた。この言葉の言い換えにおいて、まず「馬丁」に含まれる見下されるなどのマイナスイメージを取り除き、仕事の内容から「きゅう務員」に言い換えられた。これはいわゆる差別語の「概念的意味」が指し示す意味である。また「馬取扱人」も仕事の内容に関する呼称になっているが、第 10 版からその後の括弧内の「競馬」が「馬術」と替えられるようになった。「術」という語は「技術」「学術」「芸術」などの語で使われることが多いが、「わざ、技能」の意味があることによってプラスのイメージにつながりやすいと考えられる。この

ような変化は前述した「バタ屋」などの言い換えと同様に、「連想的意味」がさらに変えられている。

『記者ハンドブック』では、差別語の言い換えのジャンルが広まりつつあるだけではなく、差別語に含まれる「蔑視・見下しの意味を表すネガティブな語感」や「マイナスなイメージ」への対応についての考えも深まってきている。また、同じ差別語の言い換えにも変化が見られ、まず差別語の差別的な「連想的意味」をなくした中立的な語に言い換え、そしてその後、元の差別語の「概念的意味」の指示範囲とずれないようにさらに一部言い換えたり、または「廃品」を「再生資源」というように新しい表現に言い換えたりする例が観察される。

次に、差別語事例のプロトタイプの文脈的特徴から考えてみると、『記者ハンドブック』における差別語・不快語に関する言い換えは差別語への配慮を目的に作られているため、差別の意志がないことがその前提となっていると考えられる。しかし、差別語の言い換えと差別語の意志について全く言及されていないわけでもない。例えば、「部落」という語に関して、第5版から第8版まで次の説明がなされている。

被差別部落の意味では不適切。一般語として村落の意味で使う場合はなるべく集落、地区などとする。文脈上差別的にしようしていないことが明らかかな場合は部落としても構わない。

他にも、第9版から第12版では、職業差別について、下記の通りの注が付けられている。

「〇〇屋」の形で職業・肩書を示すのは避ける。「床屋さん」「魚屋さん」など愛称的な表現は使用してもよいが文脈に注意する。

すなわち、「〇〇屋」という表現は避けるべきであるが、文脈によっては愛称的な表現として使われることもある。このような記述は、差別語の判断において、文脈も考慮しなければならないことを示している。

国広(2000)が、言い換えの最も大きな理由は「他者および自分のメンツを傷つけることを避けるための婉曲語法を用いるという社会言語学のもの」(p.21)と述べているように、差別語を言い換えることによって、他者を傷つけたり不快にさせたりすることは避けられる。『記者ハンドブック』では、「被差別者を傷つける」という差別語の特徴が強調されるようになったのは2001年の第9版からである。

『記者ハンドブック』第9版の改訂では、差別語に対する態度について、差別語が「当事者にとって重大な侮辱、精神的苦痛、あるいは差別、いじめにつながるので使用しない」という基本的立場を述べた上で、「障害のある人が自分から障害を持ったわけではない」(p.82)などの配慮を示し、言い換えにとって重要なのは「使われた側の立場になって考える」ということを提示している。このように、人権を尊重するという考え方は、今世紀に入ってから、マスメディアや表現者にとってますます考慮すべき要素となってきた。『記者ハンドブック』ではこのように差別語の「被差別者の人権を損なう」という特徴が重視され、言葉の使用における人権尊重の精神が反映されるようになってきていると考えられる。

5.4 まとめ

以上、『記者ハンドブック』における差別語の言い換えについて、差別語事例のプロトタイプの特徴から見れば、最初に強調されていたのは「語彙的特徴」であり、その後「文脈的特徴」が強調されるようになってきた。本章の結果は以下のようにまとめられる。

まず、差別語とされる言葉の変化について、『記者ハンドブック』では、差別語の数やジャンルの数の変化から、言葉に表れる差別の歴史や現実への認識が深まりつつあることを示している。すなわち、マスメディアにとっての「差別語とは何か」という意識は、時代の変遷とともに進化してきており、差別語の言い換えに反映されつつある。

次に、差別語事例のプロトタイプの語彙的特徴、つまり差別語に現われる差別的意味合いとニュアンスに関して、差別語をどのように言い換えるかという点についての模索が続けられてきた。例えば1つの言葉について、改版にとも

ない言い換えの方法も変化する場合が多い。特に表 5.1 や表 5.2 で示した通り、第 9 版と第 10 版の改版において言い換えの方法の変化が多くなっている。また、表 5.3 と表 5.4 で挙げた「(バー)女給」と「馬丁」の例は、ネガティブな語感もしくはマイナスの連想的意味を取り除き、中立ないしプラスのイメージの言葉に言い換えることが徹底されてきた。すなわち、「差別語」とは、マイナスのイメージが含まれる語であり、そして差別語の言い換えは、このマイナスのイメージを取り除き、またその原意を保つことを目的としていることが窺える。

また、差別語事例のプロトタイプの文脈的特徴について、まず差別の意志に関して、『記者ハンドブック』ではそれほど説明されていないが、特定の差別語に関しては、その意味を文脈から判断するようにと述べているところもある。さらに、受け手に不快感を与えるということに関しては、『記者ハンドブック』の差別語に関する説明文から見れば、主に 2001 年の第 9 版以降から強調されるようになった。このような考え方は、人権意識の高揚で被差別者の立場に立って表現をするということがますます重要になってきたことを示している。しかし、どのような表現が受け手に不快を与えるのかということについては『記者ハンドブック』には言及されていない。言い換えに関する意識の変遷の背景には、差別語や差別表現に対する抗議や糾弾などの事件がある。

そこで、どのような語・表現が被差別者から抗議・糾弾されたか、つまり「受け手を不快にする」という差別語の文脈的特徴を解明するために、次章では、差別語・差別表現に関する糾弾や論争からどのような語や表現が「差別語問題」として認識され、議論されてきたのかを考察していく。

第六章 差別語と差別表現に関する論争と意識の変遷

前章では『記者ハンドブック』において「差別語」とされる具体的な語の変遷を分析し、時代が移るにつれ被差別者の人権を尊重し、不快にさせないということが次第に重要視されてきたことが分かった。しかし、差別語や差別表現がどのような文脈で使われているのかについては、差別語や差別表現に関わる事例などからの考察が必要である。八木(1984)は、差別語と差別表現に対する抗議の意義を次のように述べている。

むろん、差別語(差別表現)論争を豊富にするのが目的ではなく、短絡化していえば、差別そのものを戦略的に撤廃することを目標にすえてのことである。つまり、一定の単語や文章のもつ社会的文脈を差別的なものにする現実の文化や社会の構造を解明し、その抜本的な変革をめざすことが反差別の文化的創造を模索するところに意義があるはずである。

少なくとも差別語(差別表現)の使用者に対する被差別者側の異議申し立てには一貫して、差別の被害者としての当事者としての当事者性に象徴される切迫した感情(怒り・嘆き・惘れ等々)が存在し、そのような差別語(差別表現)なしには表現することのできない表現とは何か、何が表現者をして差別的たらしめるのか、そのような表現を生きた表現にさせている文化的土壌とは何であるのか、そうした差別的文化をたえず産生し続ける社会構造の問題点は何か一等々の本質的な問いかけを続けてきたといえる。こうした被差別者側の問題意識の背後には、全国水平社以来の長い歴史的な部落解放運動の蓄積があったことはいうまでもない。(p.73)

すなわち、差別語と差別表現への抗議は、差別者と被差別者の力関係や社会文化としての差別に対する被差別者の意識や態度を表しているため、言葉に現

われる差別を問うことは、差別的文化を問うことになるということだ。八木はさらに、抗議の対象について次のように主張している。

言語は基本的に社会的な産物である。差別語(差別表現)もまた差別社会によって産み出されるのである以上、差別語(差別表現)の克服のためには何よりも差別社会そのものの変革を展望する必要がある。このように差別語が、それは人間の社会意識や個人意識に作用し、差別意識の形成と動員にあずかって力を発揮するのみならず、現実の差別的な社会関係を温存強化する方向でも能動性を発揮する。ここに差別語(差別表現)批判を独自に反差別の営みとして設定しなければならない文化的な必然性が示されているとあってよい。以上のように言語の社会性と能動性を把握するとすれば、次に文脈上の意味が問われるのは当然である。つまり、差別語(差別表現)が差別社会から産み出され、しかも産み出されたものが産みの親にも能動的に働きかけるとすれば、ことは一定の表現の中に差別語が含まれているか否かを問うだけでは終わらない。むしろ、それも重要だが、それ以上に表現の全体的な文脈における差別的な意味性が問われねばならないのである。つまり、仮に一定の差別語を追放することに成功したとしても、それを補完する差別の文脈形成は、差別社会が存在するかぎり、十分に可能なのである。それは、この文脈上の差別性こそが、差別構造の社会的文脈を反映するものだからである。(pp.73-74)

つまり、差別語や差別表現の使用を抗議することによって、差別語や差別表現の不当性が意識され、さらに差別語や差別表現への反省を通して、差別の社会的イデオロギーへの改善も期待できるということである。また、八木は差別語の使用以上に「表現の全体的な文脈における差別的な意味性」が重要であると指摘している。すなわち、「差別語」のみならず、「差別表現」の糾弾の対象となっているのである。

また、差別語や差別表現への抗議は、被差別者の「差別語」や「差別表現」に対する態度が窺え、どのような語や表現が被差別者にとって差別的なのかを表している。言い換えれば、差別語や差別表現への抗議の事例から、被差別者

の立場から見る「差別語とは何か」、「差別表現とは何か」を考察することができる。さらに、抗議する側、マスメディア、表現する側などの差別語や差別表現についての抗議に対する態度、対応からも、時代的な変遷が見られる。このような変遷は日本社会における「差別語」「差別表現」に対する意識の変遷とも言えるだろう。

そこで、『記者ハンドブック』における差別語の分類に基づいて、部落差別に関わる差別語と差別表現、障害者差別に関わる差別語と差別表現、人種・民族・地域差別に関わる差別語と差別表現、性差別に関わる差別語と差別表現などに大別して考察を進めていく。

また、差別語や差別表現に関する議論が多くなったのは 1960 年代頃からであるため、1960 年代からの差別語・差別表現に対する抗議や議論を本章の考察対象とする。主にどのような表現がどのような使用文脈で「受け手を不快にする」のかということへの考察から、抗議の内容から被差別者の差別語と差別表現への捉え方を把握する。

以下では、堀田(2008)、高木(1988,1989,1992,1996,1999)、山中(1992)などで挙げられている差別語や差別表現に対する糾弾・抗議の事例を挙げながら、各ジャンルの差別語や差別表現の使用に対する抗議などを、主に差別語そのものに対する批判や議論、差別語の比喩的な使用に対する批判や議論とその他の差別表現に対する批判や議論に分けて考察する。

6.1 「差別語」に対する批判と議論

6.1.1 「部落差別語」に対する糾弾と批判

「部落差別語」について、特に 1960~70 年代には多くの糾弾や抗議がなされた。例を挙げると、以下のような糾弾事例がある。

高木(1988)は、被差別部落に関わる言葉の説明に差別性が見られた福島方言の問題を述べている。

八六年十月、「誰にでもわかる福島の方言」という著書の中に「ばんだ=穢多(えた)(番太)=新平民(身分のいやしい者)」と方言を解説した個所があり、全解連が抗議した。(p.40)

この事例にある「新平民」は、明治4年(1871年)の解放令により、これまで「穢多非人」の名称を改めた呼称であり、解放令によって天皇の下、万人が平等とされたので、穢多非人も新しく平民になったという意味である(堀田,2008,pp.27-28)。しかし、明治維新は本当の意味での“革命”ではなかったため、「新平民」という言葉も最初の自由民権思想からの肯定的の意味から穢多非人になる差別語になってしまったとも言われている(堀田,2008,pp.28-29)。また、「穢多」、「非人」に対する差別の起源について、堀田(2008)では、以下のように説明されている。

江戸時代、特別な地域に強制的に居住させられた「穢多」「非人」には、前者には死牛馬の処理、皮革業を主とする仕事、後者には刑場の執行役、警護を主とする仕事が強制的に与えられた。これらの仕事はみな、人々が忌避した仕事である。そのために、こと特別な地域に居住する「穢多」「非人」に対し、「穢れている」「血筋が悪い」「人種が違う」等の蔑視観と偏見が醸成され、これが制度として定着し、継続されてきたために、「蔑視＝差別」が一般化し、彼らは社会から排除され、劣悪な住環境に放置されて、人権差別を受けているのである。(pp.57-58)

つまり、「穢多」「非人」という言葉は、歴史上の差別の制度に基づいて作られており、差別の観念が含まれているため、現代では差別語とされているのである。言い換えれば、これらの語は「概念的意味」に差別の歴史が反映しており、そして上記に挙げた「穢れている」「血筋が悪い」「人種が違う」などがその「周辺の意味」になっている。このような語は、語彙的に差別語事例のプロトタイプに近いと言える。部落に関わる差別語への糾弾などでは、「差別語」そのものを問題視することが多いことも、このような理由が考えられる。

他に、部落差別語に関する糾弾事例について、1973年の映画評論家の淀川長治氏の発言問題が挙げられる。

サンケイ新聞夕刊のインタビュー記事で、映画評論家の淀川長治氏が「子

どもの頃、家の近くに貧乏人の部落があった」「その特殊な部落にある銭湯に入ったこともあった」と述べた。

この記事が大阪で問題になり、淀川氏は糾弾の末、解同大阪府連制作の映画『狭山の黒い雨』（須藤久監督）を部落問題の観点から批判することを約束させられた。

サンケイ新聞は74年暮れに差別問題を扱った連載記事を掲載した。（山中, 1992, p.292）

この事例では、「...があった」「...こともあった」という記述的な表現が糾弾されたのは、その前にある「部落」に関する言葉が問題視されていると考えられる。

また、部落差別語とされた「ちょうりんぼう」を罵り言葉として使った『京都新聞』問題も挙げられる。

一九八三年九月十六日付『京都新聞』夕刊の広告に、伏見名酒会の「銘柄クイズ」が掲載されたが、その出題文中に「ちょうりんぼう(馬鹿め)！」という差別語が使われていた。翌十七日部落解放同盟と全解連が抗議。『京都新聞』は十八日付朝刊で謝罪。広告主の伏見名酒会八社と広告制作にあたった電通京都支社もそれぞれ謝罪した。（堀田, 2008, p.68）

上記の事例にある「ちょうりんぼう」という言葉も、被差別部落の人のことを指し、彼らはかつて囚人の見張り、刑場での死刑執行や処刑者の処理等、警察の刑事的仕事や、ハンセン病患者の見張り役などの仕事を与えられていたという（堀田, 2008, p.67-68）。このような言葉を罵り言葉として使う事例が見られるのは、その語には蔑視、見下しの意味合いが含まれるからだと考えられる。つまり、このような言葉には、「蔑視・見下しの意味を表すネガティブな語感があり、マイナスなイメージを連想させる」という差別語事例のプロトタイプの特徴も見られる。

以上述べてきた部落差別に関わる差別語への指摘と糾弾の事例では、主に差別の歴史によって作られ、使用されてきた「差別語」を対象としている。差別

語事例のプロトタイプ的特徴から見れば、それらの言葉は「概念的意味」に歴史上の差別が反映されている。そして、その言葉には、歴史の中で積み重ねてきた差別の意味合いも含まれるようになり、「蔑視・見下しの意味を表すネガティブな語感があり、マイナスなイメージを連想させる」という差別語事例のプロトタイプの特徴も付加されている。すなわち、部落差別に関わる差別語は、語彙的に差別語事例のプロトタイプに近いものが多いということが指摘できる。このことは、部落差別語に対する糾弾などで、「差別語」そのものを問題視することが多いということにつながるとも考えられる。

6.1.2 「障害者差別語」に対する糾弾と批判

次に、障害者差別に関わる「差別語」について、主に身体的障害と精神的障害があるが、中でも、「キチガイ」に代表される精神的障害に対する差別語への抗議や糾弾が多い。例えば、1976年の細川隆元氏の発言が問題となっていた。

TBS系テレビ『時事放談』で細川隆元氏が「キチガイ」「ドキチガイ」と連発、大家連が毎日放送に抗議した。

『時事放談』ではほとんど毎回、「キチガイ」「バカ」の用語が飛び出し、その都度、大家連から抗議を受けた。(山中, 1992, p.300)

「キチガイ」を糾弾する理由として、大家連(大阪府精神障害者家族会連合会)の当時の言い分は「これらのコトバによって、治療は停滞し、家族は萎縮し、回復期にある患者にショックを与え、ひいては異常な状態をおこす一因ともなりかねないという事実が医学的に存在する」(上原, 2011, p.148)ということだった。「キチガイ」という言葉については、このような糾弾を経て、禁句とされるようになった。

「キチガイ」をはじめとする「障害者差別語」への抗議や糾弾は大きな成果を挙げている。前章でも述べているように、医師法などの法律でも「めくら」「つんぼ」など障害者に関わる「差別語」の言い換えを徹底してきた。このような「障害者差別語」には、プロトタイプの特徴から言えば、「(差別語が)社会的マジョリティーから社会的マイノリティーへの差別の歴史または現実を反映

する」という背景がある。藤田(1991)では、障害者差別語撤廃運動に「先駆的役割果たした」(p.1)木村龍平氏が障害者差別語に対する糾弾や各種の講演などで明らかにした日本社会の「障害者観」について下記のようにまとめている。まず、「障害者の歴史」を6つの時代に大別している。

人類が原始生活をしていた頃で、障害者が厳しい自然淘汰を受けた放任時代、部族間の戦いに足手まといになる障害者を追放、又は殺した虐待時代、重度障害者をけだものの化身として恐れたり、珍しがって見せ物とした恐怖時代、仏教の渡来により、「あわれみ」の心が普及し、慈善救済事業が始まった憐憫時代、幕府が盲人のため当道座をつくり職業を保護した保護時代、人間尊重と社会連帯の精神により残存機能を生かして社会経済活動に参加せしめる福祉時代、としており、更に「現実の姿にはこの六つの形が今なお雑然と同居し、数多くの問題を残している」といっている。前時代的歴史観が輻湊的に根強く温存され、その背景となる非近代的社會意識も未分化のまま内包されて障害者観を構築しているがため慈恵的、保護的思想が強く支配し、蔑視要因の社會意識が形成されていることを示唆している。(p.4)

また、「障害者観形成に影響を及ぼしたもの」として、「仏教の因果論と儒教思想」を挙げている。

仏教が歴史的に「文化の興隆に尽した功績は大きい」としながらも「布教の途中で間違った因縁論が盲人蔑視の観念を植えつけてしまった」としており、因果和讃の内容にある前世の悪因縁や仏罰によって身体に障害を受けたという小乗仏教的な意識が潜在化し、盲人蔑視の温床となり、これに親切は美德なりとする儒教思想が同居し、福祉への積極性の芽を摘んでいるとして我が国の國民意識の形成を論じている。(p.4)

さらに、「他の蔑視誘因」として「大衆芸能」や「教育制度のミステイク」を挙げている。

これは古典落語によくみられた盲人や精神薄弱者をネタにしたものや近くでは映画、演劇での「座頭市」等、盲人観を誤らせるような大衆芸能と盲人をはじめ障害者の教育制度が一般のそれに較べて立ち遅れ、戦後にもちこされていることなど過去の障害者軽視、蔑視の思想が残存していることを指摘している。(p.5)

最後に、「障害者差別語」について以下のものを指摘している。

かくして潜在的に温存された社会意識の中で障害者に対する差別用語が慣用化され、普遍化されて日常的に使われていたが、「めくら」という呼び方は「盲人の立場からすれば明らかに差別用語である」「おそらく“めくら”という字句を使った日本語の中で他人を尊敬したり、ほめたたえたりするような語は一つもないと思う」と言い明らかに蔑視、軽視、比喩、揶揄に使われているとしている。

因みにかかる障害者蔑視の思想から生まれた差別用語をいくつか列挙してみると(複合語・諺を含む)

めくら、おし、つんぼ、びっこ、ちんば、かたわ

めくら判、めくら貿易、めくら壁、めくらじま、めくら暦、めくら窓、盲暗渠、盲地、めくら目地、めくら滅法、めくら蛇におじず、めくらの垣のぞき、群盲象を撫ず、目あき千人めくら千人、つんぼ栈敷、ききつんぼ、つんぼの早合点、つんぼの早耳

等々があるが、これらの用語は今なお現代社会に潜在化し、ともすれば因習的に使用されている。(p.5)

すなわち、藤田(1991)によれば、障害者差別のイデオロギーは長い歴史の中で養われてきたものであり、「めくら」「おし」などの差別的呼称の使用が少なくなった現在でも、障害者への差別は未だに残っている。また、以上に挙げた「障害者差別語」は、イデオロギーとしての障害者への差別観念が背景として存在していることが考えられる。

差別語事例のプロトタイプの特徴から見れば、「めくら」などの障害者に関わる差別語は、差別語のために作られたというよりも、歴史の中で、障害者が差別され、不当な扱いされることで、彼らへの呼称としての「めくら」「つんぼ」などの語にマイナスな連想的意味が付与されるようになってきた。すなわち、障害者に関わる差別語は、差別の歴史と現実によって生まれた差別の「周辺の意味」が含まれていることが多い。

6.1.3 「人種・民族・地域差別語」に対する糾弾と批判

人種・民族・地域差別に関わる差別語への抗議や糾弾では、最も多く見られるのは韓国人、朝鮮人に対する差別を表す語である。中でも、朝鮮半島を併合した歴史と関わるものが多い。例えば、韓国人・朝鮮人への蔑称としての「鮮人」、在日韓国人、朝鮮人などを表す「第三国人」等々がある。

梶村(1975)によると、これらの言葉は差別の歴史に基づき、差別の思想を反映したものである。

差別用語自体も非常に拡散し、重層化している。一、二のキー・ワードを使うか使わないかということを経験として、差別意識の度合いが測れるというような単純な状況ではなくて、無数の差別用語が無意識的に使われており、それが無意識のうちに総合されて固定した蔑視のイメージを構成している。近代の歴史に例をとれば、われわれ日本人は、「李太王」「京城事変」「独立党」「東学党」「暴徒討伐」「日韓併合」「万才事件」等々数々の不当なことばを通じて、朝鮮民族についてのイメージを横暴にねじまげ、日本国家の行為を合理化していったのである。さらにいえば、これらのことばをたとえ使わなかったとしても、固定したイメージが残っている限り、語られる内容の一つも変化が生じないこともありうるのである。現に、歴史とともに、差別用語は次々に数を増やしてきた。「鮮人」→「半島人」→「第三国人」からとまどいの中の逆差別をはらむ「朝鮮の方々」にいたるまで、差別の思想を変えないままでことばだけいいかえてきたので、後から生まれたことばほど、その時代特有に、いっそう差別的な意味を担うようになってしまった。

要するに、当たり前のことだが、私たちはこのことばの意味を自覚化することを通して、そのようなことばを次々に生み出しては育てていく差別の思想そして差別の実体そのものを正していくべきなのである。極論すれば「正していかなければ」という連鎖反応を生むようであれば、ことばを問題にしても無意味だともいえるだろう。それは、ことばを生み出す差別の思想とのたたかいとならなければならないということを私たちは学んできた。(pp.26-27)

また、内海・梶村(1975)は、「鮮人」に含まれる語感から、この言葉は「帝国主義的な侮蔑の言葉」と評価している。

朝鮮人をさして「鮮人」という言葉が、一九一〇年の日本の朝鮮植民地化とともに生れ、「大日本帝国の植民地支配下であり、民族国家として独立できない気の毒なだめな人々」という語感をもつ、帝国主義的な侮蔑の言葉として使われてきた。(p.4)

さらに、「鮮人」の「帝国主義言語」という評価について、内海・梶村(1975)では、この言葉の発生から論じている。

一九一〇年以前には、「鮮人」という言葉は全くなく、韓国人・韓人・韓民という言葉を中心に、朝鮮人という言葉を中心に、朝鮮人という言葉も並用されていた。それが、一九一〇年八月の「日韓併合」とともに、朝鮮が国家であることを否定する意図から、従来の「韓国人」「韓人」の使用が禁止された。そして一旦は、「朝鮮人」が多く用いられていたが、一〇年一〇月頃、急に「鮮人」という言葉が新聞紙上に見えはじめ、短期間内に急激に一般化していった。

「朝鮮」が国家であることを否定して「大日本帝国の植民地朝鮮」という意味で用い、しかもわざわざ下の文字だけをとって単に「鮮」と呼ぶ造語法は、「鮮人」だけではない。ごくひんぱんに使われた言葉だけあげても、「日鮮」「内鮮」「満鮮」「在鮮」「渡鮮」「北鮮」「南鮮」などがあり、その

いずれもが、「鮮人」とあい前後して同じ理由から生まれた帝国主義言語である。(p.4)

内海・梶村は、「一九一〇年以前には、『鮮人』という言葉は全くない」と指摘しているが、これはつまり、「鮮人」は差別のために作られた言葉であるということだ。また、この語は、その語も差別のために使われ、蔑視、見下しのニュアンスも含まれるようになったことが考えられる。

他に、内海・梶村と同様に、佐藤(1975)も、「北鮮」という言葉は植民地支配を貫徹する支配者の言語であると主張している。

「北鮮」という言葉は、植民地支配を貫徹する支配者の言語です。それによって被支配者の「塗炭の苦しみがはじまった」ということにほかなりません。つまり、こんな言葉をなんの疑いももたず使用するということは、日本の国家が、近代において、朝鮮に対して何をしたのか、己の姿をまったく知らないということです。いや正確には、知ろうとしていないことです。自分が過去に誤りを犯したと考える人間のみが、再び過ちを犯さないため、今度はどうするかを考えることができます。日本近代のなんたるかをまったく知ろうとせず、つまり植民地支配の肯定にたって、現在を生きている。だから、自分のやっていることの意味がなんなのかを理解することができないでいるのです。(p.44)

以上述べてきたように、「鮮」をめぐる様々な差別語は、歴史的な差別に基づいて作られた差別語であると批判されることが多い。具体的な糾弾事例として以下のものが挙げられる。

まず、「在鮮」、「対鮮」、「満鮮」、「鮮満」、南鮮」、「鮮使」、「鮮人」といった言葉についての糾弾事例として、堀田(2008)では以下のような事例を挙げている。

その 1: 一九九一年、中央公論社発行の中公文庫『朝鮮戦争』(神谷不二著)の中に「京城(ソウル)」「在鮮」「対鮮」「満鮮」「鮮満」等の記述があり、『京

城』は日本が朝鮮を支配した時代に、朝鮮人に強要した言葉であり、『鮮』は朝鮮人を侮蔑する差別表現である」と、「全国在日朝鮮人教育研究協議会」(全朝教)が抗議。確認会を経て出版社側が著者ととともに謝罪、出庫停止、回収、全社研修を実施。(p.199)

その 2: 一九九一年、中央公論社発行の『日本の陶器 第五巻 唐津』と中央公論美術出版社発行の『日本の陶器』及び中公新書『関東軍』(島田俊彦著)に「南鮮」「鮮使」「鮮人」等民族差別語が使用され、さらに文禄・慶長の役で多くの陶工が強制連行されたにもかかわらず、「渡来」「帰化」という不適切な表現が使われていると、「民族差別と闘う連絡協議会」が抗議。出版社側は謝罪及び改訂を約す。(pp.199-200)

その 3: 一九九七年、三省堂発行の『新明解国語辞典 第四版』における「ちょうせん(朝鮮)」の「一九一〇年日本に併合後、一九四五年に独立、南に成立した大韓民国はソウル(京城)を首都とし、北に成立した朝鮮民主主義人民共和国はピョンヤン(平壤)を首都とする」の記述は、「『京城』という地名の改名は、植民地政策の下で進められた『創氏改名』による民衆への日本名の強要と一体のものであり、民族的蔑視に基づく差別政策の一環であると同時に、民族の尊厳を否定するものであった」と「在日コリアン人権協会」が抗議。(p.202)

上記の 3 つの事例にある「鮮」をめぐる差別語への糾弾と指摘は、上に述べた様々な論説にあるように、朝鮮・韓国への差別の歴史が背景となっている。この意味から言えば、これらの事例に挙げられている「在鮮」、「対鮮」、「満鮮」、「鮮満」、「南鮮」、「鮮使」、「鮮人」などの言葉は、語彙的にプロトタイプに近いと言える。

他にも、韓国・朝鮮差別への抗議について、「三韓征伐」という言葉が見られる。

一九九六年、山川出版社発行の歴史ガイド本『京都府の歴史散歩』(下巻、

山本四郎著)に、「神功皇后の『三韓征伐』の表記は誤った歴史認識に基づくもので民族差別にもつながる」と「在日コリアン人権協会」(旧・民族差別と闘う連絡協議会)が抗議。古事記や日本書紀に登場する、古墳時代の神功皇后が朝鮮半島の韓国を攻め討ったとする「三韓征伐」は戦前は史実として教えられたが、戦後は「史実ではない」とする見解が大勢になり、「悪を懲らしめ討つ」という意味の「征伐」という言葉は使われなくなったというのが抗議内容。出版社側は出庫停止、指摘部分を訂正し再出庫すると表明。(pp.201-202)

この事例で指摘された「三韓征伐」の「征伐」は「罪のある者や反逆者などを攻め討つこと」(デジタル大辞泉)という意味である。そのため、抗議側は「この表現は多くの読者に、日本の過去の侵略と植民地支配を正当化する歴史認識を生み出し、助長させる結果をもたらす」(堀田, 2008, p.202)と指摘している。

また、韓国・朝鮮人に関わる差別語とされている「バカチョンカメラ」についての抗議も挙げられる。

一九九二年、光文社発行の『日本一周「旅号」殺人事件』(西村京太郎著)に「バカチョンカメラ」という差別表現があると、「全国在日朝鮮人教育研究協議会広島」が指摘、抗議。出版社側は出庫停止、指摘部分を改訂後再出庫、その際「あとがき」で著者とともに謝罪文を掲載すると表明した。この件では同年五月、講談社が同じ作家の本で全朝教(現・全外教)に抗議を受け、出庫停止、在庫廃棄後、確認会を経て、改訂版にて著者連名の読者向け謝罪文を掲載、社内研修を実施している。(堀田, 2008, p.201)

「バカチョン」は、幕末明治の戯作者・仮名垣魯文の文例「ばかだの、ちよんだの、野呂間だの」にもあるように、本来は、朝鮮人に対する差別性をもって使用されていたものではないが、朝鮮民族を日本人が見下す意図で用いられるようになったという(小林, 2011)。

他に、在日韓国人・朝鮮人に対する蔑称である「半島人」、「在日半島人」という言葉の使用も抗議されている。

一九九六年、小学館発行の『もう一人の力道山』(李淳駟著)の巻末解説文(筆者・船戸与一)中に「半島人」「在日半島人」の差別表現があると、「民族差別と闘う連絡協議会広島」と「全国在日朝鮮人教育研究協議会広島」が抗議。確認会、糾弾会を経て第五刷から指摘部分を「朝鮮・韓国人」「在日朝鮮・韓国人」へ改め、巻末で謝罪文を掲載。(堀田, 2008, p.201)

「半島人」というのも、韓国併合による植民地支配の中で生み出された言葉である(小林,2011,p.183)。支配・被支配(差別・被差別)という関係のなかで、日本人が優越感をこめて「鮮人」「半島人」という呼称を使い、その積み重ねを通じて差別的な意味がこめられていった(小林, 2011, p.183)。この考え方からすると、この言葉は、「概念的意味」も「周辺の意味」も差別語事例のプロトタイプに当てはまるものである。

また、「京城」という言葉も、問題となっていた。

二〇〇五年三月二十九日、KMJ[Korean Residents Minority Human-rights Research Center of Japan]はライブドアが運営するホームページ「livedoor」の「世界の天気」のコンテンツ内に「大韓民国 プサン(釜山) ソウル(京城)」とあったことから要望書を送った。「京城は KMJ が長年取り込んできた表現問題のひとつである。一九一〇年、日本が韓国併合に際して、国号を『朝鮮』に、首都漢城を『京城』に改めたことは、大韓帝国が日本の植民地であると印象付けることが目的であった。日本の敗戦後、『京城』は『ソウル』と変更されたが、この命名は『京城』は廃して日本の植民地支配を脱し、漢字表現を廃して歴史的な漢民族の支配をも廃する決意でハングル表記にしたのである」。しかし、ライブドア側は KMJ の質問状には一切回答せず、アクセス手段もメールしかないと何度か要請したが反応がなく、そのうち問題のコンテンツから「京城」が削除されるという態度に KMJ 側は「極めて不誠実な対応」としている。(堀田, 2008, pp.209-210)

他に、「第三人国」という言葉への抗議も見られた。

一九九一年、読売新聞社発行の宮澤喜一著『戦後政治の証言』における、警察予備隊創設の事情を述べた部分の「それまで国内の治安は米軍と丸腰に近い日本の警察があたってきたのだが、第三人国の横暴などには手が出せず、そのつど米軍をわずらわせていた」の記述が国会で追及され、「在日韓国・朝鮮人を差別する表現だった」と宮澤氏は謝罪した。また問題の表記は「黒人差別を無くす会」の指摘で第四刷から削除された。(堀田, 2008, p.200)

小林(2011)によると、「第三人国」という言葉は、もともとは当事者となる二国以外の国の人々をさす用語として使われていたが、第二次世界大戦後、連合軍(アメリカ)占領下の日本で、とくに旧日本帝国の植民地からの居住者、つまり朝鮮人、台湾人に特化する形で「第三人国」という表現が使われるようになった。また、そこには、「解放された人民」として意気軒昂だった朝鮮人と台湾人に対して、差別と抑圧をしてきた日本人の恐怖と妬みが投影され、差別語に変わっていったものである(小林, 2011, p.183)。すなわち、「半島人」という言葉は、差別の歴史を反映する「差別語」とされている。

韓国・朝鮮をめぐる差別語の糾弾や論争以外に、民族差別語に関して、序論で言及した「支那」という差別的呼称についても問題となったことがある。

その 1: 二〇〇〇年、森喜郎首相が訪問先の南アフリカで「支那事変」という言葉を使ったのは中国人への侮辱だと、中華料理店「北京亭」の店主 K さんが抗議の手紙。さらに箸袋やマッチ箱に「私たち中国人は、日本人がわが国をシナと呼ぶとき、耐え難い抵抗を感じます」と印刷しアピール。K さんは一九四四年、留学のため来日したが、戦時中日本人が軽蔑をこめて「シナ」と呼ぶのをさんざん聞かされてきたからだという。(堀田, 2008, p.219)

その 2: 一九九九年、教科書出版社、第一学習社発行の『改訂版国語』に

収録の「城の崎にて」(志賀直哉著)の「范という支那人が一」という記述が「范という中国人が一」へ九三年以降改変。教科書出版社、桐原書店発行の『高校現代文』に収録の「火垂の墓」(野坂昭如著)の中の「支那料理」という原作の記述が「中華料理」へ著者に無断で改変されていたことがわかった。いずれも差別語への配慮だが、これに対し、文部省教科書課では、「原則として原作尊重だが、発行者が学習上の配慮から、最小限度の改変をすることは、教科書の検定基準上問題はない」とし、野坂氏は「事前に相談はなかった。変えるのはおかしい。それよりも注釈を付けたり、授業で教師が説明する方がより教育的」と語っている。(堀田, 2008, pp.218-219)

第一章でも述べた通り、「支那」への抗議の理由について、小林(2001)ではこのように説明している。すなわち、「支那」という言葉の原意は「秦の転訛」や「China」の仏語読み「シーナ」に由来すると言われていたが、後に日本が中国侵略を遂行する過程で、中国人を指すときに差別的響きをもって使用されるようになった(小林,2011)。つまり、「支那」という語は、最初から差別語であるわけではなく、使用される過程で差別の意味合いが付与されるようになったということだ。

以上に述べた朝鮮人・韓国人への差別語をはじめとする民族・地域に関する差別語は、差別の歴史を反映する言葉が多く、語彙的に差別語事例のプロトタイプに近いということが窺える。

6.1.4 「性差別語」に対する糾弾と批判

性差別語について、主にマスメディアで使用される言葉を中心に、議論されることが多い(上野・メディアの中の性差別を考える会,1996; 井出,1998; 井出・上野・江原,1995; 田中・諸橋,1996等)。とりわけ、上野・メディアの中の性差別を考える会(1996)では、女性に関する呼称・敬称・名称を挙げ、「こんな風に呼ばれたくない」としている。その理由は「『性別は女』を強調する呼称や敬称、男性を基準とし、女性を亜流扱いする」(p.12)という。また、その種類について、以下の9種類に分けている。

1. 「女印」の呼称 頭に女流、女子、女、女性というラベルを貼っている呼び名。普通、社会で活動する人間は男だと思っているから、何かの活動をする人がでてきたら「女だ」とことさらに性別を示さずにはられない。女医、女王、女優、女流作家から女子高生、女性大使、女性兵士、女性強盗、女性暴走族まで女印の数は、男印の7倍になる(田中和子・諸橋泰樹、1994)。これは、「人間＝男たちの集団」という発想で、女印によってその職業の女性たちを周辺の集団と見ていることになる。
2. 世帯主中心の表記 未亡人、主婦、夫人、Aさんの妻 B子さん、〇〇さん方
3. 男女不均衡な呼称 A子さんとB子さん、男『氏』女『さん』、女史、真紀子長官
4. 女性を表す呼び名 女性を若さ、外見、婚姻と結びつけて細分化し、レッテル貼りをする。OL、乙女、看板娘、法曹レディ、行政ウーマン、キャリアレディ、スッチー、マドンナ議員、美女・美人
5. 結婚・家族に結びつけた呼び名 主婦、主婦作家、主婦スタッフ、奥様、花嫁、嫁
6. 女といえば母に結びつけた呼び名 ママさんゴルファー
7. 女と年齢を結びつけた呼び名 老婦人、老女、おばさん、おばあちゃん
8. 女を排除する呼称 女も男も表しているのだが、名称の字面からは、男しか見えないもの。青少年、サラリーマン、英雄、オンブズマン
9. セックス・風俗関連産業を絡んだ呼び名 女と性が結びつくと、俄然張り切って多彩になる。スナックママ、コンパニオン、じゃぱゆきさん(p.12)

また、田中・諸橋(1996)では、新聞が女性を男性と非対等に表現する方法を次のように大別している。

- (1)「女性」を突出させる表現
- (2)主体としての女性を隠蔽する表現
- (3)ダブルスタンダード評価にもとづく表現 (pp.39-46)

さらに、①の「女性強調」の表現を細分化している。

まず、a「女店員」「女性信者」「女子高生」の様に、当事者の職業に「女」「女性」「女子」などの「女性冠詞」をつけて、その人が女性であることをことさら強調する表現、第二に b 性別役割分業を前提に、「OL」や「主婦」の様な女性専用の職や役割をあらわすことばを用い、女性の役割を強調する表現、そして第三に c 女性の外見、行動、性格、心理特性などに関するステレオタイプに基づく表現、などに分けることができる。(p.40)

上記の 2 つの研究とも言及している「女性冠詞」について、石塚(1999)では、新聞における性別冠詞の男女比とその推移を調査し、その結果を以下のように述べられている。

八九年は女性冠詞が九四パーセントを占め、九九年でも八四パーセントに達した。それに対し、男性冠詞は、八九年は六パーセント、九九年では一六パーセントとわずかな数値にとどまった。こうした女性を突出させる表現の、男性表現との量的アンバランスが、新聞の男性と女性に対する“まなざし”の違いを如実に物語っている。私達は、女性冠詞の頻用される情報環境の中に暮らしているにも関わらず、女性を強調するこれらのことばに何の違和感も感じなくなってしまうと考えられる。(p.89)

このように、性差別に関わる表現では、「女性」であることを必要もないのに強調されていることがよく指摘される。他にも、性差別に関して、「男女平等」が求められてきた社会背景をもとに、性に関する表現も男性との平等が求められている。

他にも、渡辺(1991)では、現代社会の性差別の基礎となる封建社会からの女性差別の思想を、「近世から明治期にかけて広く使用された女子の教訓書『女大学』」(p.51)から、「女性差別的事柄とあわせてそれにかかわる女性差別語」(p.54)を以下の通り分析している。

①嫁入り婚・嫁取り婚

……（中略）

だから、〈家〉の制度の下では、結婚することを、女性の側は、〈嫁に行く〉〈嫁にやる〉〈嫁に出す〉などといった。男性の側は、〈嫁に来る〉〈嫁を貰う〉〈嫁をとる〉などといった。名詞〈嫁〉に〈行く・来る〉〈やる・貰う〉〈出す・取る〉などの対の動詞が組み合わさった連語の形式が使用されたのである。女性側では、さらに〈一にかたづく〉〈一にかたづかせる〉などとさえいった。ひどいのは、結婚適齢期の女性を〈売り物〉、適齢期がすぎても結婚しない（できない）女性を〈売れ残り〉とさえいった。

……（中略）

②成長の後、他人の家に行った女性は、「夫にしたがひ……」という。〈家〉の制度の下では、妻は夫に従うことを当然のこととして要求された。

……（中略）

〈夫〉〈男性の配偶者〉の意味での〈主人〉は、このような〈家〉の制度の下での女性差別が生んだ差別語である。

③性による夫婦の役割固定

……（中略）

夫が自分の妻を指して「家内」というのは、〈家〉の制度の下における、このような性による夫婦の役割固定化の産物である。その点で、やはりこれも典型的な女性差別語の一つということになる。

④妻に対する貞操義務の一方向的な押しつけ

「第二十課」で、「貞女、両夫にまみえず。と、およそ女たるものは、人たび、夫の家にとつがば……、身の終はるまで、善く、夫に事ふべし。たとひ、いかなることありとも、あらためて、他人に従うべからず。これを、貞操といふ。貞操は、女の道の第一なり。」という。これも、〈家〉の制度が女性に対して一方向的に押しつけたものであって、女性差別以外の何ものでもない。〈未亡人〉は、妻に対するこのような差別が生んだ女性差別語である。（pp.54-57）

以上の「性差別」に関する歴史的背景に基づき、渡辺は以下の「性差別語」を挙げている。

日本国憲法が施行され、それとのからみで〈家〉の制度が廃止されて、もう半世紀近い。それにもかかわらず、〈嫁に行く〉〈嫁に来る〉〈嫁を貰う〉〈嫁をとる〉などなどの女性差別語は、依然として若い人たちの間でも使われている。〈主人〉〈家内〉〈奥さん〉〈未亡人〉、然りである。

〈奥様〉ではなく、〈外様〉だ、などといわれるほど、女性の社会進出が進行しているのに、〈女医〉〈女流作家〉〈女流文学賞〉〈婦人代議士〉〈女社長〉〈女弁護士〉〈女性町長〉〈女性校長〉……などなどの女性差別語も使われている。制度としての女性差別が撤廃されても、女性差別語の多くは、なおそれをひきずって使用されている。両者の間には、時間的に大きなズレがあることになる。

ただし、このひきずりとしての〈不貞〉が、日常の世界では、最近は使われなくなった。代って〈不倫〉が使われている。〈不貞〉と違って、男性にも女性にも使われている。夫にも妻にも使われている。要するに差別語でないのである。かつての流行語が、いわばどさくさまぎれに普通語の世界にもぐりこんだものであろうが、それにしても結構なことである。(p.58)

このような議論が多くなされている一方、性差別に関わる差別語について、部落差別語に対するような糾弾や抗議は見受けられない。一方、性差別について、主に「性差別の意識」を反映した「性差別表現」が多い。これについては後の節に述べる予定である。

前述した部落差別語、障害者差別語、民族差別語などと異なり、性差別語と指摘される語が未だに使用されている例は多い。これは、「性差別語」が反映するイデオロギーが「差別」だという認識が普及していないことが考えられる。このような背景もあるため、「性差別語」の言い換えは「部落差別語」「障害者差別語」などより遅れていることも観察されている。

以下、「差別語」を問題とする糾弾などに関する議論をみてみたい。

6.1.5 「差別語」の糾弾と規制に関する議論

「差別語」の語彙的な問題について、佐竹(2000)は、「特殊部落」「業病」といった例を挙げ、文脈がなくても「差別語」として捉えられる語の存在を主張している。

たとえば、「特殊部落」「業病」といった語を思い浮かべてみればいい。文脈なしで意味が理解できるはずであるし、その意味に差別性が含まれていることは否定できないはずである。差別的意味こそがこれらの語の意味の核心であり、その意味は表現者の意図や用法によってそのつど与えられるものではない。どのような文脈におかれようとも差別語は差別語なのである。(p.77)

つまり、「特殊部落」「業病」といった語は、差別のために作られた語であるため、その「概念的意味」に差別の意味合いが含まれることになる。このような語は、語彙的に差別語のプロトタイプであるということが考えられる。

また、梶村(1975)では、「ことばは人なり」とし、ことばは事実を伝えると同時に、使用する人の意志も伝えられるとしている。

一つの事実に対して、それをどうみるかによって、多くのことばがありうる。そして自分はその多くのことばの中から、自分の視点によってことばを選んで使うのである。逆にいえば、ことばは、事実を伝えると同時に、自分がそれにこめた意味を表現する。「文は人なり」または「ことばは人なり」である。

……(中略)

そういうことを知っていながら、なぜ私たちは、差別の意味をもつ「特殊部落」ということばを平気で使えたのだろうか。単に事実を知らなかったということではなく、意味を知らないかあるいは莫然と知っていても、自分が使う、意味をもったことばがどのような結果を当事者に強い糾弾を受けつつようやく「差別のことばが人を殺しさえする」ということに気づいた。人間が使うことばは、単に客観的・第三者的に事実をのべるというだけのために使われるのではなく、それによって、意識しようとしまいと、

ひととひと(自分と目の前にいる相手、または直接目の前にはいない人)との関係を、規定し、新たに作り出し、また変えていく役割を果す重さをもつのだということを胆に銘じた。

たとえば、結婚話の中で、差別の思想をもつ親が発する「特殊部落!」「朝鮮人!」ということばは、そう呼ばれた当事者の存在を拒絶する意志を表現し、実際に結婚をこわす力をふるい、被差別者の生きる道を閉し、絶望に追いこむ。

……(中略)

単純化していえば、ある一つの事実に対して、話し手がどういう姿勢をもって行動しようとしているかに応じて、正反対の意味をもつ二つの言葉がある。差別とたたかう決意をこめた「被差別部落」ということばと、差別の上になおろうとする「特殊部落」ということば。もし誠実に発せられたのならば、正の意味のことばには、必ず話し手の決意がこめられていなければならない。(pp.23-24)

このように梶村(1975)では、「被差別部落」は「差別とたたかう決意をこめた」言葉であるのに対し、「特殊部落」は「差別の上になおろうとする」言葉としている。このような意見は 1960~70 年代の差別語糾弾運動でよく表明される。

そして、「差別語」への糾弾が行われた結果、「差別語」とされる語への規制や言い換えが行われてきた。このような規制や言い換えへの批判は、主にある具体的な「差別語」への規制や言い換えへの批判と全体としての「言葉狩り」への批判が見られる。

まず、ある具体的な「差別語」への規制や言い換えに対して、以下のような議論が見られる。前章の『記者ハンドブック』についての考察で述べたように、「女中」などの職業に関わる表現が、『記者ハンドブック』の改訂版から言い換えがなされている。このような言い換えについて、批判の意見が見られる。例えば、橋本(1998)では、職業名を差別語にしてはならないと主張している。

私は、「女中」という言葉に差別の意味が加わったのは、自分の家で家事労働をする女性に対して、「仕込み」という教育をすることが出来る女主人が

絶滅してしまったことと関係があると思う。家事全般から言葉遣い、行儀作法に立ち居振るまいの一々を教え込めるというのは、とんでもない能力だと思っただけだが、いつの頃からか、それが出来る「主婦」がいなくなった。代価としての「教育」がなかったら、住み込みで働く若い女性の家事労働は、ただ「こき使われる」にしかならないだろう。私の母親には妹が二人いたが、その内の一人は、進駐軍の将校ハウスのメイドになった。昭和の二十年代の話である。その当時で進駐軍と言ったら「文化の最先端」なのだから、そこで「メイドになる」は、「外資系の一流会社でキャリアウーマンになる」と同じである。私の叔母は女学校を出ていて、当時の最先端文化を吸収するつもりでメイド志願をした。私の祖母は、自分の娘が「外に働きに出る」ということに対して反対した。意識的な娘と保守的な母親の対立というのは、ついこないだまであったことだが、もちろん私の祖母は、娘の“職種”に反対を示したわけではない。メイドになった若い叔母は胸を張っていたし、私もその叔母が自慢だった。差別というのは、言葉の問題でも職種の問題でもないと思う。(pp.275-276)

「差別語」の言い換えに関して、このような反対の議論がよく見られる。このような議論を通して、差別語とは何か、そして差別語をどのように対応すべきかということが、社会の中で考えられることになる。この意味で、差別語に対する糾弾と議論は、「差別語とは何か」を変えていく力にもなっている。

また、「差別語」への糾弾、規制について、「言葉狩り」として批判する声もある。中でも、日本共産党による糾弾が多い。1975年8月、日本共産党中央委員会が無記名で「いわゆる『差別用語』問題について—『解同』朝田・松井派などの『差別語』狩りと言論・表現の自由擁護—」という文章を公表し、部落解放同盟の「無限定に誇張、拡大したり、言論・文化分野にタブーをつくりだすようなこと」を訴えた。文章では、「差別語」狩りの最悪の特質は「なにが『差別語』かを科学的根拠にもとづいて判定するのではなく、かれらが一方的、主観的に『差別語』と断定し、この断定を絶対化するところにある」(p.3)と指摘している。その上で、「差別語」狩りの三つのパターンを挙げている。

第一は、「解同」朝田・松井派などが「差別語」を勝手に創作するもので、さきにあげた「部落」「ブラック・タクシー」の例、「同和」ということばまで「差別用語」(「解同」中央本部編『解放への国民大行動』)だとしている例、などがこれに該当する。

……(中略)

第二は、事柄の区別、違い、特徴付けを「差別」と混同して非難するものである。「靴みがき」、「土方」、「人夫」、「日雇い」など職業をしめす用語を「差別語」と断定したり、身体障害にかかわる一部のことばや、そのことばの入った熟語(たとえば、盲、盲稿)を「差別語」とするのがその例である。

……(中略)

第三は、語源や過去の用法などを理由とするもので、外に向かつて夫あるいは妻をいい表す「主人」「家内」などを「差別語」と決めつけるのがその例である。(p.4)

そして、その上でいわゆる「差別用語」問題の三つの基本見地を下記の通り述べている。

第一は、旧身分などによる差別や不平等を当然視するような言動や、蔑視、偏見をふくむいっさいの表現には、批判的態度をとることである。

……(中略)

第二は、なにが「差別用語」であるかは、勝手な主観的判断によってではなく、客観的な根拠にもとづいて判断されなければならない。あれこれの単語を、文章や談話の全体から切りはなし、具体的な条件を無視して機械的に「差別語」と断定して糾弾することは、あってはならないことである。

……(中略)

第三は、差別的な用語や表現がみられたばあいの対処のあり方である。……(中略)支配層が現実の「差別」を是とする立場から差別的な用語や表現を使った場合と、認識不足や不用意によって差別的な用語または表現が国

民のあいだで使われた場合とでは、ちがった対処が必要である。(p.4)

つまり、日本共産党中央委員会は、部落同盟による差別語への糾弾において、「あれこれの単語を、文章や談話の全体から切りはなし、具体的な条件を無視して機械的に『差別語』と断定して糾弾すること」(p.4)に対して、批判的な態度を取っており、差別語事例のプロトタイプの特徴から見れば、その文脈的特徴をより重要視していることが分かる。

さらに、日本共産党中央委員会は、「穢多」、「非人」、「特殊部落」などの「差別用語」の用法について、以下の通り論じている。

①これらの用語を、過去の悪しき歴史的事実にかんして、批判的見地から用いることは、もちろん「差別」とは無関係である。戦前の全国水平社をはじめ、部落解放をめざす団体や日本共産党も、そうした見地から、これらの歴史的事実を使用してきた。

②しかし、悪しき身分制は存在しないにもかかわらず、歴史的にそれらの旧身分とかかわりのあった人にたいして、これらのことばを他と差別的に用いたり、侮辱的な意味をこめて使ったりすることは許されない。

③「特殊部落」ということばを比喩として安易に使う(「芸能界は特殊部落だ」といったふうに)ことは、民主的常識からみて妥当ではない。部落差別の残りものが現在もなくなっておらず、このことばのもとで部落住民が差別的扱いを受けてきた歴史的経過を考えれば、そのことは当然であろう。しかし、「特殊部落」ということばが文学作品などで比喩的に使われたからといって、その作者をただちに「部落差別観念」の持ち主として断罪したりすることも正しくない。その多くの場合、社会的、民主的常識の問題として解決すべきである。このことばも、部落住民への差別や侮辱の意思をふくまない表現としてありうるものであり、その場合は許されるであろう。(p.5)

最後に、「タブー」の拡張に反対し、言論・表現の自由のために戦うと述べている(p.6)。

この文章で、「差別語狩り」として批判しているのは、主に差別語の判断基準が明確ではなく、部落解放同盟の主観的判断によるものが多いこと、文脈を無視して差別語を糾弾すること、また差別語を不用意に使った事例への厳しい糾弾が行き過ぎているといったことである。

一方、1975年11月に、部落解放同盟中央本部書記局が「差別語問題についてのわれわれの見解」という文章を発表し、日本共産党の批判をさらに批判し、差別語への態度を改めて述べている。それは、「差別者に対して糾弾をおこなうことは、人間的で正当なことである。差別語に対する糾弾を批難することは許されない」(p.41)ということであった。部落解放同盟中央本部書記局(1975)では、差別語についての「基本的立場」を10点にまとめており、その中で、差別語の糾弾と規制について以下の見解を示している。

①コトバは社会が生み出したものであり、差別語は差別社会が生み出し、維持しているものである。したがって、わが国の民主主義を問いなおしつつ差別社会の変革と人民の意識の変革を実現していくなかで、差別語は解消するだろう。

②同時にコトバは、社会や、人民の意識に働きかけるという側面をもっている。したがって、差別語の告発・糾弾は、前進的成果をもたらし、社会変革と人民の意識変革をうながすし、またうながすように、糾弾闘争はすすめられなくてはならない。

③現在、マスコミ・テレビ局などですすめられている、禁句集、いいかえ集などの内部規制は、差別の本質に迫ることなく、コトバだけをいじるということによって、問題を矮小化し、支配者の言論・表現の自由抑圧に手をかすものであって、われわれは断じて反対である。

……(中略)

④差別語や、差別的比喩に対し、われわれは糾弾・抗議をおこなう。ただし、差別語が用いられたから糾弾するというのではなく、文脈全体なかでその前後関係をよくみて差別を助長するか、否か、その与える影響というものを判断しておこなうという、従来の方針を堅持する。

⑤歴史研究や、部落問題研究論文、文学作品等において、積極的意図を

もって用いられた差別語を追及しないことも、従来どおりであって、とくに辞書類から抹消されるのも、反対である。もっとも、読者に偏見を与えないための十分な配慮(たとえば、まえがきなりで説明をちゃんとつけるなりして)も必要である。この事は、学問・文学の名においても当然のことである。

⑩差別語は、いずれかの機関が規制するのではなく、人民が自己の偏見、差別観念とたたかい、人間は尊敬しあうものだという、水平社宣言の精神に立てるよう、自己と社会とたたかい、真に平等な社会の実現をめざすが、もっとも正しい方向である。

さらに、「結び」において、部落解放同盟中央本部書記局は、差別語の糾弾に「一定の『行きすぎ』や『混乱』というものを付随していることも事実である」(p.50)ということを確認している。また、文章の最後に、「書記局の見解として出したのは、マスコミ関係者や、障害者はじめ関係者があいよって議論しあって、この問題に対する正しい見解と方針に到達したいからである」(p.50)と述べているが、ここから、1960~70年代の差別語糾弾運動の主な関係者は部落解放同盟、マスコミ関係者、障害者関係などの運動団体に限られていることが窺えた。

部落解放同盟中央本部書記局の主張は、主に「コトバ」と「差別の現実」は互いに働きかけるため、差別語の使用への糾弾の妥当性を強調した。また、差別語の判断において文脈が大事であることを認め、マスメディアの禁句集と機械的言い換えに反対した。

また、寿岳(1976)は、「言葉だけを問題にして封じ込めても差別はなくならぬ」とする議論について、「少々問題がある」という。その理由として、以下のように述べている。

言葉を問題にすることも、差別をなくすることの一つの手がかりである。その言葉がなぜいけないのかを深く考えてゆけば、言葉以外の差別的世界に迫ることが出来る。だから、「言葉だけを問題にしても差別はなくなる」というのを、悪く発展させて、どうせなくなるのなら使えというのに万が一おちこんでしまえばこれはいけないことだ。場合によれば、まず言葉だ

けでも問題にしたらよくさらにはまず言葉を問題にすることから、より深くその種の問題を考えることも出来る。……(中略)「言葉を問題にすること」はすべてを問題にすることなのだ。(p.55)

以上述べてきた通り、「差別語」の糾弾はその規制へと繋がり、そして差別語の規制は逆に「言葉狩り」と批判される。このような一連の論争では、「差別語」の捉えられ方の相違が窺える。その論点をまとめると次のようになる。差別語を問題にする側は、差別語は歴史的な差別の事実を反映するため、差別的な言葉を問題にすることは差別を問題にすることであると主張する。一方、「差別語狩り」に反対する人は、糾弾する側の「差別語」の判断基準に科学的根拠がないこと、差別は語ではなく文脈によって判断すべきこと、言葉の規制は差別の問題を矮小化することなどを主張している。差別語事例のプロトタイプの特徴から見れば、糾弾する側は差別語の語彙的特徴を強調しているのに対し、「言葉狩り」を批判する側は差別語の判断においてその文脈的特徴が重要であるということをも主張している。ただし、マスメディアの「禁句集」などに対して、差別語を糾弾する側でも反対する側でも批判的態度を取る意見が多く見受けられ、「差別語」の問題は語そのもののみにあるのではないということが様々な議論で言及されている。

6.2 「差別語」の比喩的用法に対する批判と議論

6.2.1 「部落差別語」の比喩的使用に対する糾弾と批判

差別語が意識されはじめる 1960～70 年代頃に、差別語の指示対象となる人々を劣ったものと扱い、「〇〇は特殊部落だ」や「特殊部落的に」というような形で「特殊部落」を否定的な比喩として使うことに対する糾弾事例が多く見られる。この使い方に関して、最も有名なのは 1969 年の「大内兵衛論文問題」である。この事件の経緯について、高木(1999)では以下のように述べている。

故大内兵衛東大教授の「特殊部落」使用問題は、大学紛争さなかの六九年、岩波書店発行の雑誌「世界」三月号に書いた、紛争を憂えての「東大は滅ぼしてはならない」という論文の中で「大学という特殊部落」との表現を

行ったもの。解放同盟の抗議で、岩波書店は『世界』を回収、改訂版を出し、次号の四月号で「『世界』三月号の自主的回収についての経過と見解」を掲載、次の五月号に大内教授自身が「部落解放運動に一層の力をそそぐ」との自己批判文を書き、謝罪、訂正した。(p.39)

「大学という特殊部落」という表現の歴史的経過について、佐藤(1975)では、下記のように述べている。

明治三〇年代に部落のなかから自主的に差別を解消しようとする運動が起こってきました。それに対して政府は、大変な警戒心をもち、行政的な措置を講じなければならぬとして、明治四〇年代に「部落改善事業計画」に基づき、全国の被差別部落の調査をします。その過程ではじめて「特殊部落」という表現が、支配者の側から使用されてきたという歴史があります。

この「特殊部落」という言葉にこめられた意味は「閉鎖社会、ギルド的な集団、社会常識と著しくかけ離れた集団」等々の代名詞として多く使われています。換言するなら、被差別部落イコール「特殊部落」である、という間違った認識が、被差別部落以外の人たちの間に広く定着し、今日に至っています。(p.34)

つまり、「特殊部落」という語は、支配者によって作られ、最初から差別の意味合いが含まれている。そして、その比喩的用法は、「特殊部落」を「閉鎖社会、ギルド的な集団、社会常識と著しくかけ離れた集団」と捉えていると言える。佐藤は、さらに、「特殊部落」の比喩的表現に対する糾弾の理由を例として、『能力開発』という本の中にある「したがってここで必要なことは、女子社員を異邦人や特殊部落民扱いにすることなく、また過保護をすることをやめて」(p.33)という表現を挙げている。そして、佐藤は、この表現に対し、次のように評価している。

いま、この会社の本で問題になっています個所は「したがってここで必要なことは、女子社員を異邦人や特殊部落民扱いにすることなく、また過保護をすることをやめて」（『能力開発』一七三頁）というものです。

……(中略)

いま一度問題の個所に立ち返って考えてみます。「女子社員を異邦人や特殊部落民扱いにすることなく、また過保護をすることをやめて」という。女子社員を「異邦人や特殊部落民扱いにすることなく」というが、具体的にどういうことなのでしょう。女子社員を「異邦人」や「特殊部落民」のように差別を受けている人たちと同じように差別をしてはならないという以外に読みようがありません。うんと控え目にいって、両者を肯定的なものではなく否定的な存在として位置づけていることは、動かしがたい事実です。また、ここでいう「異邦人」とは具体的に誰を指すのでしょうか。それはあとでふれるとして、いずれにしてもこの筆者は「異邦人」と「特殊部落民」は、日本社会で否定的な存在(被差別者)であることを承知しているから、このような使い方をしたことは間違いありません。この両者に対する差別が不当なものであり、人間性の破壊に通じ、時には、被差別者を死に迫いやる恐ろしいものであることを知っていたなら、このような使い方は決してしなかったと思います。

ところが、この記述は「特殊部落民」という差別用語を使用、かつ、両者の被差別を肯定したうえで、女子社員をそのように扱ってならないと説論しているのです。女子社員や「特殊部落」が、このような形で引合いに出さなければならないのでしょうか。この筆者は、彼がいう「異邦人」や「特殊部落」の差別のなんたるかをまったくわかっていないのです。このようにいわれている側の方が筆者を差別者として糾弾するのは当然すぎるほど当然なことだといわなければなりません。(pp.33-34)

他に、「特殊部落」の使用が原因で糾弾された事例として、1973年4月日本テレビの『ドキュメント73』の、「この若き官僚たち」での外務省官僚の発言、同年7月フジテレビ『3時のあなた』で歌番組司会者玉置宏氏の発言、1977年12月日本テレビ『おはよう・ニュースワイド』で社会党の飛鳥田一雄委員長の

発言などが挙げられる。まず日本テレビの『ドキュメント 73』の問題は以下の通りである。

日本テレビの『ドキュメント 73』、「この若き官僚たち」で、出演した外務省官僚が「我々を特殊部落的に見てもらいたくない」と発言、解同大阪府連から糾弾された。

4月19日の糾弾会では、会社や司会の岡本愛彦氏らが謝罪、後日、『ドキュメント 73』のワク(73年12月9日)で、解同が“結婚差別”と主張していた住吉結婚問題を採り上げた「あるたたかいの記録」を放送した。

これについては、部落解放正常化連から「住吉問題はデマに基づいている」と抗議を受けた。(山中,1992, p.291)

1973年7月フジテレビ『3時のあなた』で司会者玉置宏氏は「芸能界」を「特殊部落」と比喻し、糾弾を受けた。

フジテレビ『3時のあなた』で歌番組司会者玉置宏氏が「子どもが芸能界に入るのには大反対する。芸能界ってのはやはり特殊部落ですよ」と発言し、解同と正常化連双方から糾弾された。

二回にわたった解同の糾弾会では多くのことを約束させられた。

73年12月25日の『3時のあなた』では研修を受けた玉置氏が、涙ながらにお詫びと自己批判を行い、世間から注目された。後日、フジ系列では二本の解同向け番組が制作された。(山中,1992, p.292)

1977年12月日本テレビ『おはよう・ニュースワイド』で社会党の飛鳥田一雄委員長は下記の発言をし、糾弾を受けた。

日本テレビ『おはよう・ニュースワイド』で社会党の飛鳥田一雄委員長が、「社会党は特殊部落、いや特別なグループの党ですから……」と発言した。

飛鳥田委員長は、番組中でお詫びを述べたが、日本テレビには解同関係者から電話で抗議が寄せられた。

解同と友好関係にある社会党のトップの差別発言として、成り行きが注目されたが、「責任は全て社会党本部がとる」として、日本テレビは糾弾されず、逆に山花社会党中執が「迷惑をかけた」と局に謝罪した。

社会党と解同の間では、とりたてて問題にされなかった。(山中,1992, p.303)

以上の事例に見られる「特殊部落」の用法が糾弾された理由について、角岡(2005)によれば、部落とは、「かつての賤民身分であった穢多、非人のうち、とりわけ穢多身分とされる人々が集住してきた地域」(p.36)であり、武士や町人、百姓の身分秩序の枠外にある「社会外の社会」なのである。この考え方から出発すれば、「特殊部落」をこのような比喩で使うことは、差別の歴史に基づく表現であり、被差別者に嫌な思いをさせるのである。

他にも、79年の元厚生省水道課長の大橋文雄氏が水道課を「特殊部落的存在」、や「特殊部落」、「部落民」などを劣ったものを比喩として使い、抗議、糾弾を受けた。

七九年一月二十九日付の「水道産業新聞」という業界紙に、元厚生省水道課長の大橋文雄水資源開発公団理事が、「水道課時代の思い出」と題して寄せた一文の中に

「昭和三十三年頃の厚生省の中で水道課は『特殊部落的存在』であった。建設省の水道課についても同様に省内の『特殊部落』に私は思えた。ところで、この両『部落民』は仲が悪く行政所管争いで骨肉相はむ喧嘩をしていた...そして、水道が今日『特殊部落』から抜け出し一般社会の中にいつの間にか根強いし成長を示していることに驚異の目をみはっているものである」

と書かれていた。

二月一日付の同新聞で「一部表現上において穏当を欠く部分があり、読者各位に多大のご迷惑をおかけ致しました」と「回収協力」を訴え、四カ所の表現を、それぞれ

「一種特別な存在」「特別な所」「両水道課」「閉鎖社会」

と書き改めた新聞を再発行、送付していたことも分かり、解放同盟と全水道組合労組が抗議、糾弾を行った。(高木,1988,pp.31-32)

この事例では、差別表現とされた「特殊部落」が文脈によってそれぞれ「一種特別な存在」「特別な所」「閉鎖社会」、そして「部落民」が「両水道課」と書き改められた。この事例では、上の事例に見られる「特殊部落」の意味を全て使用したと言える。以上に挙げた事例では、共に「特殊部落」が「〇〇は特殊部落だ」や「特殊部落的」というような文脈で使われ、「特殊部落」を劣ったものの比喻として否定的に扱っている。被差別者を直接に蔑視しなくても、発言者は意識的にもしくは無意識的に「特殊部落」を劣った存在として認識していたことが窺える。

また、以上の例に見られる「部落」と「特殊部落」に含まれるマイナスのイメージとして、「閉鎖的な所」、「普通と違った悪い存在」などが挙げられる。

1980年代にも、「特殊部落」を劣ったものへの比喻として使われる糾弾事例が数多くあった。例えば下記の事例が挙げられる。

その 1: 八七年一月十九日、日本テレビ「11PM」に出演した田中角栄元秘書の早坂茂三氏が「ニューリーダーを占う」コーナーで「ニューリーダーはどうなるか」の質問に

「永田町では何が起こっても不思議ではない。永田町は『特殊部落』だから...」

と発言した。

部落解放同盟の抗議で日本テレビ側は陳謝するとともに、一月二十六日の同番組中でお詫び放送を行った。(高木,1988,pp.35-36)

その 2: 八二年五月、日本経営協会が主催する研修会で、研修講師だった田代空・人事院公平局長が

「しかし、公務員も勤労者である。世の中には、とかく公務員はいうなれば『特殊部落の存在』であるというような感じがございますが、しかし公務員であっても人間です」

と述べた。

部落解放同盟の確認・糾弾に対して出した反省文の中に「私の心の中にある差別意識の根深さに思い当たった」と書いている。(高木,1988,p.32)

その 3: 八四年五月二十四日の日本テレビの「ルック・ルックこんにちわ」の「世相講談」コーナーで、ゲストの宮川隆義政治広報センター社長が「国会は『特殊部落』のようなもの」と発言した。

(高木,1988,pp.33-34)

その 4: 八四年六月一日付、中央大学運動部学生発行の「中大スポーツ新聞」に、神保博行同大文学部教授が、運動部学生の閉鎖性を指摘し、学生に運動だけに偏らず、学生生活をより広くするよう呼びかけた記事の中で「運動部はけっして特権階級であってはならないし、まして『特殊部落』であってよいはずはない」

と書いた。

翌八五年四月、部落解放同盟の確認会が開かれ、大学側の見解と、神保教授の反省が出された。(高木,1988,p.34)

その 5: 八六年七月二十五日発行の朝日新聞社刊、中条一雄同社編集委員著「原爆と差別」の中で、原爆の被爆者について

「差別が同和のような『特殊部落』のようになっても困ります。肉体的に何か欠陥あるかのようにみんなに誤解され、それが劣等感になってもいけない」

との個所があった。

部落解放同盟からの抗議に朝日新聞側は「表現が適切でなかった」と認めて謝罪し、全国の公共図書館、大学図書館、各都道府県教育委員会に同書所蔵の有無を問い合わせるなどして、回収、改訂版との取り替えを行い、朝日新聞の書籍広告欄に「お詫び」を出すなどした。

ところが、中条氏は定年退社後、タマス社発行のスポーツ月刊誌「卓球

レポート」八七年六月号の連載「スポーツ時々刻々」欄に高校のバレーなど運動選手について

「せっかく小、中学校のころ芽生えた素質が、高校運動部という独特の伝統に支えられた『特殊部落』に入って、のびのびと育てられぬことが多い」

と再び「特殊部落」表現を用いた。

解放同盟の抗議にタマス側は回収措置を講じ、反省、謝罪の社告も出すなどしたが、解放同盟側の抗議や話し合いの要請には「国の人権擁護期間である法務局の啓発指導を受け、社員の研修会を実施するなどしている」として、対応を断っている。(高木,1988,p.35)

以上に挙げた事例にある「特殊部落」に含まれるマイナスの語感をまとめると、「閉鎖的」、「劣った存在」、「世に蔑まれる存在」というようなイメージが挙げられる。このような語感、糾弾する側の意見をまとめると、無論部落差別の歴史から由来した差別的な社会イデオロギーから生まれたものであり、「特殊部落」という言葉の「周辺の意味」として捉えられる。

他に、「穢多非人」を地位の低い、蔑まれる存在の比喩として使った発言事件も挙げられる。

八三年十一月、北九州市の消防署員が

「消防署の若いものはこき使われて『穢多非人』と同じようなもの」と発言した。部落解放同盟北九地協と市側が話し合っ、参加人数や時間を区切り、市議員や新聞記者に傍聴させるという新方式の「糾弾学習会」を開き、市側がそれまでの取り組みの甘さを認め、啓発活動の強化を約束して終わった。(高木,1988,pp.38-39)

また、「エタ部落」を劣った地域の比喩として使った電通問題もあった。

八六年九月、広告業界の最大手「電通」が業界紙記者を招いて行った「地域開発プロジェクト」に関する説明会の席上、同社地域開発室の北村明久

室長がニンニクを生産して成功したアメリカの町ギルロイを紹介するにあたって

「その町に住むことが、日本でいえばエタ部落に住んでいる的な…」

と述べた。参加者からも発言の不穏当を指摘されたといわれるが、一部の記者から報告を受けた部落解放同盟は同年十月と十二月に確認会を開いた。その席上、北村室長は「中学生のころ部落出身の級友の家を訪ねた際、皮革産業の臭いから、部落はいやな臭い、強烈な臭いのするところという印象を持った」と告白したといわれる。

翌八七年三月三日、東京・墨田区社会福祉会館で開かれた第一回糾弾会で、電通側は「会社としての取り組みが弱かった。社員の意識も足りなかった」と自己批判し、反省文も提出した。(高木,1988,pp.37-38)

また、1980年代頃から、「土農工商〇〇」で「穢多」「非人」を蔑まれるものの比喻として使用することが数多く糾弾されてきた。「土農工商〇〇」という表現は、「〇〇」を「穢多、非人」と比喻し、典型的な部落差別であるとされている(堀田,2008)。その例として以下のものが挙げられる。

その 1: 毎日放送ラジオ『ヤングタウン』で、笑福亭鶴光が「土農工商アナウンサー」と発言、同和教育関係者から抗議された。(山中,1992, p.304)

その 2: 小学館の漫画雑誌『ビッグコミック・スピリッツ』(82・4・15号)で「土農工商予備校生」の表現がみつきり、解同から抗議された。(山中,1992, p.306)

その 3: フジテレビのドラマ『金曜劇場—冬化粧の女たち』で「土農工商代理店」のセリフがあり、解同から糾弾された。(山中,1992, p.308)

その 4: 東京新聞の連載『この道』(阿久悠)で「土農工商代理店」とあり、解同都連から抗議された。(山中,1992, p.309)

その 5: 社会党の機関紙「社会新報」八五年三月八日付は、続きもの「よみがえれ春闘-30年目の『周辺』労働者たち」の(上)「ヘルパー」編で「ヘルパーの賃上げ交渉は五月か六月。だが、人を見てのいいかげんな個別交渉がほとんどで、賃金体系や賃上げ基準すら明確ではない。……が『士・農・工・商、そしてヘルパー』と自虐的にビラに書きつけるとき、『周辺』に切り込み、賃上げと権利を波及させていく活力減退させて」と書き、部落解放同盟の抗議を受けた。(高木,1988, p.48)

その 6: 八三年、毎日新聞発行の文庫本「日本人って何だ」の中に「士・農・工・商・旅行業者」と、団体セックス・ツアーを斡旋する旅行代理店を記述した個所があり、問題とされた。(高木,1988, p.49)

その 7: 八八年四月、朝日新聞がツアーコンダクターについての記事の中で「身分制度でいうと、『士農工商の下にツアコン』という表現を用い、部落解放同盟から抗議を受けた。朝日側は「旅行業界の人々が安易に使っている言葉だが…この言葉に存在する差別性について配慮が足らず」と謝罪の回答書を出した。(高木,1988, p.50)

他にも、類似した使い方がある。

「士・農・工・商・その下がうちよ」

「士農工商、その下が印刷」

「AB型は下層階級、士・農・工・商・AB型」(高木,1988, p.50)

以上の事例にある「士農工商〇〇」という表現は「穢多非人」に置き換えた「〇〇」が蔑まれる存在であることを表している。「士農工商穢多非人」は日本の封建社会における身分序列とされていたが、上杉(1997)によれば、「士農工商」はそもそも紀元前から中国で使われた四字熟語の「老若男女」と同じように「み

んな」という意味の熟語であり、「土農工商穢多非人」という序列は根拠がないことである。

また、上記で述べた「土農工商〇〇」を用いた事件のほとんどが、自嘲する文脈で使われたのが特徴である。被差別者を蔑視するより、自分の地位が低いと自嘲するためにこの表現を使っていると言える。小林(2011)は、このような表現は、「身分制度のとらえ方として不正確というだけではなく、自己を卑下したり自嘲気味に表現する場合に使われてきたとはいえ、まちがった理解を前提とし、かつ、それを肯定するもの」(p.127)であると指摘している。したがって、このような使い方では、イデオロギーとして「穢多」、「非人」は蔑まれる存在であることが発言者の意識にあると考えられる。

以上に挙げた糾弾の対象となった部落差別語の比喩的な使用は、差別語の「周辺の意味」が反映されていると考えられる。

6.2.2 「障害者差別語」の比喩的使用に対する糾弾と批判

障害者差別に関して、蔑称的な使用よりも、劣った者への比喩として使用し、糾弾されるケースが多く見受けられる。まず、辞書における障害者や障害に関する説明の中で、問題となったことが多い。

その 1: 一九八九年、国会議員の八代英太氏が、文化庁発行の『外国人のための漢字辞典』『外国人のための日本語読本』等の中に、「廢人＝かたわなどのために世の中の役に立たない人」といった差別表現が多々あると指摘。文化庁が回収。(堀田,2008,p.113)

その 2: 一九九七年、小学館発行『国語大辞典』(一九八八年版)とマイクロソフト社との共同開発 CD-ROM『マイクロソフト・ブックシェルフ』の「色盲」の項に不適切な解説があると「日本視覚差別撤廃の会」の会員が抗議。指摘点は「色盲＝①色調の識別能力が消失している状態、②(比喩的に)物事の状態や道理などを識別する能力がないこと」の部分。即刻削除の上、謝罪広告を出し、CD-ROM を回収、すべての CD-ROM 購入者に改訂版を無償で送付することを要求した。出版社側は調査の上、CD-ROM は在庫廃

棄、改訂後出庫、辞書本体は改訂時に訂正した。削除、改訂関連箇所は二十箇所に及んだ。(堀田,2008,p.152)

この事例にある辞書の「色盲」の説明も、「色調の識別能力が消失している状態」から「(比喩的に)物事の状態や道理などを識別する能力がないこと」という説明がされている。辞書の説明は、身体障害者の障害を「おろか」、「無能」といった劣ったことの比喩として使うことは、障害者へ差別の社会意識が根深いことを示唆している。

他にも、「盲」に関して、「群盲」という言い方も見られる。

一九九二年、朝日新聞社広告部が新潮社発行の『週刊新潮』の新聞広告のトップタイトル「『群盲』竹下を撫でて出なかつた『怪情報』の出所」の「群盲」が差別表現だとして掲載拒否、新潮社側は言葉狩りだとして訂正を拒絶、朝日新聞社広告部は「群盲」部分を空白にして掲載、新潮社側は次号で見解記事を掲載。(堀田,2008,p.113)

この事例に出た「群盲」という言葉について、『日本国語大辞典』(第二版)では、このように解釈している。

- ① たくさんの盲人。
- ② 多くのおろかな人々。(第4巻,p.1188)

このような例から、障害者が劣った人間、おろかな人間であるという比喩的用法は共通したイデオロギーとして存在していることが考えられる。

また、障害者に関わる差別語の直喩的な使用、すなわち「...みたいだ」「...のようだ」などの比喩的用法に対する抗議事例も見られている。

NET制作『荒野の素浪人』「くの一情話」の巻で「それじゃきちがいだね、まるで」のセリフが大家連(大阪府精神障害者家族連合会)から障害者差別として抗議を受けた。ネット先の毎日放送はこの後も、『次郎長さん三国志』

(6月25日)、『右門捕物帖』(6月26日)、『NET モーニングショー』(7月16、22、29日)などがたて続けに「きちがい」の表現で大家連から抗議を受けた。(山中,1992, pp.294-295)

他にも、芥川龍之介の小説『羅生門』に見られる差別の表現への問題提起があった。

一九八九年五月、広島県呉市のろう学校から、多くの国語教科書に取り上げられている芥川龍之介の小説『羅生門』に対し、問題提起がされたのである。

……(中略)

『羅生門』の中では、死体の描写のところで『永久におしのように黙っている』と表現されている。死体への比喩として『おし』が引用されていることは『おし』はもの言わないだけでなく、意志さえもたないもの、非人間的存在として扱われているものと考えられる(略)

これは運動団体の問題提起ではない。同和教育運動の高まりの中で、啓発された教師たちが起こした、反省に基づくものである。(堀

田,2008,pp.116-117)

このような「障害者差別語」の比喩的使用では、障害者の身体における障害を「能力」や「意志」などの欠陥に比喩することが多い。このような比喩的用法は、差別語事例のプロトタイプ的特徴から言えば、「蔑視・見下しの意味を表すネガティブな語感があり、マイナスなイメージを連想させる」ということであるが、このような「マイナスなイメージ」も、差別のイデオロギーが背景となっていることが考えられる。

6.2.3 「人種・民族・地域差別語」の比喩的使用に対する糾弾と批判

人種・民族差別の抗議と糾弾に関して、民族名などを比喩的に使うことで糾弾される事例もある。例えば「ジプシー」を「ジプシー的」といったような言い方で使われる事例が挙げられる。

一九九五年二月七日付『スポーツニッポン』が、阪神大震災でグラウンドが使えなくなった関西学院大学野球部が、各地の球場を転々としながら練習を続けている様子を「地震にまけとらん関学復球 ジプシー練習にも笑顔」と題して掲載した記事の、「しばらくはジプシー生活を余儀なくされる」等の表現に、部落解放同盟池田支部が「差別表現だ」と抗議。ドイツのロマ民族団体と共闘している国連 NGO「反差別国際運動」の日本委員会が謝罪と釈明を求めた。ロマはナチス・ドイツ時代からユダヤ人とともに虐殺の対象となり、迫害、差別された歴史は今も続いていること、大半の国で現在も少数民族としての権利を認められず、劣悪な環境に置かれているが、多くのロマは定住生活を送っており、記事は事実と反するというのが抗議内容で、後日編集局長名でお詫び記事を掲載した。(堀田,2008,p.217)

この記事で使われた「ジプシー」という言葉は、ヨーロッパ全域で暮らす少数民族「ロマ」を指す蔑称であると指摘されている(小林,2011)。小林によると、この言葉は、「劣等民族」「泥棒」「不道德者」という認識の下で、蔑称として使用されてきた歴史がある。「ジプシー」についての糾弾事例について、以下のものも見られる。

一九九四年、在ベルリン日本総領事館が「ジプシー風グループ、スリにご注意！」の掲示を出し、多くの団体から抗議される。応対した外交官から「逆に教えていただきたい。ロマ(ジプシー)と書いて日本人に理解されるのか。分かりやすく表現するにはどうすればよいのか」と反論。(堀田,2008,p.216)

小林(2011)は、この事例にある外交官の発言は「無知をさらけだす」とし、「問題は、『ジプシー』(ロマ)と犯罪を結びつけて表示しているところにある」(p.181)と述べている。これは、前述したジプシーを「劣等民族」「泥棒」「不道德者」とする認識から生まれた考え方であり、「ジプシー」差別の現実やこの言葉に含まれるネガティブな意味合いが窺える。

6.2.4 「差別語」の比喩的使用に関する議論

差別語の蔑称としての使用は少なくなってきたが、抗議事例を考察した結果、特に部落差別、障害者差別に関わる差別語の使用はその比喩的表現に集中していることが分かった。

例えば、「特殊部落」を「劣った存在」「閉鎖したところ」などへの比喩、自嘲的表現の「士農工商〇〇」、障害者を比喩に用いる「〇〇のようだ」の直喩的表現などが挙げられる。

部落差別に関わる差別語の比喩的使用について、まず挙げられるのは「特殊部落」である。福本(1969)はこのような言葉を「兇器」と評している。

明治四年の「解放令」——本当はエセ解放令だったが——以来、支配者は露骨な「エタ部落」という差別語を「新平民」と呼びかえ、また、「特殊部落」と名づけ呼ぶことで差別を天皇制の時代にふさわしく再生産してきた。それは、権力者が日本の人民の一部を社会外の社会、人間以下の人間として特定の地域にしばりつけるためにつくられた最も陰湿で惨忍な差別語——人を死に迫いやる兇器であった。そして差別意識に慣れきった「知識人」が平然とこの語を「日本の文壇は特殊部落だ」というような表現で、被差別者でなく、むしろ特権的なグループ、層等の封鎖された世界を嘲弄の意味で呼びなす習慣をつけた。部落民を差別することを当然と心得たうえで、それを普遍化する形での転用語としてそれを使った。(p.58)

また、平野(1988)では、「特殊部落的」を「悪の代名詞」として使用することは、差別意識の表しであるとしている。

一九五六年(昭31)一月九日付の朝日新聞紙上に「文壇は、なれ合いと特殊部落的な偏狭さと俗物根性の温床とになりやすく……」という一文があった。東京の文壇支配へむけて放たれた矢である。非難の意志がそこにある。

では、なぜ、ゆたかな日本語を駆使して、文壇批判をしないのであろうか。排他的である、とか、閉鎖的である、封建的な親分子分の世界である、

とか、もっと多様な表現がかんがえられるはずである。であるのに、筆者は「特殊部落のように、偏狭である」と、マイナスのイメージ、悪の代名詞として、「特殊部落的」ということばを使ったのだ。もののたとえとしてア・ウンの呼称のように、送り手の筆者と、受け手の読者との間に、この悪の代名詞が的確なメッセージとして使われる社会意識が成立していたからこそ、ということであろう。被差別部落の、現実の存在と、低いくらし、まずしさが、目にはっきり見える。そして、その存在を当然のこととして肯定する。なれ合いの差別意識が、キャッチボールされている姿が、そこにはある。(pp.24-25)

平野はさらに、「その後も、こうした、もののたとえとしての『特殊部落的』という差別表現は、あとを絶たない」(p.25)と指摘している。

以上述べてきたように、「差別語」の蔑称的な使用は、「差別」の歴史や現実、または発言者の「差別の意志」を反映している。一方、「差別語」の比喩的な使用は、その語を「劣ったもの」の比喩とするため差別的な社会的イデオロギーの存在が必要である。差別語事例のプロトタイプの特徴から言えば、「蔑視・見下しの意味を表すネガティブな語感があり、マイナスなイメージを連想させる」ということである。

6.3 「差別表現」に対する批判と議論

6.3.1 「部落差別表現」に対する糾弾と批判

まず、部落差別に関する「差別表現」の問題について、例えば差別の存在を否定しているという1979年の「町田発言」事件がある。

アメリカで開かれた第三回「宗教者平和会議」の討議の席上、日本から参加の町田宗夫曹洞宗務部長が「日本の部落問題というのは、今はありません」と発言をして、解同から厳しく糾弾された。(山中,1992, pp.303-304)

そして、高木(1988)は、その発言の内容を以下のように記している。

日本の部落問題というのは、今はありません…だが、この部落問題、部落解放ということを利用して、なにか騒ごうとしている一部の人はあるようですが、現状におきましては、日本の国の中で差別待遇ということは、全くありません。政府もしていません。ただ、百年以前の封建時代にある程度のそういう制度があったから、感情的に幾分残ったものがないではないが、誰も差別をしていません。(p.51)

山中(1992)は、この発言事件を契機に、その後、宗教界各宗教は軒並み糾弾され、屈服させられた (pp.303-304)という。この発言の中で、差別語とされる語はないのであるが、差別の存在を否定している点が「差別表現」とされたと考えられる。角岡(2005)では、この発言問題について次のように述べている。

はたして、日本に部落差別のないのだろうか。宗務総長が知らなかっただけの話ではなかったか。部落解放を理由に何か騒ごうとしている一部の人がいるという発言は、部落差別は知らないけれど、「なにか騒ごうとしている」部落解放運動は知っているという、いびつな構図が背景にある。(p.102)

すなわち、部落差別について無知であれば、部落差別運動も理解できないという主張である。

また、角岡は、宗務総長はさらに「だから、これは(現実問題部会の報告書から)取り除いてほしいであります。日本の名誉のためにも、と思います」(p.102)と発言していることを指摘し、これについて、以下のように評価している。

宗務総長の「日本の名誉のためにも」報告書から取り除いてほしいという発言は、部落問題は「恥」と考えていたからこそその表現だろう。ある問題を知らないことは褒められたことではない。けれども、知らないことを知ったふりをするのは恥ずかしいことである、と私は思う。(p.103)

さらに、部落差別に関わる差別表現について、最近では、インターネットでの差別発言などが問題になったことが多い。例えば、浜田(1999)では、インターネットに見られる「差別表現」を以下の2種類に分けている。

差別表現は大きく分けると、差別的な考え方を主張する、たとえば被差別部落の人たちや在日の人たちなどを取り上げて侮辱的な発言を繰り返すというケースがひとつあり、もうひとつは、被差別部落の所在などプライバシー侵害にも関わる情報をインターネットで流すというケースがあります。(pp.7-8)

このように、部落差別に関わる表現は、様々な形で現れている。「差別語」の抗議や糾弾は「特殊部落」の使用などに集中しているが、「差別表現」の内容は多様性を示している。

6.3.2 「障害者差別表現」に対する糾弾と批判

障害者差別に関わる差別表現について、野田・永持・新藤・和田(1992)では、下記のような例を紹介している。

差別語がひとつもないけれども差別的な表現ととれる例として、数年前に私どもがやったキャンペーンで、「目がつぶれるほど本が読みたい」という新聞広告があります。これについて、視覚障害者にとれば、読みたい本があっても、障害があるがゆえに、あるいは点字が少ないがゆえに、読めないんだ、自分としては痛みを感じる、という指摘があったんです。

これについて「全障連」の幹部の方とずいぶん長い間、お話ししました。双方とも、これを差別表現であると確定できないという境界線みたいなところがあって、最終的には、これに痛みを感じるという方がいらっしゃる以上、無理にこのコピーを使わなければならない必然性はないんだから、書店としても撤回しましょう、という結論になったんです。

その話し合いの中でも、差別とは何か、差別表現とは何かについて非常に大きな勉強をしました。これは“言葉狩り”でもなんでもない。いろん

な意見をうかがうことによって、自分たちもまた新しい情報、考え方を得られたわけです。(pp.24-25)

このように、「目がつぶれるほど本が読みたい」の中には「めくら」などの視覚障害者への差別語は見られるないが、障害者への差別になるという見方もできる。こういった身体的障害に関わる差別表現について、1960~70年代では、障害者への差別を助長するという内容的なものが指摘されることが多い。例えば以下の事件が挙げられる。

その 1: 劇団文化座の当たり芝居『越後瞽女日記』が、ポスターや内容が「差別的である」と和歌山県盲人協会から抗議された結果、75年6月中下旬に予定されていた和歌山県下の公演が中止に追い込まれた。(山中,1992, p.297)

その 2: 秋田書店の『少年チャンピオン』(77年1月1日号)掲載、手塚治虫氏の『ブラック・ジャック』第一五三話「ある監督の記録」で、ブラック・ジャックが脳性小児マヒの青年にロボットミ手術を施す筋書きについて、「全国青い芝の会」などから「学会で否定されている人格破壊の手術を美化し、障害者差別を助長している」と抗議を受けた。

秋田書店と手塚氏は、77年2月10日有力新聞五紙に謝罪広告を載せた。(山中, 1992, p.301)

その 3: 大手出版社の小学館が、各書店に対して、同社発行の四種類の『童話ピノキオ』を回収するよう文書で要請した。

これは、名古屋の「『障害者』差別の出版を許さない、まずは『ピノキオ』を洗う会」から、『ピノキオ』に出てくる「びっこのキツネとめくらのネコ」は障害者差別を子どもに教えるものだと抗議されたためである。

当時『ピノキオ』は各社から三八種類発行されており、他者の中からも回収に応じる場所が出た。

「洗う会」のアピールが新聞報道(11月27日)された後、名古屋市教委は

一の市立図書館で、当分の間閲覧中止を指示した。

アメリカの週刊誌『タイム』は、77年1月10日号「そぐわない鼻」で、この問題を批判した。(山中, 1988, p.301)

その4: フジテレビは、77年10月1日から六回にわたりドラマシリーズ『砂の器』(松本清張原作・宮崎恭子脚本)を放送したが、全国ハンセン氏病患者協議会(全患協)からの抗議申し入れにより、主人公の父親の病名を「ライ病」(ハンセン氏病)から「精神病」に変えてしまった。

松竹映画『砂の器』(脚本橋本忍、74年10月19日公開)の場合は、全患協と松竹・橋本氏が話し合い、「ハンセン氏病は今では医学の進歩により完全に回復している」という字幕をいれることなどで折り合いがついた。(山中, 1992, p.302)

以上挙げた1960~70年代の身体障害者差別に関する糾弾例では、糾弾の理由は大体「差別の意識を助長する」ということにあった。

1980年代では、法律の条文における障害者に関わる差別語の改訂などが行われ、差別語を言い換えることが大きく進んだが、障害者に対する見下しの態度と意識の解消は言葉の変化に及ばず、1990年代の障害者差別への糾弾は、障害者が「健常者より劣っている」「社会に無用である」、また特に精神障害者に関して「世に危険な存在」というような意識を反映した発言なども糾弾の対象となっていた。例えば以下のような事例が挙げられる。

その1: 一九九六年、テレビ朝日系のトーク番組『たけしのTVタックル』(十一月十八日放映)の中で、幼児に対する性犯罪の増加をテーマにしたコーナーで、舛添要一氏が「これは放映できないと思うが『気違いに刃物』という非常にいい言葉があった」と発言。「気違い」の部分は音声が消されていたが、それを受けたたけしが「精神異常者を今は町に出して歩かせようということなんでしょう。そしたらさ、逆に言えば銃器解放してほしいよな。我々の防衛の方法は無いんだしさ」との発言に、障害者施設「いこいの家ぬぐみホーム」が「障害者の隔離、拘禁をあおる表現」と抗議。テ

レビ朝日側は制作部長等が施設を訪問謝罪。十二月二日放映分の中で六十秒の謝罪文を流し、同社社長が定例記者会見で謝罪した。(堀田, 2008, p.138)

その 2: 一九九九年、重度身体障害者や重度の精神・知的障害者が収容されている施設「府中療育センター」を視察した石原慎太郎東京都知事が、記者会見で発言した「ああいう人ってのは人格あるかね」「絶対良くなならない、自分が誰か分からない、人間として生まれてきたけれどああいう障害で――しかしこういうことやってるの日本だけでしょうな」「おそらく西洋人なんか切り捨てちゃうんじゃないかと思う」「ああいう問題って安楽死なんかにつながるんじゃないかという気がする」という感想に、「全国障害者解放運動連絡会議」(全障連)、「DPI(障害者インターナショナル)日本会議」が、「重度障害者の人格を否定し、重度障害者は意思や感情をまったく持たないものと思ひ込み、誤った認識をしている。これらの発言は行政の長でありながらあまりに無知、無自覚な発言であり、採算性のないものにお金をかけるのは無駄だと受け取れ、今後の東京都の福祉政策に大いなる不安と危惧を抱かざるを得ない」と抗議。(堀田, 2008, p.139)

2000年以降は、障害者差別に対する抗議においても、差別語を使ったことへの糾弾が少なくなり、その代わりに、障害者の症状を笑いものにしたり、根拠なしに精神疾患と犯罪と関係があるように報道したり、身体・精神的障害を劣ったものと扱ったりすることへの抗議が多い。具体的に以下のようなものがある。

その 1: 二〇〇一年、解放出版者が発行する写真誌『Hunet』創刊号の特集「差別社会と少年」の中の少年事件分析記事(有田芳生著)の中で「事件の被疑者が実名で記載されていること、事件と精神疾患との関係が不明であるにもかかわらず、精神科への通院歴が報じられていること、『精神分裂気質』『人格障害』『乖離性障害』等の専門用語が、説明もなく事件と関係があるかのように記載されていることは、精神障害者への偏見と差別を助長

する」と「大阪精神障害者家族連合会」が抗議。解放出版社側は十二月、出庫停止、在庫廃棄、謝罪。(堀田, 2008, pp.139-140)

その 2: 二〇〇四年、石破茂防衛庁長官が三月十六日自民党所属の衆院議員のパーティであいさつ、「自衛隊は今まで半分揶揄的に自閉隊といわれてきた。自閉症の子供の自閉と書いて自閉隊。『いいんだ、分かってくれなくたっていいんだ。一生懸命自分たちがやればいいんだ』ということで、積極的に PR をしてこなかったかもしれない」と発言。自衛隊の活動について国民に理解を求める努力をしなかったことを、自閉症にたとえたものだが、自閉症児・者の団体は、「自閉症は先天的な脳の障害に基づく発達障害で、自ら閉じこもる状態とは全く異なる。全国の親の会が、こうした誤解を解くために運動し、認知されてきた。石破長官の発言は根本的誤り、政府高官としての認識を疑う」と抗議。(堀田, 2008, p.140)

その 3: 二〇〇六年、小学館発行『ビックコミックスペリオール』に連載中の相原コージ氏の四コマ漫画「漫歌エロチカ派」の中的一本、「一発ギャグ」と題した表現に対し、厚生労働省が特定疾患(難病)に認定している神経難病(「ハンチントン舞踏症」ともいう)の患者及びその家族に対する偏見を助長しかねない表現があると、「日本ハンチントン病ネットワーク」の事務局より抗議と質問状が送達された。四肢の不随意運動、精神症状を特徴とした機械的動きを表現したことが「ハンチントン病の動きそのものがギャグであり、笑いの対象であるかのように表現されている点が、非常に巧妙に仕組まれた侮蔑表現」とされたのである。編集部と相原氏は文書で謝罪、五月二十六日発売号をもって「漫歌エロチカ派」の連載を中止することを表明。同誌三月十日号誌上で謝罪広告を掲載した。(堀田, 2008, p.155)

以上に挙げた事例では、障害者に関わる差別表現への抗議にも時代的な変化が見られている。特に障害者差別に関わる「差別語」の言い換えが徹底された後は、言葉に表される「差別」について、このような「差別表現」に対する抗

議がほとんどである。

6.3.3 「人種・民族・地域差別表現」に対する糾弾と批判

日本では、1980年代頃に国際社会からの指摘を受けたこともあり、特に黒人への差別についての議論が高まっていった。高木(1999)は「アメリカをはじめ世界的な人種差別問題である『黒人』差別については日本も例外ではなく、一九八八年ごろから黒人キャラクター商品や商標、マネキン人形などについて「ワシントン・ポスト」の報道をきっかけに海外から批判が高まった」(p.20-21)と述べている。黒人などに対する差別について、以下の事例が挙げられる。

その 1: 一九八八年、『ワシントン・ポスト』紙の東京特派員電が、日本における黒人差別の現れとして、「サンボ人形」等を取り上げた。同じ頃、自民党の渡辺美智雄政調会長が黒人差別発言をして議論が高まった。この頃、市民団体「黒人差別を無くす会」が発足。「『ちびくろサンボ』は差別図書」と同会が学習研究社、岩波書店、小学館他発行元に抗議。議論の末、三社は次々と絶版にした。アメリカでは一九四五年に「サンボの生活や、住んでいる環境が未開である」ことから、人種差別との批判運動が起こり、一九七四年には日本へも批判の波が押し寄せていたのである。(堀田, 2008, p.185)

その 2: 1980年代に、アメリカの「ポリティカル・コレクトネス」運動や、国内における差別語や差別表現に抗議する運動の高まりのなかで、「サンボ人形」「ダッコちゃん」や「カルピス」の商標だった「黒人マーク」などが、ステレオタイプ化した黒人蔑視であり、誤った黒人像を与えているとして、強く指摘された。(小林, 2011, p.202)

その 3: 1986年、当時の中曽根首相が、自民党の全国研修会で、「…日本は高学歴になって…きておる。…平均点からみたら、アメリカに黒人、プエルトリコとかメキシカンとか、そういうのが相当おって、日本人よりはるかに知的水準が低い」と発言し、米議会や黒人議員連盟などから強く抗議

される。(小林,2011,pp.202-203)

その 4: 1988 年、当時の自民党渡辺美智雄政調会長が、「日本人はまじめに金をかえすが、アメリカには黒人やヒスパニックなんかがいて、破産しても、明日から金かえさなくてもいい、アッケラカンのカーだ」と発言し、国内外から人種差別発言として強く抗議される。(小林,2011,p.203)

以上に挙げた例から、黒人やヒスパニックなどの人種・民族への差別糾弾は、アメリカからの影響が大きい。このような国際社会からの批判などは、1980 年代の差別や差別語に対する意識の変化にも影響を与えている。また、これら一連の事件を受け、日本では「黒人差別をなくす会」が結成され、また『ちびくろサンボ』の絶版について多くの議論が行われた。黒人差別への議論が高まり、また黒人差別につながるとされた本の絶版や商品の回収なども進んでいった。中では、「黒人差別をなくす会」の副会長を務む有田利二氏がステレオタイプの黒人人形についてこのように語っていた。

「黒人の人形なんか知らない」と思っていたのは間違いで、ほんとうは、その前をいく度となく通り過ぎていたのに、それらの商品の存在が、私たちに全く見えていなかったのだ、ということに初めて気がつきました。これまでに、いかなる理由にせよ、私たちは、どれほど多くの人たちを傷つけていたのでしょうか。(径書房編集部,1990,p.105)

また、有田利二氏は、「差別語をなくす鍵は他人の痛みを感じることに」(径書房編集部,1990,p.102)であると指摘している。このような取組から、1980 年代の差別語撤廃運動では、被差別者の人権への尊重をますます大事にするようになったことが窺える。

堀田(2008)によると、1986 年まで日本政府はアイヌは民族ではないとしており、「アイヌ」は「ウタリ人」と呼ばれ、またそれは 1899 年に制定された「北海道旧土人保護法」という差別的な法律によって規定されていた。そして一九九三年の「国際先住民年」をきっかけに政府のアイヌ政策が抜本的に見直され、

1997年に「アイヌ新法」が成立し、アイヌ民族が「少数民族」であることが認められ、これはつまり、日本は単一民族ではないことは明白になったのである(堀田,2008)。しかし、法律で規定されても、アイヌ民族への差別意識は残っている。アイヌ民族差別に関する糾弾事例として、以下のものが挙げられる。

その 1: 一九九四年、恒文社発行の復刻版小説『アイヌの学校』(長見義三著)に「北海道ウタリ協会札幌支部」が、「アイヌ民族に対する偏見、差別を助長するもの」として抗議。本作品には「アイヌどもに衛生なんてあるものか」「土人は生活程度が低い」など三十二箇所の差別的表現があり、「アイヌ民族に対する侮辱に満ちた表現」だとして、販売中止を本の回収を求めた。同書には「今日の人権意識に照らして、不当、不適切と思われる、人種、身分、職業、身体障害、精神障害に関する語句や、表現については、時代背景や作品の価値を考え合わせ、そのままにした」との断りを明記している。しかし抗議した団体側は「初めて手にした人にとっては、今発刊されたのと同じ。国際先住民年に五十年前の差別的な本を復刊した意図を疑わざるを得ない」と批判。出版社側は翌月絶版及び、販売済み分も回収すると発表、謝罪した。(堀田,2008,pp.178-179)

その 2: 一九九六年、講談社発行の『カラー版日本語大辞典』(第二版)に「アイヌに関する十四項目に、誤った表現、不適切な表現がある」と「北海道ウタリ協会釧路支部」が抗議。協議の結果、四色三十二ページの『アイヌ関連語小辞典』を『カラー版日本語大辞典』(第二版)の増補改訂分として作成、同誌上の巻頭で謝罪、挨拶状とともに購読者へ贈った。(堀田,2008,p.181)

他に、民族・地域などに関する表現の中で、「北朝鮮国籍」の表記問題で抗議される事例が見られる。

その 1: 二〇〇〇年、講談社発行の月刊誌『現代』二〇〇一年一月号の特集「変容する在日コリアンの明日」の中に、「北朝鮮の国籍(朝鮮籍)と韓国

籍」等の表現があるとして、「在日コリアン人権協会」「全国在日朝鮮人教育研究協議会」が抗議。出版社側は同誌三月号の編集後記で謝罪文を掲載。(堀田,2008,p.204)

その 2: 二〇〇五年一月二十七日付『日刊ゲンダイ』紙面で、W 杯予選日朝戦報道に際し、「北朝鮮代表 MF 安英学(J1 新潟)、日本を知り尽くした在日三世 J リーガーの経歴」の紹介記事の中に「北朝鮮国籍」との表記があり、KMJ は誤報であると指摘、「朝鮮民主主義人民共和国国籍の在日コリアンは存在しないこと、共和国は在日コリアン全部を『在外公民』と位置づけているので、『韓国』籍の選手が共和国のナショナルチームに選ばれることも理論的に可能なこと。『拉致』問題以後の在日バッシングで朝鮮学校の生徒が暴力を振るわれる事件の原因はこの誤報のように、報道機関が歴史的背景を理解していないことにある」と抗議。同紙は六月六日付で訂正記事を掲載した(p.208)。

「北朝鮮国籍」の問題は、小林(2011)によると、現在日本にいる在日朝鮮人の「朝鮮籍」とは朝鮮民主主義人民共和国の国籍を示すものではなく、日本政府が朝鮮半島の出身者であることを示す用語として用いるものである。また、日本は 1965 年韓国と国交を結んで韓国籍については永住資格を認めたため、朝鮮籍から韓国籍に切り替える人が増加し、今では、在日朝鮮人の 8 割以上が韓国籍である(小林,2011,p.185)。このように、日本の法制上においては、「朝鮮」と「韓国」の 2 つの国籍が並存しているが、「北朝鮮籍」という国籍は存在していない(小林,2011,p.185)。したがって、小林によれば、上記の事例に見られる「北朝鮮国籍」は誤報ということになる。この「北朝鮮国籍」の問題は、言葉自身よりも、この言葉に現れる在日韓国・朝鮮人に対する認識の不足が抗議の対象になっていると考えられる。

また、アイヌ民族や外国の民族への差別についての抗議と糾弾では、「差別の意志」を表す「差別表現」についての抗議が見られる。

まずアイヌ民族への差別発言について以下の事例が挙げられる。

その 1: 二〇〇一年、北海道選出の鈴木宗男自民党代議士は、日本外国特派員協会の講演での講演で「(日本は)一国家、一言語、一民族。アイヌ民族は今まったく同化された」と発言。「北海道ウタリ協会」は「アイヌを一番知るはずの地元の代議士が、正気で発言したとは思えない。民族を侮辱する同化政策完了宣言に聞こえる。中曽根康弘元首相の単一民族発言から、十五年経つのに相変わらずの認識」と抗議。鈴木代議士は釈明につとめたが結局謝罪した。

また同日、札幌市内での講演で、平沼赴夫経済産業相が「日本を単一民族国家」とみなす発言をし、「北海道ウタリ協会」は「アイヌ民族の尊厳を認めた、アイヌ新法に違反する大変な問題、個人としてではなく、政府としての見解を求めていく必要がある」と抗議した。(堀田,2008,p.182)

その 2: 二〇〇五年、福岡県太宰府市九州国立博物館の式典で、麻生太郎外務大臣が述べた祝辞「一文化、一民族、一言語の国家は日本だけ」の発言に、「北海道ウタリ協会」が文書で抗議。「アイヌ民族の存在を否定するような発言で憤りを覚える」と小泉首相宛に送付。麻生氏は「民族、言語、文化が大幅に入れ替わらず、比較的まとまってきた日本の特徴を述べた」とする書簡を返信。抗議側は「アイヌ民族の独自性を排除してきた歴史認識にかけていて到底容認できない」と指摘。(堀田,2008,p.183)

上記の二例における発言は、アイヌを蔑称で呼んだり、劣ったものへの比喩として使ったりするのではなく、日本を「一文化、一民族、一言語」の国家とみなして、アイヌ民族の存在を否定し、排除することになるため、「差別表現」とされたと考えられる。また、2000年以降の在日外国人への差別糾弾事件として以下の例が挙げられる。

その 1: 二〇〇〇年、石原慎太郎東京都知事が、陸上自衛隊練馬駐屯地記念式典の挨拶で、「不法入国した多くの三国人、外国人の凶悪な犯罪が繰り返されており、大きな災害が起きたら騒擾事件も予想される」と発言。在日韓国・朝鮮人団体が抗議。「在日韓国人問題研究所」などキリスト教系の

五団体が連名で「他民族に対する偏見と憎悪に満ちた意図的言辞であり、排外主義になる煽動に他ならない」と、知事発言の撤回と謝罪を要求、即時辞任を求めた。また韓国外交通商相が遺憾の意を表明、「在日韓国人を含めた、在日外国人社会を差別、冒瀆するものであり、都知事がこうした発言をするのは時代の流れに反する」と非難した。(堀田,2008,pp.203-204)

その 2: 二〇〇三年、神奈川県の松沢成文知事が、川崎市で行われた衆院選候補者の街頭応援演説で治安対策に関して、「外国人は皆コソ泥だ。石原都知事が取り締まって神奈川県に流れ込んできている」と発言。報道関係者の質問に「就労ビザや学生ビザで入ってきた一部の外国人ということ。『皆』というのは訂正したい」と訂正した。(堀田, 2008,pp.222-223)

上記の 2 つの事例では、1 番の事例に「三国人」という「差別語」が使われており、2 番目の事例では「差別語」が使われていないが、糾弾される理由は外国人を否定する「差別表現」にあったことが共通している。このように、「差別語」への糾弾は 1960~70 年代より減ってきているが、「差別表現」への糾弾は増える傾向にある。

6.3.4 「性差別表現」に対する糾弾と批判

性差別に関わる「差別表現」への指摘について、佐竹(1997)では、新聞記事のステレオタイプ表現を以下の三種類に分けている。

(1) 「人=男」

～ほとんどの記者が暗くなると同時に、ルワンダ側のギセニに脱出していた。残ったのは英国人二人、米国人一人、フランス人女性一人、私を含む日本人三人。(朝日新聞 一九九六・一一・一三)

この文章ではフランス人だけが「フランス人女性」とされている。性別表示のない他の「〇〇人」は男というわけである。

……(中略)

(2) 「夫の理解」

メロン栽培に取り組む片山登志子さん。外の活動に出かけるには、夫の理解が必要だ。(朝日新聞 一九九六・三・二六)

社会で活躍する女を取り上げるときのキーワードの代表が「夫の理解」である。いわゆる「専業主婦」は現実には少数派であるにもかかわらず、「女＝家庭を守る。男＝仕事をして家族を養う」という性別役割分業観は相変わらず非常に強固である。しかもこの分業は対等な分業ではなく(家事労働に対する評価は低い)、男の支配の下での分業である。そこで、家事・育児に専念すべき妻がそれ以外のことをするには夫の「理解」や「許し」(「家事をおろそかにしないなら働いてもいい」)がいるものとされる。外で働く女の理想像が仕事と家事・育児すべての役割をこなすものであることは「妻・母・仕事の三役をこなす」という褒め言葉のステレオタイプ表現として表れる。妻自身もこの考え方に深くとらわれていることは、例えば、家事に関して、

結婚以来、共働きをしている。夫が進んでやってくれる家事はというと、ごみ出しのみである。(読売新聞 一九九六・七・一三)

といった妻の側からの「夫が～してくれる」表現の多用にうかがえる。

一方、家庭人としての夫の行動は、本来しなくてもよいことをしてやる、という意識で描かれる。例えば、夫は家事や育児を「する」のではなく「手伝う」。そして、「家族思い」の夫が休日に「妻や子を連れて」行楽地に出かければ、それは「家庭サービス」となる、というように。

(3) 女らしさと男らしさ

女の子は、ほんの子供のころから「買って買って攻撃」をするものです。(週刊朝日 一九九六・四・一二)

～男の子はヒーローと一緒に怖いのを我慢して戦い、強くなっていきます。(朝日新聞 一九九六・八・二三)

これらは「女は人に甘え依存する」「男は強い」のが自然で当たり前なのだというメッセージを伝える。人の性質や能力、行動や趣味について述べる時、このように「女／男は～するものだ」と一般的な命題の形で表現されることがよくある。つまり、「男はそうではないが、すべての女は～」「女はそうではないが、すべての男は～」と読みとれる表現である。

このような表現は、ある性質や行動を女あるいは男に固有のものとして割り振った「女らしさ」「男らしさ」のステレオタイプに基づいてなされる。

例えば、性質では、

〈女〉……従順・かわいい・繊細・しとやか・優美・優しい・穏やか・臆病・消極的・感情的・執念深い

〈男〉……力強い・たくましい・雑・乱暴・無骨・厳しい・勇気ある・大胆・積極的・理性的・潔い

などの特徴が「女らしさ」「男らしさ」のステレオタイプである。新聞記事でよく見かける「初の女性〇〇」への期待を述べる時の決まり文句「女性らしい心配り」や「ソフトな対応」はこのステレオタイプに無条件に寄りかかった表現である。

「女らしさ」「男らしさ」のステレオタイプに基づく表現は、繰り返されることによって、人々にそのステレオタイプを事実として受け入れさせる。例えば、頻繁に見られる「女性にとって美は永遠のテーマ」「ファッションは女性の最大の関心事」「やせたいと願う女心」といった表現は、美やファッションややせることへの関心はすべての女のものであり、そのような関心を持つのが女だというメッセージを送り続け、私たちは自然とそう信じこむようになるのである。(pp.49-51)

このほかに、「男は外、女は内」などの固定観念なども、1970年代頃から見直されるようになってきた。1975年は国際婦人年であったため、これをきっかけに性差別に対する意識を芽生えさせた。例えば、女性への性差別とされたハウス食品のCMへの抗議が挙げられる。

「国際婦人年をきっかけとして行動を起こす女たちの会」が、ハウス食品工業のテレビCM「私作る人、ぼく食べる人」は「男女の役割を固定し、女性差別である」と抗議した。

ハウス食品側は、一ヵ月後問題のCMをはずした。(山中,1992,p.299)

この事件は、1975年の国際婦人年をきっかけとした、女性が食事を作り、男

性が食べるという性差別的な役割分担への問いかけであり、日本における性差別の問題が意識されはじめたことを示している。

そして、その後、性差別に関する差別語・差別表現の告発は、1980年に更なる発展を遂げてきた。その理由に関して、「八五年の国連の女子差別撤廃条約の国会での批准と、翌八六年四月からの同条約に対応する国内法としての男女雇用機会均等法の施行によって、雇用状態の向上、男性との平等化をはかるための規定の改善」(高木,1999,p.135)と、アメリカやヨーロッパなど先進諸国でも強く進められてきた女性差別表現の改善からの間接的影響(高木,1999 p.135)などが挙げられる。そして1980年代の性差別表現に関する糾弾について、以下の事例が挙げられる。

八九年三月、エプロン姿のお母さんがひんぱんに登場する郵政省発行のパンフレットに対し、大阪・堺市女性団体連絡協議会が「エプロンをかけるのは、もう女性だけではない」と抗議、同省は全国の郵便局から、四種類のパンフレット計一六五万枚を回収した。

問題となったポスターは、同省が八八年から全国の郵便局を通じて配布した「新ゆうゆうローン」「かんぼ・ねえさん」など四種類のパンフレット。各ページに出てくる女性は、いずれもエプロン姿で家計簿をつけたり、買い物や、寝たきり老人の世話をしている図柄で、背広姿のお父さん、コック、八百屋さんなどと手をつないでいる図柄の中の女性も、エプロン姿の主婦だけだった。

「さまざまな分野で女性が活躍する時代になっているのに、相変わらず女性＝主婦という固定観念が強く出されている」というのが抗議の女性側の言い分だった。(堀田,2008,p.148)

1980年代に、世界中に行われていたフェミニズム運動などを背景に、ここでは女性を家庭から解放するという意識の変化が見られた。このような意識の言葉における反映として、「女のくせに」、「男まさり」「女は優しく」などの女性を差別する表現を見直そうとする傾向が見られた。

1990年代では、性差別に関わる差別語や差別表現についての議論が更に進み、

上野＋メディアの中の性差別を考える会(1996)では、日本語の中に現れる性差別に関する表現について「こんな風に呼ばれたくない—女の呼称と名称」、「こんな言葉は願い下げ—おしつけられたイメージ」、「決まり文句に見る女性像」、「男の偏見まる出しの視点」、「男が特別扱いされる時」などを列挙し、マスメディアの報道に見られる女性差別に関わる言葉と表現を批判的に分析し、またそれらの表現を女性尊重の観点からの代替表現を提案している。1980年代までに、性差別についての糾弾運動は主にCMやポスターなどに現れる男性優位社会の観念に基づく表現であったが、1990年では、女性をものとして扱ったり、性の対象のみとしたりする女性へ差別を抗議するものが多い。例えば、堀田(2008)では、以下のような抗議事例を紹介している。

その 1: 一九九〇年、大阪で開催された「花の万博」のイベント「ミス・フラワークイーンページェント」に対し、「堺市女性国体連絡協議会」が「若さ、容貌、スタイル等、年齢や外見で女性の価値を決めるミスコンは性差別である」と抗議。(p.246)

その 2: 一九九二年、西宮市が出資したフィットネスクラブの広告に、半裸の女性イラストと、「あなたをもっと脱がせたい」というコピーがあり、「西宮市女性問題を考え女性差別と闘う女たちの会」等三団体が抗議。ポスターは回収。(p.247)

その 3: 一九九五年、データハウス社発行の『タイ買春読本』に対し、「タイ女性たちの性の商品化を助長し、多くの日本男性にタイ買春ツアーを煽るもの」として「アジア女たちの会」他十六団体が抗議。絶版と回収を求めた。出版社側は当初反論したが結局絶版。その後、改訂版を出版したが、これもタイ本国から抗議、再絶版になった。(p.249)

以上の事例は、広告などに現れた女性への差別意識を抗議、糾弾するものである。このようなポスターなどに現れた女性への差別の意識についての反省は、1980年代の「男は仕事、女は家庭」などの固定観念からさらに発展したものだ

と考えられる。さらに、1990年代では、「セクシャルハラスメント(セクハラ)」という概念が普及し、セクシャルハラスメントについての訴訟や糾弾が多く起こっていた。

その 1: 一九九五年、大阪の運送会社に勤務する十九歳の OL が「A ちゃんは処女か」「今まで彼氏おったか」「AV のビデオ見たことあるか」「わし A ちゃんほしいねん」「恥ずかしいんか、ホテルに行っても暗いからわからへん」などと社長から言葉による嫌がらせを受けたとして提訴した裁判に、大阪地裁は「性的嫌がらせであり、人権侵害である」として五十万円の慰謝料支払いを命じた。この判決を契機にセクシャルハラスメント訴訟が相次ぐ。また、同年横山ノック大阪府知事が選挙スタッフの女性へセクハラとしたとして提訴され、訴訟判決は過去最高の千百万円の賠償支払いを命じた。(堀田,2008,pp.248-249)

その 2: 一九九七年、東京弁護士会が、世界人権宣言採択五十周年を記念して、中高校生向けに作った啓発用の漫画冊子に対し、「登場する男性がすべて背広姿なのに、女性主人公だけが水着のような衣装で登場しているのは、女性蔑視のセクハラ」と市民団体「こどもひろば」が、配布中止、回収、絶版を要求、抗議した。しかし、弁護士会は反省文は提出したが、回収に応じなかった。(堀田,2008,p.250)

「セクハラ」という行為を不当な行為と捉えるこのような抗議は、女性の人権の改善へと繋がっていく。また、上記の事例で見られたセクハラに関する訴訟が起こり、そして賠償支払いの判決が下されたなどの事件を通して、女性へのセクハラが不当であることが認識され、女性を尊重するという社会意識がますます広まっていったことが窺える。

また、1990年代では、性差別語への批判は、女性に対する差別の他に、同性愛への差別もクローズアップされた。この点については例えば以下の辞書の改訂などが見られる。

その 1: 一九九一年、岩波書店発行の『広辞苑』(第三版)における同性愛の記述「同性を愛し、同性に性欲を感じる異常性欲の一種」に対し、「誤認に基づく表記で、同性愛差別を助長する」と「動くゲイとレズビアンの会」が抗議。岩波書店は第四版から「同性の者を性的愛情の対象とすること。またその関係」と改訂した。(堀田,2008,p.256)

その 2: 一九九三年、小学館発行の『日本百科全書』における同性愛の項の記述「同性愛は異常性欲の一種類(略)しかし同性愛者はこのような愛の表現を抑圧して、男性(又は女性)の役割の自覚を欠いた体験のみを求めるものである」に対し抗議があった。出版者側は一九九五年七月、同性愛の項を全面的に改訂した。(堀田,2008,p.257)

この 2 つの事例にある辞書の「同性愛」という項目の改訂において、「異常性欲」という説明が削除されるようになった。「異常」という言葉に見られる否定的なニュアンスが含まれるが、このことについて堀田(2008)が以下のように述べている。

古くは性欲の対象に同性を選ぶことは不道德なことであり、異性愛を「正常」とし、同性愛は「異常」で、異常性欲としてきた。特にキリスト教的価値観の強い欧米では「生殖を伴わない性は罪悪」と捉えられ、同性愛者は精神障害のひとつと見なされていた。しかし現在では、世界保健機構(WHO)の国際疾病分類の中には同性愛の項目はなく、現代精神医学界でも疾患としてみていない。したがって現代では同性愛を「変態」「異常」視したりすることは、異性愛者中心社会における、同性愛者への侮蔑、差別になるのである。(p.255)

このように、同性愛者への「異常」、「病気」という偏見が、1990年代頃から問われるようになった。同性愛差別において、いわゆる異性愛者が社会的マジョリティーであり、それに対して同性愛者がマイノリティーになる。同性愛者はこのような偏見に基づき、嘲笑や蔑視を受けたりする事例として、堀田(2008)

では以下のような事例が述べられている。

その 1: 一九九三年、祥伝社発行の『微笑』の特集記事「素敵なママ学—乳児期の温かい抱っこが将来『同性愛』から遠ざける」に対し、「動くゲイとレズビアン」の会が「同性愛に対する事実誤認に満ちた記事」と抗議。編集部は同性愛者への認識が、不十分であったことを認め謝罪。(p.256)

その 2: 一九九三年、札幌テレビ放送ラジオ局が放送した中高校生向けラジオ番組『うまいっしょクラブ』の中の「モーホーの見分け方」で、一般視聴者から公募したクラスで変わった生徒を「モーホー」として取り上げ、実際に同性愛であるなしに関係なく、「大多数とは違うもの」に「モーホー」のレッテルを貼り笑いものにした。これに対し、同性愛団体「国際レズビアン&ゲイ連盟」(ILGA)が抗議。十二月、札幌テレビが謝罪。(p.257)

その 3: 一九九七年、『東京新聞』十月十一日付朝刊が掲載した「レズビアン東京行進」の記事中に「レズ」の表記があり、「私たち女性同性愛者の多くは『レズ』と呼ばれることに、強い抵抗を感じます。性風俗やいわゆるセックスのバリエーションのひとつであるようなイメージがあり、差別的で侮蔑的に感じられるからです」とイベント主催者の「日本ダイク協会」が抗議。新聞社側は抗議団体の「抗議と意見」を掲載した。(pp.151-152)

以上挙げた事例では、また事例で指摘される「レズ」という呼び方は、堀田(2008)によれば、「レズビアン」の省略されたもので、「レズ」と短縮されることで差別的響きが強くなり、揶揄、嘲笑、侮蔑する場面で使われる場合が多いという。また、事例に見られた「ホモセクシュアル」の省略形である「ホモ」という言葉も、男性同性愛者を揶揄、嘲笑、侮蔑する場面で使われることが多い(堀田,2008)。

一方、性差別に関する糾弾についても、「行き過ぎ」と指摘されたり、不当な糾弾と抗議されたりすることもある。例えば、堀田(2008)では、以下のような事例を紹介している。

その 1: 一九九二年、フジテレビ系で放映された『フィリピーナを愛した女たち』に対して、フィリピン女性をステレオタイプで描いており、差別的だと、在日フィリピン女性らが抗議。監督はドラマは差別的ではないし、むしろそうした抗議運動のあり方こそ問題だとして論戦。一年近く応酬が続いた。(p.247)

その 2: 一九九三年、建設省が総合治水推進週間のポスターとして、細川ふみえがワンピースのすそを持ち、そこから雨水が滴り落ちている絵柄のポスターを作製したが、女性都議から「女性の目から見て不快」と抗議され、回収。しかし回収措置は行き過ぎだとする意見も多くマスコミ等で論争になる。(p.248)

上記の 2 つの事例に指摘された「フィリピン女性をステレオタイプで描いており、差別的だ」や「女性の目から見て不快」というような意見は、「被差別者」の視点から見る「差別表現」であるが、このような抗議や糾弾について「行き過ぎ」と指摘されたり、論争されたりすることになったこともあった。

以下、「差別表現」に関する論争の焦点を整理し、「差別表現」に対する意識の変遷を考察する。

6.3.5 「差別表現」に関する議論

「差別語」や「差別表現」への規制は、「表現の自由」を侵害するという批判も多く行われてきた。日本ペンクラブ(1995)では、会員を対象に「差別表現」の実況を調査するアンケート調査を行い、その結果、回答者の 8 割弱が規制を経験し、また 7 割弱の人が「自分自身納得出来ず、不満であった」または「そのときの状況でやむをえなかった」という答えを選択したという。このような背景もあり、1990 年代では、『無人警察』の教科書掲載問題とその後の筒井康隆の「断筆宣言」をめぐり、差別語の規制と「表現の自由」の議論がピークに至っていた。

「断筆宣言」の経緯について、1993 年、日本てんかん協会の抗議の声明文で

は、問題となった使用予定の高等学校教科書「国語 1」の中にある筒井康隆の「無人警察」という短編小説の中に現れたてんかんに対する差別を以下のように述べている。

教科書の 30 頁には、警察ロボットについて説明する箇所があり、そこには、「てんかんを起こすおそれのあるものが運転していると危険だから、脳波測定機で運転者の脳波を検査する。異常波を出している者は、発作を起こす前に病院へ収容されるのである。」とある。「異常波を出している者は、発作を起こす前に病院へ収容されるのである。」などということは、著者の意図がどうであろうと、てんかんをもつ人々の人権を無視した表現であり、また医学的にもてんかんに対する間違っただけの考えに立脚するものである。(高木,1999,pp.346-347)

また、声明文の最後に、「文部省に対しては検定の取り消し」、「この教科書を採択しない」、「問題小説の作家とそれを収めた文庫、全集の発行出版者に対しては、従来の版を回収し、今後発行するものに対しては、てんかんに対する誤解のおきないように書き直すか、十分な注釈を加えること」(高木,1999,p.350)を求めた。そして、このようなたんかん協会からの抗議に対し、出版者の角川書店は、回答書を出し、「『無人警察』は、取り締まりに重点を置く未来社会を風刺している小説」(高木,1999,p.356)であり、「てんかんの人が脳波検査によって病院に収容されることが肯定的に描かれてはいない」(p.356)などの理由を述べ、「『無人警察』を差し替えたり、訂正・削除したりすることはできません」(p.357)という結論を出した。さらに、著者である筒井康隆氏は「断筆宣言」を發表し、作家業を中断することを宣言した。この事件は、「言論・表現の自由」と「差別語の規制」が矛盾している社会の現状に一石を投じ、新たな議論を起こした。

また、こういった事態に対して、部落解放同盟中央本部書記長の小森龍邦氏が記者会見を行い、「今後、差別表現に対し、ゆとりを持つようにしたい。筒井さんをはじめ文筆家の方々と接点を持ち、お互いの主張を理解したうえで、歩み寄るよう努力してゆきたい」と語り(週刊文春編集部,1994,p.19)、これまで厳

しかった差別語への糾弾も。柔軟化する姿勢を見せるようになった。李・廣橋(2010)では、「断筆宣言」事件を契機に差別語問題が再び社会的問題として注目されるようになったことを次のように述べている。

この事件を契機に差別語問題は再び社会的問題として新たに注目され、新聞、雑誌、出版を通して、表現の自由、マス・メディアの自主規制、反差別運動団体による糾弾・抗議に関する賛否両論が交わされたが、同時に、差別語・差別表現、また不適切表現に対する抗議、糾弾の対象は、マス・メディアや著名人のみならず、あらゆる領域における言論・言語表現に拡大した。(p.112)

しかし、「断筆宣言」をめぐる「差別語」の論争では、「差別語」と「差別表現」を区別せずに議論するものもあった。『無人警察』が糾弾される理由は、「てんかんの人が脳波検査によって病院に収容されることが肯定的に描かれてはいない」などの表現の問題であり、「差別語」を使ったわけではないが、この事件は、差別語の言い換えなどへの批判になる傾向が見られる。例えば、横尾(1994)は、以下のように述べている。

今回の問題をきっかけにして、言葉狩りや差別語・禁忌語があらためてクローズ・アップされています。

『週刊文春』は二月二十四日号で、読売新聞の差別語一覧を、A ランクから C ランクにわけて掲載しています。A ランクというのが、「使用しない」という言葉です。

たとえば私たちに馴染みの深い、「漁夫の利」の「漁夫」や、「女々しい」とか「片手落ち」とか、ドストエーフスキイの作品ではないですが「白痴」とかです。ちなみに「白痴」は A ランクになっています。

どう考えてもおかしいと思いませんか。言葉というのは、純粹に言葉だけではなく、発語音のその言葉の前後の脈絡や、意識に規定されます。「おまえ、馬鹿だなあ」と言えばそれは、本当に軽蔑して「馬鹿」と言っているのか、親近感をこめて「馬鹿だなあ」と言っているのでは、発話者の前

後の脈絡や意識、コンテクストを抜きに、差別語かどうか、判断できないわけでありませう。(pp.46-47)

また、この事件をきっかけに、「差別表現」の問題と「差別語」の問題との関わりが整理されることにもなつた。西尾(2001)では、「言いかえ集」の最大の問題点は「差別表現」をことばの問題として捉えている点であると指摘している(p.25)。

私は平素、差別語という言い方は極力避けて差別表現という言い方を心掛けていたが、差別表現は「ことば」の問題ではなく、そのことばを使って書き手(話し手)が何を表現しようとしているのか、その点で判断しなければまったく意味がない。

.....(中略)

「言いかえ集」の存在は、本質的な解決を考えずに「その場しのぎ」「臭いものにフタ」という逃げの姿勢の象徴といえるだろう。(pp.25-26)

すなわち、西尾(2001)は、「差別表現」の問題は「ことば」の問題よりも表現者の意思の問題であると主張している。他にも、氏家(2001)は、「差別語」と「差別表現」問題の混同について下記のように指摘している。

「差別語」として問題にされうるものはすべて名詞であり、詞に属す。詞では話し手の差別という意識、精神、感情というものは示され得ない。何らかの辞が伴って、文または、それに準じる形にならなければ、話し手のそれは他者に伝わらない。差別表現に関して言えば、或る名詞を取り出すのではなく、文の形をとって、つまり、差別的言語行為・行動になっているか否かで論じられる必要がある。となると、「差別語」とは何だろうか。或る名詞を取り上げて、これは差別語、それは非差別語と名づけることは意味をなさないのではないか。それでも、日本社会には確かに差別的な精神や感情が存在し、何らかの言語表現によりそれが示されている。これは広く差別表現と呼ぶべきものであろう。差別表現と「差別語」とは同一のもの

として扱われるのでよいのかについて考えることも必要になる。

(pp.80-81)

氏家はまた、下記のように「差別語」を含む表現を一律に禁止することを批判している。

「差別語」とされる名詞を含む文表現において、差別意識を表現する人もいればそうでない人もいる。それが或る名詞を使ったということで一律、差別表現をしたという扱いになり、この名詞は禁止、他の語句に置き換えよというのは差別意識、または、その表現者に基準を置き、そうでない者の表現も一律に扱おうということである。「差別語」とされる名詞の禁止、置き換えを支持し実行する人はその基準を認めたということである。あくまでも、差別者の言は差別者の言として、自身とは異なる価値基準をもつ者の言として区別すべきではないのか。(p.84)

このような「差別語」と「差別表現」を区別して扱うという議論は、特に 1990 年代頃から多く見受けられようになった。例えば、大田垣(1999)は、「差別語」と「差別表現」について以下のような例を挙げている。

もう 10 数年以上前になろうか、東北のある博物館を訪れた折、江戸時代の絵暦が展示されており、そのキャプションには

「めくら暦 おんな子どもにも分かるように作られた暦」

とあった。

このキャプションは 2 つの問題を提起している。1 つは「めくら」という、いわゆる「差別用語」が用いられていること、もう 1 つは、その説明の部分に、明らかに女性に対する「差別表現」があることである。(p.11)

大田垣は、「めくら暦 おんな子どもにも分かるように作られた暦」という表現の中で、「差別語」と「差別表現」の両方が存在していると指摘している。本論文の序論でものべたように、「差別語」と「差別表現」は異なる概念でありな

がら、様々な場面で絡められている。和田(1997)では、「差別表現」という概念をこのように解釈している。

私たちは差別表現とは何かを理解することっがま第一歩ですが、なかなかその定義は難しいものです。

まず、ある個人や集団に対して、偏見、誹謗、屈辱など著しく傷つける表現、つまり、侮辱する表現があります。

水平社の第一回の全国大会の時に、「我々をエタというような表現で意向をもって侮辱した場合には、徹底的に糾弾する」というのがありますが、これは説明の必要もないと思います。

二番目に、侮辱という意図的なものがなくても、その発言が結果として今ある差別を温存助長する表現が差別表現となります。(pp.105-106)

すなわち、和田によると、「差別表現」となるものは、侮辱する意志の有無にかかわらず、結果として「差別を温存助長する」というような表現である。また、和田では、広告で見られる「差別表現」を以下のようなものを挙げている。

「歩くから人間」、これは広告の表現例です。

これに対してある女性から、「私の弟は車椅子に乗っているが、弟は人間ではないのですか」という手紙がきました。これに人を傷つける意図があったとは思われません。

では、どう考えたらよいのでしょうか。私はあまりにも強い表現で人を傷つける、差別的と感じられる表現と考えます。

よく言われる「士農工商営業マン」という表現があります。自分はしがないセールスマンなんだ、と卑下する為に使う表現です。

しかし、自分を卑下しているだけかどうか。

これは「士農工商穢多非人」を借りて使っているのですから、部落の人たちを貶めていることになります。これは第一級の差別表現です。

「機械に苦手な女性も楽々扱える」という表現。

これもやはり差別表現です。

女性は機械に弱いのか。そんなことはありません。弱い人も強い人もいます。「女性は機械に弱い」は一種の偏見です。ステレオタイプでそう決めつけることは結果的には、女性のポジションを高めるのではなく下に押し下げ、いまある女性差別を温存・助長する表現ではないか、ということです。

「アメリカ新大陸発見」。多くの方は、学校時代にこう習ったと思います。しかし、これは差別表現です。

この表現はヨーロッパのものの見方です。「新大陸ではない。コロンブスが来る前から私たちは住んでいた。「発見」ということばには、何も無い所に足を踏み入れた、という意味合いが含まれていて、そうした一方的な価値観が、今ある私たちへの差別の現状へと結びついているのだ」という主張です。(p.106)

ここで挙げられている「差別表現」は「差別語」の有無とは必然的な関係はないことが強調されている。「差別語」と「差別表現」との関わりについて、川田(2006)は、以下のように分類している。

①差別語を使った差別表現

例)「このどめくらがっ！」(ドラマ「座頭市」より)

②差別語を使っていないが、差別表現になっているもの

例)「士農工商犬編集者。身分相応という言葉をしっかりかみしめよう」(月刊『MSM』より)

③差別語を使っているが、差別表現になっていないもの

例)『めくら自慢 耳は目ほどにものを見る』(長谷川きよし 立風書房)

④差別語を使っているが、使い方を間違えているもの

例)「特殊部落の師弟の教育に関する分科会は非常に活発でよかった。それ以外は見るべきものはない」(日教組 石川達三発言より)(p.51)

すなわち、「差別語」と「差別表現」は、相互に依存する関係になく、「差別語」を使っても「差別表現」にならないものもあり、「差別語」を使わなくても「差別表現」になるものもあるということである。

さらに、佐竹(2000)では、「差別語」と「差別表現」を「レベル」の違うものと捉えている。

「差別語」「差別表現」という語は、多くはとくに区別せずに使われている。区別を問題にする必要がないばあいもちろんあるが、ここでは差別語と差別表現を以下のようにレベルの異なるものとしてとらえたうえで、差別語の問題をあつかう。

「差別語」と「差別表現」のちがいは、語彙レベルと表現レベルのちがいである。差別語はあくまで言語表現の素材となる単語であり、抽象的な語彙レベルでの意味が問題になる。一方、差別表現は、個々の言語使用の具体的な結果であり、それが差別的意味で解釈されるものである。差別表現はすべて個人の差別意識のあらわれであるといえる。表現者に差別的意図がなくとも差別表現は成立するが、そのばあい、表現者は社会の差別イデオロギーをそのまま受け入れて表現しているのであり、そのような自己の差別意識に気づいていないということなのである。なお、差別語の使用不使用は、差別表現であるかないかを決定する条件ではない。たしかに、差別語の使用がそのまま差別表現となるばあいは多いが、差別語が使用されていない差別表現もまたごくふつうにみられる。また、差別語の使用が差別意識の存在をかならずしも意味するわけではない。語の意味についての知識が不十分なばあいには、それと知らずに差別語を使用するばあいもある。(p.76)

以上述べてきたように、「差別語」の問題で議論されていた「差別の意志」の問題は、1990年頃から「差別表現」のレベルで討論する研究が増えてきており、「差別語」と「差別表現」を分けて捉える研究も多くなってきている。

6.4 考察

1922年に、被差別部落の住民が自ら立ち上がり、初めて解放、差別解消のための組織「全国水平社」を作り、その際の「決議」にある「吾々に対し穢多及び特殊部落等の言行によって侮辱の意志を表示したる時は徹底的糾弾を為す」という項目が、差別語・差別表現への抗議・糾弾の拠りどころとなっている(高木,1999,p.304)。

その後、差別語の使用に対する糾弾が行われてきたが、1969年になって、「同和対策事業特別措置法」(同対法)が制定され、部落解放同盟の差別糾弾闘争が急速かつ激烈に全国で展開されていった(山中,1992)。また、1969年3月号の『世界』に掲載された、大内兵衛氏の「東大を滅ぼしてはならない」という論文の中で、「大学という特殊部落」という表現が、解同から糾弾された事件が起こった(山中,1992)。この事件をきっかけに、差別語糾弾運動が盛んに行われるようになった。

田中(1997)は、この運動の特徴について次のように述べている。

大内事件が差別語糾弾運動を組織化し、この形態を社会的なキャンペーンのモデル的な祖型に仕立てる準備をしたとすれば、この時すでに、差別語糾弾運動というものの注目すべき特徴が現われている。すなわち第一には、この運動にとって、批判の対象が政治的進歩的(左翼的)であれ、反動的(右翼的)であれ、区別しないという、独自の原理をもっているということ。第二に、発言されたことの全体の意図にかかわらず、言いかえれば、それが日本の政治、文化のありかたの全体にとって好ましいか好ましくないかなどの考慮は全くなく、ことば、表現そのものが、自分たちの利益に合致しているか否かの基準によってのみ糾弾が行われるという点である。

(p.45)

また、差別語糾弾運動が標的にしているのは、「日本語そのもの」であることを指摘している。

差別語糾弾運動が標的にしているのは、それがとった具体的な形からみると、日本語そのもの、とりわけ日本語のうちの民衆要素ということになる。だから言語史の流れの中に置いてみると、これほど興味をそそられる運動はないのである。

……(中略)

ことばそのものは生き物や主体ではないので、自ら変わるわけには行かない。話す人が変えなければ変わりようがないのである。そしてこの変えるというできごとは、語彙のレベルで言うと、ある語を使わないようにして、そのかわりに別の語を採用するということである。この過程は意識的にも無意識的にも行われるが、だいじなことは、とりかえられ、使われなくなったことばは、特別な方法をとらないかぎり、忘れられていくということである。そして、この絶え間なく忘れられていくということの上に、言語の創造というはたらきが成り立っているのである。(pp.46-49)

まず、「被差別者」の立場に立って糾弾する側と糾弾を批判する側とでは、前述したとおり、問題があるのは「言葉」か「差別の意志」といったようなことで論争を繰り返している。

平野(1988)は、部落差別語の使用で糾弾されるケースを、「差別語であることは知っているが『悪意』を否定する型」と「『差別語にあらず。差別の意図もない』と居直る型」の2つに大別し、中でも、後者の方がより注意が必要であるということを描き出している。

じかに「えた・非人」「長吏」「かわた」といった封建時代の差別語を使うことは、人権と民主主義の尊重がさげればいる今の世の中で「悪いこと」だとする人権意識がかなりの程度に定着している、とはいえるだろう。

「新平民」「特殊部落」といった明治以降の差別の造語についても、わざわざ意図的に使う人は、そうそうあるまい。ところが、「労働運動の中での特殊部落的存在」「高校運動部という独特の伝統に支えられた特殊部落に入り」「経済部という部は、編集局の中で特殊部落なのだろうか」といった例

をあげるまでもなく、もののたとえとして、この差別表現は、続出している。

部落が現実存在している。そこの低位性は、なお依然としてある。嫌悪感、憎悪感、反感が、ここをとりまいている。その前提があつて、ふだんオリのように抑圧された(人間が、人間を差別するのは、悪いことである、という道徳感情)をつき破って、差別語が口をついて出る、あるいは、差別語を文字にあらわすことが、いちばん手っとり早く、端的な、伝達メッセージとなる、とかんがえてよいのではあるまいか。差別意識を、上下支配の私たちの社会が、深層の中に共有している、といつてもいいだろう。

(p.25)

しかし、部落解放同盟をはじめとする運動団体の差別語糾弾運動について、成沢(1987)は次の問題点を指摘している。

解同は学習や教育の何たるかをまったく知らない。知らないと言うより、排外主義というファシズム的思潮に拠って立つ解同が自らの独善的な主張や要求を他人の頭にねじ込もうとするのは、体質からして、ある意味で、当然である。

……(中略)

今日の解同は、「必要な場合」、「差別用語」を使用しても「糾弾」しないというだろう。一九三一年の全国水平社第十回大会で決定された「言論・文章による『字句』の使用に関する件」、すなわち、「『エタ』『新平民』『特殊部落民』等の言動を敢へてしてもそこに侮辱の意志の含まれてゐない時は絶対に糾弾すべきものではないしまた糾弾しない」を容認する論調が見られるのである。

だが、問題は二つある。

一つは、「必要な場合」とは、解同にとって必要か、もしくは解同の見解に沿った内容の場合であつて、それ以外は認めないということである。

……(中略)

その二は、「必要な場合」、「糾弾」しないといっではいても当てにならないことである。……(中略)解同は組織内部の意志統一をすこぶる欠き、こっちで差別でないことが、あっちで「差別」になり、先に「差別だ」と言ったことを、ときには取り引きしながら、のちに差別でないとしたり、支離滅裂な場合が少なくない。

二つとも、極端な「差別用語」狩りをおこなったことに、これまた自己批判を欠き、そんなことはなかったかのように嘘吹いていることから生ずる問題である。(pp.67-69)

成沢が指摘したのは、すなわち糾弾における差別語や差別表現であるかどうかの認定について明確な基準がないことである。差別語の糾弾の対象について、「用語」か「用法」かに関する論争は多かった。例えば、山田(1971)では、差別語糾弾運動は「用語」だけではなく、「差別」と繋がらなければならないと主張している。

「差別用語」を使わないようにしよう、というたたかいではなく、差別を差別として見抜くことが出来、差別をゆるさないという国民の意識をつくりあげていく運動は、その「用語」が、なんのために使われるか、その「用語」をつかった文章は、誰を喜ばせているか、それは部落内部を団結させ、同時に部落内外の人たちを結集する役割を果たしているか、逆に分裂させる役割になっているのではないか——という、事実にもとづいた学習と議論のなかでこそ、身についていくものであるとわれわれは考えている。(p.70)

また、差別語糾弾を反対する立場から、1 つひとつの語が使われる場面や使う人の差別の意識の有無がよく強調される。例えば、鈴木(1975)は、『コトバ』は、とくに相手があって話す場合の『コトバ』は、前後の脈絡との関係で生命をもっているのであり、同じ『コトバ』でも、その文脈、その使い手の心のありよう、状況のありようによって判断されなければならない」(p.15)と述べている。さらに、三浦(1976)は、「語彙は、言語規範によって規定された、意義を持っている。この意義には、嘲笑や軽蔑を内容として持つことができるのであ

って、嘲笑や軽蔑に使われるのは『差別語』だといっても、すべての語が『差別語』化する可能性を持っているのであるから、使われかたで語の性格をきめてしまうとすべての語が批難されることになる」(p.63)と指摘しており、文脈を考慮せずに差別語の判断はできないと主張している。

また、山田(1974)では、「言葉そのものの問題というよりも、そのつかい方こそ、問題がある」としている。

たしかに、部落大衆にとっては、つらく悲しい「差別用語」は、瞬時といえども眼にふれたくないものである。出来ることなら、地上から、いっさいの「差別用語」を抹消してしまいたい、と願うのは当然である。

しかしながら、「差別用語」があるから、差別が残されているのであろうか。

もしそうであるならば、「全国に散在する吾が特殊部落民よ団結せよ」ではじまる、水平社の創立「宣言」もまた抹消しなければならないことになる。なぜかといえば、そのなかに「特殊部落」「エタ」という「差別用語」が使われているからだ。水平社の創立「宣言」では堂々とつかわれ、解放同盟中央本部も、その刊行物のトビラに、この「宣言」を載せ、ひろく頒布しているが、同じ用語が、どうして一方では差別用語となり、一方では、運動を激励する用語となり得るのか。

それは、「用語」そのものに問題があるのではなく、その「用語」の使い方、なんのために使うのかによって、同じ「用語」が、差別にもなり、運動の旗じるしにもなると考えるべきである。その最もいい例が「水平社」という「言葉」であろう。

水平社という場合、われわれは、近現代の日本の歴史のなかで、日本の人民が自由と平等をもとめてたたかった、もっとも素晴らしい運動、それは自由民権運動と比肩すべき、もっとも誇り得る大衆運動として理解しているし、そうした誇るべき言葉として使っている。ところが、その同じ言葉が、「その人は水平社だそうな」と、差別するために使われることもあり得るのだ。

同じことは、「同和」という言葉にも、「地区」という言葉にも、あるいは「解放同盟」という言葉にすらあてはまる。

ということは、くりかえしになるが、言葉そのものの問題というよりも、そのつかい方にこそ、問題があることを示している。はじめに、差別用語と文章全体の関連を強調したのは、そのためである。言葉をえらび、それをどう使うかは、その人の思想性によるものである。差別用語を無批判につかう文章は、その文章全体に問題があることは明らかであろう。

(pp.29-30)

このような語の捉え方は、国広(1982)の「用法説」にあたる。すなわち、「語には一定の意味というものはないのであり、あるのはただ千変万化する具体的用法のみで、用法こそその語の意味であるという考え方」(p.12)である。しかし、国広自身も、この用法説に無理があることについて「われわれはいかなる場面的・文脈的な手掛りも与えられないで、ある一箇の語のみを聞いたり見たりした場合にもその意味を思い浮かべることができる。この状況は語が用法から完全に切り離された状態で与えられているのであるから、用法説では説明することができない」(p.21)と述べている。

また、中岡(2004)では、「差別用語」問題には、三つの立場が錯綜していると指摘し、そして、それぞれの立場によって、中心となる論理が異なっているという(p.164)。

- a 人権の論理(被差別者)
- b 表現の論理(表現者)
- c 資本の論理(マスメディア)

もちろん、表現者の中にも、「人権の論理」絶対尊重派もいるだろうし、マスコミ関係者の中にも、「人権の論理」「表現の論理」を第一義にし、活動している人もいるだろう。しかし、ここでは、論じやすくするため、単純化してみる。

「差別表現」は、aの「被差別者」とbの「表現者」の対立によって生じてくる問題である。「ある表現」によって傷つくと感じる人(被差別者)

が、その言葉を用いた人(表現者)に対し、抗議批判を行う。その問題を社会全体が共有し、コンセンサスを形成していく。「ある表現」が許されるかどうかというのは、本来は、「表現の論理」と「人権の論理」のぶつり合いによる、既成の価値観の組み替え作業なのだ。

ところが、現代の社会で差別用語問題が生じる場合、aの「人権の倫理」とbの「表現の論理」が、直接、ぶつかり合うことは極めて稀である。その間には、ほとんどといっていいくらい、「マスメディア」が介在している。

もし、aの「人権の論理」(被差別者)とbの「表現の論理」(表現者)が対立した時、cの「資本の論理」(マスメディア)は、当然のことながら、極力、トラブルを避けようとする。「表現の妥当性」「表現の客観性」を模索するよりも、できるだけ、穏便に問題を収束しようとする。「これは、差別語だ」と指摘され始めると、十分な検討が加えられることなく、その言葉は、すみやかに「差別用語」に分類されてしまうことになる。従って、言葉のタブーは増えることはあっても、減ることはない。(pp.164-165)

中岡の指摘したように、差別語の問題は、「被差別者」、「表現者」のほか、マスメディアとの関わりも深い。また、差別語糾弾事件を受け、マスメディアでは禁句集や言い換え集が数多く出されてきた。山中(1992)によると、1973年に民放連放送基準室が『差別用語と糾弾事例』、1974年に『放送上差し控えたい用語について』を作成し、加盟民放各社へ配布した。またNET(Nippon Educational Television)が同年『放送上避けたい用語その1』、1974年にそれを強化したものである『放送上避けたい用語第二稿』、1975年に『禁句・いいかえ集第三集』を配布している。しかし、このような差別語への規制は、「言葉狩り」と批判されることが多い。

差別語への糾弾に見られる部落に関わる差別語は、「特殊部落」、「穢多」、「非人」などが挙げられる。これらの「差別語」が「差別語」と意識されるのは、被差別者たちの抗議や糾弾によるものが多いが、抗議の仕方について「行き過ぎ」と指摘されることも少なくない。

1973年12月に、解同大阪府連、上田卓三委員長が「マスコミ各位への統一要望書」を在阪マスコミ各社へ通告し、「部落問題の窓口の明確化」、「部落問題

番組や記事の強化」、「社内外での研修の強化」、「東京への働きかけ強化など」(山中, 1992, p.293)を要求している。前述した糾弾事例から見ると、糾弾に対する対応には以下のものが挙げられる。

- 1.謝罪、謝罪文の掲載、自己批判文書の提出など
- 2.雑誌、本の回収
- 3.詫び社告、研修会、紙面キャンペーンなど
- 4.同和問題の番組を放送する
- 5.差別語の言い換え
- 6.字幕を入れるなどで説明

例えば、大内兵衛の論文問題が起きた後、大内自身と『世界』は謝罪文を出している。まず『世界』編集部の「『世界』三月号の自主的回収についての経過と見解」では、抗議を受けたことを述べた上で、「特殊部落」の比喩的使用を未然に防止し得なかったことを反省し、問題となった三月号の販売停止と回収することを表明した。

また大内本人も、『世界』四月号に「部落解放運動に一層の力をそそごう」という謝罪の論文を發表している。大内は「『特殊部落』という文字を私が使ったのは、間違いであった」と自ら過失を認め、

『特殊部落』ということばが禁句であること、それを禁句とすることが日本の歴史的現実を改めていくために適当で必要であること、そういうことをよく知っていた。それなのに現に右のようにその禁を犯したのである。全く私のまちがいであった。……(中略)そこに使ったことばのことで、あれは日本では禁句でないか、その禁句を使うことはそれを禁句とする主張を無視するものでないか、あるいはまたその運動を侮辱するものでないかというのである。私もそのとおり考えるものだ。(p.146)

と述べている。大内は謝罪文で、「特殊部落」は禁句であることを知りながら使用したことを謝罪している。

山田(1974)は、差別語糾弾運動を通して、「強制」ではなく、「自主的」な削除や回収を求め、また差別語への抗議が「同和教育の運動」にならなければならないことを主張している。

問題は、削除するにしても、回収するにしても、それは、自主的におこなわれることがらであって、強制であってはならない、ということである。

それはまた、差別用語や差別的な内容をもった文章の問題ととりくむことは、教育活動としての内実をそなえなければならない、という問題でもある。

……(中略)

とりあげ、とりくみ、抗議をし、申し入れをする、そのことが実践と連帯を生みだしていくこと、すなわち同和教育の運動にならなければならないというのが、私の結論である。(pp.30-31)

しかし、結果として、差別語の糾弾に対し、マスメディア側が『『自主規制』で『摩擦』を何とか避けようとした』(用語と差別を考えるシンポジウム実行委員会,1975,p.24)ため、「禁句集」や「言い換え集」が次々と出されてきた。このことについて、用語と差別を考えるシンポジウム実行委員会(1975)は次のように述べている。

73年の玉置宏舌禍事件をきっかけに、民放の東京キー局の間でも「差別用語」問題が深刻な課題になり、在京五局の編成部長会議が二回にわたって開かれた。そこではフジテレビ(関西テレビ)の糾弾についての報告を聞き、対策が協議された。

民放経営者の集りである日本民間放送連盟(民放連)は73年9月19日、「差別用語と糾弾例」という民放連放送基準室がまとめた文書を加盟各社へ配布した。6月12日にとりあえず第一報を流して“警報”を与え、補足して9月に配布したものである。(pp.24-25)

また、「禁句集」や「言い換え集」は、「いったんでき上がってしまうと、法

律と同じ威力をもっていった。指定された用語は、時と場合や表現上のチグハグさにおかまいなく、ひとり歩きはじめた」(用語と差別を考えるシンポジウム実行委員会,1975,p.27)という指摘もある。その具体的な使い方について、用語と差別を考えるシンポジウム実行委員会(1975)では次のように述べている。

時代劇だろうと何だろうとおかまいなしに「禁句」は事前検閲でカットされていった。数年前放送された番組や映画の再放送は、考査担当者が必ずチェックし、ズタズタにぶった切られている。東京と関西の地域差を反映して、東京では、「〇〇きちがい」などの用語が、明らかに精神障害者の差別を意図して使われたい限り比較的自由に使用されているが、関西ではそうはいかない。だから、生放送ともなると、専門の考査担当がハラハラして番組をモニターし、間に合えば、「おわび訂正」の放送を入れさせている。

ある放送局のドラマでは、「時計が狂っている」というセリフすら、まずいとされ、いいかえの要求が局側から出されたという。(p.27)

このように、1960～70年代から、部落差別語をはじめとする差別語問題が注目されるようになった。差別語事例のプロトタイプの特徴から言えば、「(差別語が)社会的マジョリティーから社会的マイノリティーへの差別の歴史または現実を反映する」という点を基にして、「部落差別語」をはじめとする「差別語」への糾弾が行われた。しかし、その結果、マスメディアでは「差別語の糾弾→謝罪→差別語の禁句化」というパターンの対応が多くなった。このパターンから出発すると、「差別語とは何か」の判断は運動団体によるものがほとんどであり、マスメディアの対応は受け身的になってしまったことが以上のさまざまな論説から分かった。また、差別語を糾弾する側と糾弾を批判する側の主張の主な分岐点は「差別語」の問題が「語」にあるか、「文脈」にあるかという点であった。

また、6.2で述べたように、「差別語」の比喩的使用も、多くの糾弾や抗議を受けている。このことは、差別語の持つ「蔑視・見下しの意味を表すネガティブな語感があり、マイナスなイメージを連想させる」という特徴を反映してい

る。しかし、このような比喩的使用でも、「差別のイデオロギー」が背景となっている。谷口(2003)が指摘しているように、比喩は類似性に基づくものである。

伝統的な定義によると、メタファーは「類似性に基づく比喩」である。たとえば「A先生は鬼だ」という表現は、「A先生」が「鬼」のように怖くて情け容赦ないなど、両者の類似性に着目しているものである。(p.33)

認知意味論では、「A先生は鬼だ」における「A先生」を「目標領域」、「鬼」を「起点領域」と捉え(谷口, 2003)、Lakoff/池上他訳(1993)は、(i)日常的経験の中で多し、(ii)そのために十分に理解することができ、(iii)十分な構造を持ち、(iv)以上の理由からよく出現し、十分に個別化することができる、という特徴を持つイメージ・スキーマを有することが、起点領域として機能するための条件であると述べている(p.278)。谷口(2003)が、起点領域となるのは、より「理解しやすい」事柄であるとしている。

起点領域となるのは、私たちが身体を通じて直接的に経験できる、「理解しやすい」事柄である。そして、それを通じて、より抽象的な事柄を理解することが可能となるのである。(p.55)

例えば、「芸能界は特殊部落だ」という文では、「芸能界」は目標領域で、「特殊部落」は起点領域である。そして、この文章が社会共通に理解されることから、「特殊部落」は「劣ったもの」という認識がイデオロギーとして存在していることが窺える。このようなイデオロギーは、歴史的、現実的な差別に基づくものであり、差別語に含まれるマイナスの連想的意味の基礎でもあるであろう。つまり、差別語事例のプロトタイプ的特徴では、「(差別語が)社会的マジョリティーから社会的マイノリティーへの差別の歴史または現実を反映する」ことが「蔑視・見下しの意味を表すネガティブな語感があり、マイナスなイメージを連想させる」ことの背景とも言えるのである。

6.5 まとめ

本章で見てきた「差別語」と「差別意識」の変遷をまとめると、時代的な変化が見えてくる。まず、1960～70年代は、部落差別語をはじめとする差別語の存在が被差別者達から糾弾されることで、社会における差別と差別語の問題が気付かれるようになった。そして、被差別者に配慮し、言葉を慎むということもマスメディアをはじめとする表現者の中で重視されるようになった。糾弾事例から見た「差別語」は、主に部落差別に関わるものであり、他に職業差別や障害者差別に関するものもある。部落差別に関わるものとして、「〇〇は特殊部落だ」というような比喩的表現はこの時代の典型的な差別表現となっていた。

一方、「差別語とは何か」についての問題は、糾弾団体における糾弾から起こるものがほとんどである。この時代の差別語に対する意識も、主に運動団体の糾弾とマスメディアの謝罪などが繰り返される中で変化している。また、糾弾に対し、マスメディアは受け身的になっており、「差別語とは何か」を考える余裕もなく対症療法的な対応をしてしまうため、言葉の規制が機械的になり、「言葉狩り」として批判されることもあった。すなわち、1960-70年代では、差別語の使用→部落解放同盟をはじめとする運動団体からの糾弾→謝罪、雑誌と本の回収など→マスメディアによる差別語の規制（「特殊部落」「キチガイ」などの言葉の禁句化）→「言葉狩り」への批判というサイクルで繰り返していた。

1960～70年代においては、被差別者側からの指摘、糾弾によって、差別語の存在が意識されてきた。それが「差別語」に反映されるのは、主に封建社会の階級制に基づく被差別部落への差別に関して、「特殊部落」という語の比喩的使用などに対する糾弾運動であった。ここでは、障害者差別や性差別も意識され始めたが、具体的な言葉に対する糾弾は少なかった。

日本は、1979年に国連の国際人権規約を批准し、1981年に人権委員会の構成国となり、1986年に男女雇用均等法が実施された。このような法的裏付けのもとに、1980年代では、人権意識が日本社会で広まり、人権という考え方が定着しつつあった。

また、1980年代の差別語問題への議論の参加は、部落解放同盟などの運動団体とマスメディアだけではなく、社会全体に広まっていく傾向があった。差別語の指摘と糾弾は、運動団体以外に、個人が主体になることも現れた。例えば

「トルコ風呂」が差別語だということが、日本に留学しているトルコ人によって提出され、大きな社会的問題となっていた。また「黒人差別をなくす会」などの民間団体も結成され、人権の尊重についての思考はさまざまな面で行われるようになった。1980年代は言葉に現われる差別について社会的に考える時期になったようである。

1990年代は、部落解放同盟などの団体からの糾弾が、柔軟化する傾向が見られたが、差別語の規制と「言論の自由」の矛盾が筒井康隆の「断筆宣言」事件をきっかけに爆発した。また、「断筆宣言」事件への議論を通して、差別語に対する社会意識も徐々に変化してきた。

差別語の糾弾では、差別語への糾弾を「言葉狩り」とし、その要求を拒否するという事態が見られた。このようなことは、障害者差別語のみならず、他の差別語の糾弾にも及んでいる。1980年代までに、障害者に関わる差別語の言い換えが広く行われるようになったが、それに関する争いは1990年代にも見られている。

部落差別語について、1990年代には、特定の「差別語」よりも、「差別意識」を反映した「表現」を糾弾するものが多い。

障害者差別語についても、1980年代までに多く見られていた「めくら」を「目の不自由な人」に言い換えるというような抗議や糾弾などは少なく、代わりに障害者の人格などを侮辱するような言論を抗議する事件が多くなってきた。

また、性差別について、セクハラや同性愛に対する差別など更なる広まりが見られた。性差別語の場合、差別語そのものよりも女性を見下したり、性の対象として宣伝したりする事件への抗議が多い。

人種、民族などに関して、1990年代には、歴史問題に裏付けられた呼称の問題についての糾弾が多い。

以上に述べた通り、1990年代の日本社会は、「差別語」そのものを超えて、社会的マイノリティーの被差別者に対する見下しの言論などがますます多く問われるようになった。また、1990年代は、差別語への対応について、機械的な言い換えを見直す時期でもあった。

21世紀は「人権の世紀」とも呼ばれている。堀田(2008)は、「事件侵害や差別は『犯罪』なのだ」(p.97)ということ述べ、「メディアに関わる者や、表現

者は、他より優先して肝に銘じなければならない」(p.97)とし、『表現の自由』の前に『人権』がある」(p.97)ということを描している。

例えば、障害者への差別問題について、今世紀に入って大きな発展が見られた。小林(2011)によると、1980年の世界保健機関(WHO)の国際障害者分類では、「機能障害」、「能力低下」、そして「社会的不利」の3つに分けて障害を規定していたが、2001年の「国際障害者分類第2版」では、従来の「機能障害」を「機能構造/機能・構造の変調」、「能力低下」を「活動/活動制限」、「社会的不利」を「参加/参加制限」と区分し直し、「障害」や「低下」「不利」といった否定的な言葉を一掃し、肯定的な言葉に置き換えている(p.61)。また、堀田(2008)は、「人権の世紀といわれる二十一世紀においては、人権侵害や差別は『犯罪』なのだ」(p.97)とし、『表現の自由』の前に「人権」があるという現実は、甘んじて受け止めねばならない」(p.97)と指摘している。人権の尊重は、差別語を無くすための最も大事な条件と言えるだろう。

このような流れを、「差別語」への捉え方の変化という視点で見ると、「差別語」に関する論争や議論は、徐々に「差別語」から「差別表現」へと移ってきたことが分かった。「雑誌記事検索集成データベース ざっさくプラス」で「差別語」「差別用語」と「差別表現」をキーワードに検索してみると、以下のような結果が出ている(リンク日：2016年3月22日)。

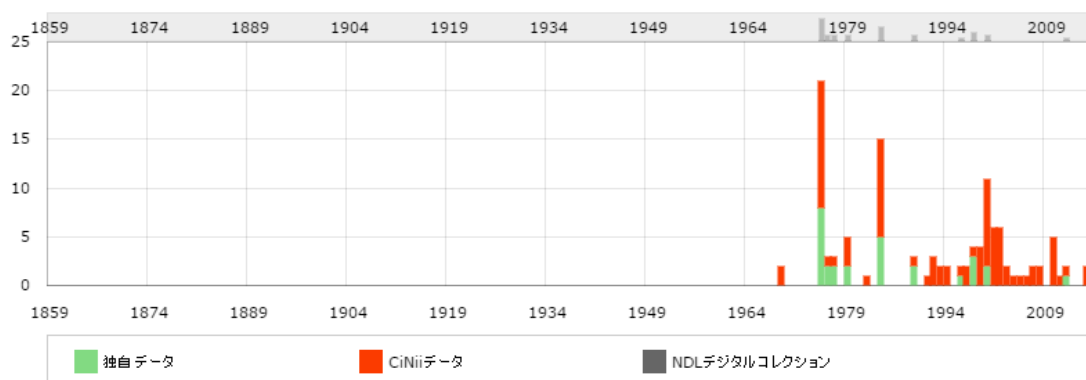


図 6.1 「差別語」の検索結果

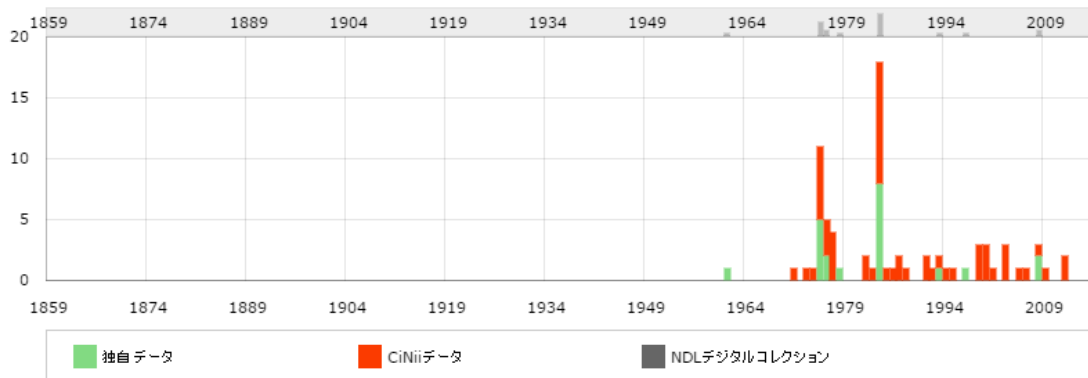


図 6.2 「差別用語」の検索結果

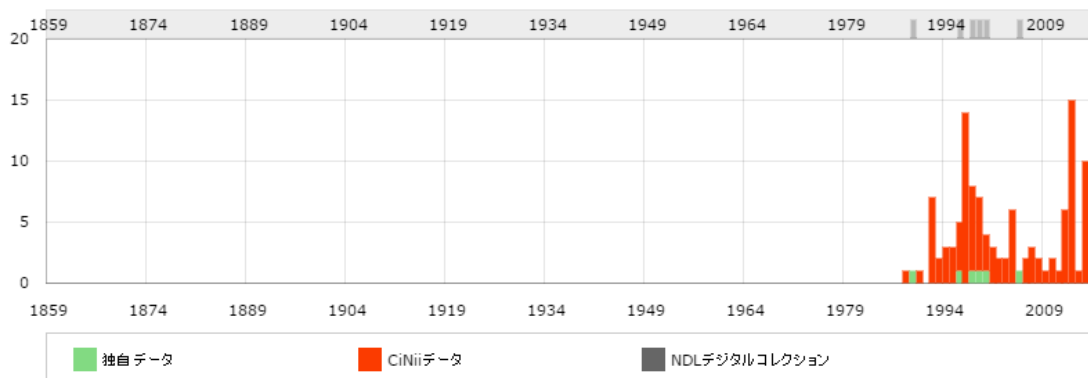


図 6.3 「差別表現」の検索結果

この3つの図から、議論が「差別語」から「差別表現」に変化する傾向が窺える。

福岡(1984)は、「差別語」への糾弾では「差別語」という言葉が多用されるのに対し、マスメディア側や「言葉狩り」を糾弾する側では「差別用語」を多用する傾向があると指摘している。図 6.2 は、「差別用語」に関する論文が、1970~1980年代頃がピークで、それ以降の論文などが少なくなっていることを示している。

また、図 6.1 から分かるように、「差別語」に関する論文なども、1970~80年代頃がピークであったが、1990年代後半頃にまた増える傾向があった。これは、「断筆宣言」事件などの影響で、「差別語」問題が再び注目されたことを示

しているだろう。

一方、「差別表現」に関する文章は、1990年代初め頃から増える傾向に見られる。これは図 6.1 や図 6.2 で見られる「差別語」（「差別用語」）に関する論文の数の減少と正反対した結果である。

1つのデータベースの検索結果だけでは十分ではないが、「差別語」に関する意識が「差別表現」に移りつつあることが示唆される。前文では「差別語」と「差別表現」の異同について述べたが、「差別語」は「語」自体の特徴を重視するのに対し、「差別表現」は文脈を重視すると言える。つまり、「差別語」の論争は、「語」から「表現」に移行しつつあることが考えられる。そのことの意味は、1つが「差別語」についてマスメディアや社会では多くの議論と反省が行われたということ、もう1つが言葉での「差別」への配慮は、「語」そのものより文章全体への配慮が求められるようになってきていることを意味しているだろう。

「差別語」の糾弾をする「被差別者」の視点、糾弾を受ける「表現者」の視点、「差別語」を規制するマスメディアの視点では、「差別語とは何か」についての見解が異なっている。様々な事件や論争を通して、日本社会における「差別語」への意識も変わりつつきている。特に、1990年代頃を境目に、「差別語」（「差別用語」）の問題は「差別表現」の問題に移行していることが本章の考察で示唆された。

次の章では、これまで考察してきた「差別語とは何か」の内容をまとめながら、本研究の結論を述べる。

第七章 結論

日本語における差別語の論争と研究は1960年代頃から盛んになってきたが、立場の相違や語の具体的な使い方によって「差別語とは何か」の捉え方も変化している。そこで、本研究では、差別語事例をプロトタイプのアプローチで捉えることを提案し、差別語の問題をダイナミックな視点から考えなおしてみた。それは、差別語というカテゴリーの中にあるさまざまな語には「差別語らしさ」の差が存在しており、1つの言葉が差別語かどうかを言い切るのではなく、その語の語彙的特徴とそれが使われる時期、文脈などを総合的に考慮した上で、差別語事例のプロトタイプ的特徴とどのように合致しているかという視点から差別語を捉えるという考え方である。これによって、「差別語とは何か」や差別語の言い換え問題を検討する際に、差別語に関する認識を改めることができる。同時に、差別語事例のプロトタイプ的特徴を見出すことによって、差別語を判断する時にダイナミックな考え方を提唱した。

以下、序論で述べた本研究の課題と合わせながら、本研究の結論をまとめる。

7.1 差別語の捉え方について

序論では、立場や考え方によって「差別語とは何か」の捉え方が異なることから、1つの語が差別語であるかどうかを判断することが難しいと指摘した。

このような疑問に対し、本研究では、プロトタイプのアプローチを用いて差別語事例の定義を試みた。差別語事例のプロトタイプは、差別語そのものの語彙的特徴とその使われ方の文脈的特徴からなっている。すなわち、

- ①(差別語が)社会的マジョリティーから社会的マイノリティーへの差別の歴史または現実を反映し、蔑視・見下しの意味を表すネガティブな語感があり、マイナスなイメージを連想させる。
- ②使用する人には差別の意志があり、嘲笑や軽蔑のために使われる。
- ③指示対象になる人を傷つけ、不快を感じさせる。

①は差別語の語彙的特徴であり、②と③は文脈的特徴である。1 つ語が差別語であるかどうかを判断するには、差別語事例のプロトタイプの語彙的特徴と文脈的特徴から考える必要がある。例えば「穢多」「非人」といった語は、差別目的で使われる歴史が長かったため、語彙的な差別のニュアンスが含まれている。このような語がさらに差別のために使われると、プロトタイプの差別語事例になることが考えられる。一方、このような差別語が歴史的事実を述べる教科書などで使われる時には、文脈的特徴がないため、差別語とはならないこともあり得る。

また、差別語事例の語彙的特徴と文脈的特徴は言語習慣化の度合いで影響しあっている。すなわち、ある時代に差別語とされていなかった語が、差別目的で使われることが多くなることによって、その語自体に差別のニュアンスが付与されることもある。これは文脈的特徴が語彙的特徴に影響を与えた一例である。一方、言語習慣化によって語彙的にプロトタイプの差別語になった語について言えば、その語を使用するだけで、そこには差別の意志が含まれ、誰かを傷つけることになるため、差別語事例の語彙的特徴が文脈的特徴に影響しはじめられる。例えば「めくら」はその一例であろう。さらに、言い換えなどで使われなくなった差別語が、その文脈的特徴がなくなると、語彙的にも差別のニュアンスがなくなってくる。このような言語習慣化の度合いの変化は、差別語とされる語の変化にも繋がる。

上記の3つの条件をすべて満たす差別語事例は、差別語事例のプロトタイプ、言い換えれば、差別語という言葉のカテゴリーの最も中心的な事例である。しかし、現実には、プロトタイプの差別語事例は少ない。そして、前述の差別語論争の焦点も、差別語事例のプロトタイプとの関係で説明できよう。「差別語を使用することは被差別者の人権を損なうことだ」や「どんな場面に使われても、差別語は不公平な社会構造を反映するものだ」といった論点は、語彙的なプロトタイプに近いものを指していると思われる。一方、「差別語狩りは言論・表現の自由を無視する行為だ」や「差別語は文脈と差別の意思あつてのものだ」といった論点は、特に差別語事例の文脈的特徴を重要視するものを指す。したがって、差別語の規制と「言葉狩り」の論争は、実は焦点がずれている。つまり、「差別語とは何か」という根本的な認識が異なれば、議論の対象となる「差別

語」も異なってくるのである。

序論で挙げた「支那」の例は、差別語事例のプロトタイプの特徴から捉えると、「支那」が差別語かどうかの論争も理解しやすくなる。まず、小野寺(2006)や菩提(2008)らが指摘しているように、「支那」は「China」と同じ語源のため、戦前の中国人学者達が自称として「支那」を用いたことも不自然ではない。このような文脈で使われた「支那」は差別語とは言にくい。しかし、小林(2011)らの指摘にもあったように、日中戦争などで「支那」が中国への蔑称として使われることによって、この語に差別の意味合いが付与されることになった。そして、多くの中国人がこの言葉の使用によって不快を感じたり傷つけられたりするため、文脈的に見れば差別語事例のプロトタイプになることもある。すなわち、以上の分析から分かるように、「支那」が差別語なのかどうかは、この語はいつ、どのような文脈で使われるかによって答えも異なる。他の「差別語」においても、このことが言えよう。「差別語とは何か」の判断において、差別語事例のプロトタイプの条件を用いて判断することは有用であると考えられる。

7.2 「差別語」と「差別表現」について

次に、序論では、「差別語」と「差別表現」の差異から、差別語を正確に捉えることが難しい点を指摘した。

差別語事例のプロトタイプ的定義から見れば、差別表現はその文脈的特徴を満たすものになる。すなわち、語彙的特徴とは関係なく、文脈的にプロトタイプの差別語事例に近いものは差別表現になる。

日本語の差別語を対象にした研究や論争などから見ると、「差別語問題」への注目点はその語彙的特徴から徐々に文脈的特徴に広がりつつある。つまり、差別の意識を反映する「差別語」の問題から「差別表現」の問題に変わりつつあることが分かる。

その背景には、社会的マイノリティーの人びとによる自らの権利の主張や、差別の意味合いが含まれる語やその比喩的用法などに対する糾弾や抗議があった。このような語については、『記者ハンドブック』の分析から判明した通り、1960年代から2000年頃まで「差別語」として言い換えられる語の数が急増したが、2000年頃からはほぼ固定しており、さらにやや減少する傾向も観察された。

その減少の理由は、規制による差別語の死語化などもあるが、語彙的に差別的な意味合いのある語への告発や糾弾は落ち着いたことにもよるだろう。一方、「差別表現」には限りがないため、「表現の自由」と「人権への尊重」の矛盾に関する論争はいまだに落ち着かない。言葉に現われる「差別」の問題に関する議論は、「差別語」から「差別表現」に移行しつつあることが示唆される。

7.3 差別語の言い換えの問題について

差別語事例のプロトタイプは、語彙として、「概念的意味」ないし「周辺の意味」に差別の意味合いが含まれる。そのため、差別語の使用への抗議が行われ、その結果、マスメディアなどでは差別語の言い換えや自主規制も行われてきた。一方、このような言い換えについて、「言葉狩り」だとする批判も多い。一例を挙げれば、吉田(1999)は、1970年代以降マスメディアの自主規制システムが整えられ、差別語を自動的にチェックする「差別用語認識ソフト」まで作られることで、差別語はますます潜在化する一方であることを指摘している。

このような「言葉狩り」への批判は、主にマスメディアの「機械的言い換え」に焦点を当てているものが多い。また、すでに指摘したように、筒井康隆の「断筆宣言」に関する様々な議論は、差別語への規制と「言論・表現の自由」に関して評するものがほとんどである。

このような論争に関しても、「論点のズレ」ということが指摘できよう。すなわち、「差別語」の規制は「語」を対象にしているのであり、「差別表現」ではない。「差別表現」になるかどうかを決めるのは使用する人の差別の意志と指示対象となる人の不快感というところにあるため、差別語の存在だけでは判断できない。マスメディアによる機械的な言い換えについても、「差別表現」で糾弾された表現者が「差別語」の使用のみに着目することも、この二つの概念を区別して扱っていないことが分かる。

第五章の『記者ハンドブック』への考察で述べたように、「言い換え」に関しては、差別語の機械的規制より、表現者の「人権への尊重」がますます重視されるようになってきた。ここからも、「差別語問題」の議論の対象が「差別語」から「差別表現」へ移行してきた傾向が窺える。

7.4 差別語に対する意識の変遷について

差別語はどのように捉えられてきたのかという点について、本研究では、差別語事例のプロトタイプ的特徴と合わせて考察した。以下では、プロトタイプの特徴別に差別語・差別表現への意識の変遷を述べる。

①(差別語が)社会的マジョリティーから社会的マイノリティーへの差別の歴史または現実を反映し、蔑視・見下しの意味を表すネガティブな語感があり、マイナスなイメージを連想させる。

この差別語事例のプロトタイプ的特徴については、1960年代から、言葉に現れる「差別の歴史」と「差別の社会意識」に関する認識が深まり、広まりつつある。

まず、「差別語の歴史」について、部落差別、韓国・朝鮮人をはじめとする民族差別などが挙げられる。例えば、「士農工商穢多非人」という封建社会の身分制度による「穢多」、「非人」への差別、または日本の植民地時代の歴史による「鮮」に代表される韓国・朝鮮人への差別。このような最初から差別のために作られた言葉には、差別の意味合いが強いため、語彙的にプロトタイプに近いため、文脈への依存度も低い。

次に、「差別語の社会意識」とは、主に社会的マジョリティーが社会的マイノリティーへ向ける差別の意識を指す。例えば、

| | | |
|------------|---|------------|
| 社会的マジョリティー | — | 社会的マイノリティー |
| 一般地域出身者 | — | 部落出身者 |
| 健全者 | — | 障害者 |
| 日本人 | — | 在日外国人 |
| 男性 | — | 女性 |
| 異性愛者 | — | 同性愛者 |
| 成人 | — | 子ども |

等々が挙げられる。人権意識の発展とともに、社会的マイノリティーに対する不公平な社会構造が少しずつ見直され、それが差別語の規制にも少しずつ反映されてきた。

差別語のジャンルから言うと、『記者ハンドブック』に見られたように、最初に差別語とされたのは「女工」、「BG」などの十数個の語しかなかったが、1985年の第5版からは「心身障害、病気」、「職業(職種)」、「身分など」、「人種、民族、地域など」に分類されるようになり、さらに1997年の第8版には「性差別」の分類が追加された。また、2001年の第9版からまた「子ども関係」というジャンルが現れた。

同じジャンルの差別語でも、時代の変化とともに、その認識も深まる傾向が見られる。例えば、部落差別について、1960～70年代は「〇〇は特殊部落だ」というような表現が最初に注目され、多くの抗議と糾弾が行われた。1980年代以降の部落差別糾弾は、「士農工商〇〇」という封建社会の身分制度に基づく自嘲的表現に代表される。この表現では、「穢多」、「非人」は出ていないものの、「〇〇」が「穢多」、「非人」のような「地位の低い、蔑まれる存在」を表している。また、障害者差別は、1960～70年代に「気違い」に代表される差別語の使用が糾弾され、禁句になることも見られた。1980年代には、「めくら」、「つんぼ」などの身体障害者への呼称が見直された。1990年代頃から、「色盲」、「群盲」などの言葉の比喩的表現が抗議され、辞書の改訂なども行われた。さらに否定的なものの比喩として使われる「自閉症」、「ヤゴフ病」などの病名が差別的表現として抗議されるようになった。性差別の場合、「男は仕事、女は家庭」というような伝統的観念への反省から、女性の意識解放が始まり、その後女性をものとして扱うという性の商品化意識、女性へのセクハラなども問われるようになり、女性の人権意識がますます高くなってきた。このような意識の変遷は、差別語の言い換えに反映され、例えば『記者ハンドブック』第8版で「性差別」として挙げられたのは「女流」、「女史」という2つの言葉しかなかったが、その後の第9版では「婦警・婦人警察」、「未亡人・後家」、「入籍」、「連れ子」などの言葉も取り上げられるようになった。このような差別語に対する意識の変化には、性差別への社会意識の変遷があると考えられる。

以上述べたように、差別語事例のプロトタイプは「差別の歴史と社会意識に

基づき、差別の歴史または現実を反映する」ものであり、「差別の歴史」と「差別の社会意識」への認識の深まりに伴って、「差別語」とされるものやその用法についての認識も深まってきた。

次に、差別語には、指し示す対象を表す「概念的意味」とその言葉に含まれる語感や連想などを表す「周知的意味」がある。この特徴は障害者差別語や職業差別語に代表される。例えば、「めくら」、「つんぼ」、「びっこ」などの身体障害者を指す言葉には、五体満足ではないという蔑んだ語感があり、職業差別語についても、例えば「女工」、「人夫」、「バタ屋」などには、この職業を見下す語感があると指摘されることが多い。このような差別語に含まれるマイナスのイメージについて、例えば「特殊部落」という言葉は、差別語・差別表現への抗議と糾弾事例では、「閉鎖的な所」、「普通と違う特殊な存在」、「劣った存在」、「世に蔑まれる存在」というイメージが見られた。

また、差別語の言い換えは、差別語に含まれるこのようなネガティブの語感とマイナスイメージを取り除く作業でもある。例えば、「めくら」には人を蔑む感覚があると指摘されるため、「目の不自由の人」などに言い換えられることが多くなってきた。また、『記者ハンドブック』の考察で述べた例を挙げると、「バタ屋」から「廃品回収業」、さらに「再生資源回収業」という言い換えの変遷が見られ、「どのように言い換える」かということにも注意が払われてきた。

差別語の言い換えは、障害者差別語に関する法律の改訂なども行われる中、急速に発展してきた。一方、差別語と指摘された語への対応について、1960～70年代頃からの部落差別語をはじめとする差別語糾弾運動は、「抗議、糾弾→謝罪→禁句、言い換え」というパターンの対応が見られた。また、文脈を無視した機械的な言い換えは、「言葉狩り」として批判され、「表現の自由」との矛盾が目立つようになった。このような背景の中で、1993年の筒井康隆の「断筆宣言」をきっかけに、差別語言い換えの問題が見直された。また、2000年前後から、差別語問題で絶版になった本が再版され、そしてそれらの本の中にある差別語とされる語について、解説を入れるなどの対応が見られるようになった。このように、「蔑視・見下しの意味を表すネガティブな語感があり、マイナスなイメージを連想させる」という差別語事例のプロトタイプの特徴にどのように対応するかということから、差別語への意識の時代的な変遷が窺える。

②使用する人には差別の意志があり、嘲笑や軽蔑のために使われる。

この特徴について、抗議された事例においては、差別をするためではなく、「うっかり使ってしまった」というようなケースがほとんどである。しかし、「差別の意志」ということについて、小林(2011)は、「重要なことは、表現主体(話者)の差別的意図の有無の問題ではなく、表現内容の差別性についての客観的評価(社会的文脈)で判断すべき問題ということ」(p.186)であると述べている。この社会的文脈は、差別に対するイデオロギーに基づくものであるため、差別の意識への抗議や糾弾は、差別語に対する意識の変化にも働きかけている。

部落差別語を例にその変遷を見ると、1960～70年代頃の差別語糾弾運動では、「特殊部落」などの語の使用に対する抗議が多かったが、1980年代頃からは糾弾に変わってきた「士農工商〇〇」という表現は、差別語の直接の使用はないが、「穢多」、「非人」が「蔑まれる存在」、「地位の低いもの」の隠喩として置き換えられている。また、1990年代では、部落差別に関して、「屠殺場」を恐ろしい存在と捉える社会意識を抗議するものが多くなった。

このような変化は、「差別語」と「差別の意識」の繋がりをますます重要視する社会意識の変遷を示している。

③指示対象になる人を傷つけ、不快を感じさせる。

この点は、差別語の使用がもたらす結果の1つであり、また差別語が指摘される最初の理由でもある。

日本では、1960年代末頃から部落差別語をはじめとする差別語糾弾運動が行われ、その結果、マスメディアでは差別語の禁句集や言い換え集も出されるようになったが、このようなマスメディアの対応は「臭いものに蓋」という緊急避難的な対応だと指摘される事が多い。

その後、日本は1979年に国連の国際人権規約を批准し、また1981年に国連の人権委員会の構成国となった背景の中で、1980年代頃から、人権意識が普及するようになり、差別語の告発は運動団体だけでなく、一般市民からもなされ

るものも多くなった。

川田(2006)が指摘しているように、差別語の糾弾は「告発型」から「人権拡大型」に変化している。「指示対象になる個人もしくは集団の人権を損ない、不快な思いをさせる」という差別語事例のプロトタイプの特徴は、被差別者だけではなく、社会的マジョリティーの人々も意識するようになってきた。この点は、『記者ハンドブック』の改訂にも反映されており、差別語に対する態度は「差別語観念を表す語は使わない」から「使われた側の立場になって考える」になってきた。

以上、「指示対象になる個人もしくは集団の人権を損ない、不快な思いをさせる」という特徴への捉え方の変遷は、日本社会における人権意識の変遷を反映しており、このことへの認識も被差別者から社会全体に広まる傾向が見られる。

全体的な変遷をまとめると、まず差別語問題に対する意識は、差別語事例の「プロトタイプの語彙的特徴」から「プロトタイプの文脈的特徴」へと移行する傾向が見られる。また、差別語事例のプロトタイプの文脈的特徴は差別表現になるため、差別語の言い換えや「差別語」に関する論争などでは、「差別語」の問題は「差別表現」の問題になりつつあることが分かった。さらに、「プロトタイプの特徴」の中でも、「被差別者」の視点から「表現者」の視点への移転が観察される。1960年代頃からの「差別語問題」はほとんど被差別者の指摘や抗議から注目されるようになったが、時間の流れにともなって、特に1990年代以降では、「差別語」の問題が「表現者」との関わりがさらに多くなった。つまり「差別語」、「差別表現」の問題は「糾弾—規制」からいわゆる「自主規制」になってきているという変遷が窺える。

以上、本研究は「差別語とは何か」という根本的な疑問から出発し、プロトタイプのアプローチで差別語事例を捉えなおし、その上で、差別語事例のプロトタイプ別に、日本社会における差別語・差別表現への意識の変遷を考察した。その結果、「差別語」が同一の視点で捉えられていないことと、「差別語」と「差別表現」の概念が混同されていることが多くの論争の原因になっていたことが分かった。

最後に、本研究の意義と新規性について、以下の4点が挙げておきたい。

まず、本研究は、日本語における差別語をめぐる様々な問題を考える際の新

たな差別語の捉え方を提示した。差別語事例に関するプロトタイプの定義を応用することによって、差別語問題をめぐる様々な論争に対し、ダイナミックな見方をとることが可能になった。

次に、本研究では、「差別語」の辞書における記載の変化を初めて考察した。辞書における「差別」と「差別語」の定義に見られる変遷を指摘し、個別の見出し語として「差別語」が定義されるようになったことから、国語辞典に反映される差別語意識の変遷を検証した。

また、本研究では、『記者ハンドブック』における差別語の言い換えや差別語に対する意識の変遷を初めて検証した。1960年代からの各版における差別語に関する項目を比較し、差別語の言い換えの変化や差別語の取扱い方に見られる差別語問題に対するマスメディアの意識の変遷を明らかにした。

さらに、本研究では、差別語事例のプロトタイプの定義と合わせ、「差別語とは何か」への意識の変遷を明らかにした。本研究は、1960年代以降の日本社会における差別語・差別表現やその言い換えの問題を差別語事例のプロトタイプの特徴から分析することによって、差別語問題の変遷の傾向を明らかにした。その結果、『記者ハンドブック』、及び差別語・差別表現に関する様々な議論の分析と考察を通して、日本社会の差別語問題に対する意識の視点が、語彙的特徴から文脈的特徴へとシフトしてきたことが分かった。

謝辞

本論文の作成にあたり、ご指導・ご支援をいただいた多くの方々に感謝の意を申し上げます。

指導教官として、終始暖かいご指導とご鞭撻を賜った東北大学国際文化研究科の江藤裕之先生に心より厚く御礼を申し上げます。江藤先生には、筆者の東北大学国際文化研究科在学中より、長期にわたり厳しくも熱意のあるご指導をいただき、研究の道を導いていただいたことに心より感謝を申し上げます。

研究を進めていく上で、大変有益なご指導・ご助言をくださった副指導教官の佐藤勢紀子先生、上原聡先生、長友雅美先生にも心より感謝を申し上げます。誠にありがとうございました。

また、ご多忙の中、学位論文審査にご協力いただき、貴重なご意見・ご教示をくださった同研究科の中本武志先生にも深く感謝いたします。

同研究科言語文化交流論講座の先生方と院生の皆様にも多大なご助力、ご支援をいただきました。ありがとうございました。

最後に、いつも暖かく見守り、支えてくれる家族と友人の皆さんに感謝の意を表します。

ここで御礼を申し上げられなかった大勢の方々にお世話になりました。重ねて御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

2016年8月

趙 凌梅

参考文献

- American Psychological Association. 2010. Publication manual of the American Psychological Association(6th ed). American Psychological Association.
- Austin.J.L. 1962. How to do things with words. Oxford University Press.
- Dirk Geeraerts. 1985. Paradigm and paradox : explorations into a paradigmatic theory of meaning and its epistemological background. Leuven University Press.
- George Lakoff / 池上嘉彦・河上誓作・辻幸夫他訳. 1993. 『認知意味論』. 紀伊國屋書店.
- Landau, Sidney I. 2001. Dictionaries: the art and craft of lexicography (2nd ed). Cambridge University Press.
- Rosch,E. 1978. Principles of categorization. In E. Rosch & B.Loyd(Eds.), Cognition and Categorization. Hillsdale, NJ: Lawrence Erlbaum Associates. pp.27-48.
- 愛知松之助.1993.「差別表現に関するマスコミの自主的な立場の確立を」. 『部落』 45 (4).部落問題研究所出版部. pp.34-40.
- 荒木昭夫.1991.「『差別用語』は存在しない—書評・『ちびくろサンボとピノキオ—差別と表現・教育の自由』」.『部落』 43(3).部落問題研究所出版部. pp.54-57.
- 荒木昭夫.1977.「表現の自由と子どもの発達（民主主義の課題としての部落問題(第26回全国部落問題夏期講座報告)—（第八講座 児童文学と「差別」用語）」.『部落』 29(臨). 部落問題研究所出版部. pp.294-309.
- 生田真司.1996.「表現の自由と差別表現の規制」.『政経研究』 32(4).日本大学法学会. pp.697-721.
- 池田麻美. 2012. 「マスコミにおける差別語表現とその言い換え—共同通信社『記者ハンドブック』の諸版の比較—」. 東北大学大学院国際文化研究科修士論文.

- 石垣悟.2008.「民俗を表記する一民俗語彙、標準名称、そして差別用語をめぐって」.『日本民俗学』(256).日本民俗学会. pp.56-86.
- 石塚尚子.1999.「現代語におけるジェンダー—新聞の中の性差別表現について」.『東洋大学短期大学論集日本文学編』(36).東洋大学短期大学日本文学研究会. pp.79-92.
- 磯村英一.1984.「いま「差別語糾弾」の意味を問う 地対協意見具申が目指すもの」.朝日ジャーナル 6月29日号.
- 磯村英一・福岡安則.1984.『マスコミと差別語問題』.興英文化社.
- 犬養守薫.2000.「『日本辞書言海』から『大言海』へ(12)『大言海』に見る差別用語の取り扱いに関して」.『椙山女学園大学研究論集 人文科学篇』(31).椙山女学園大学. pp37-47.
- 井上輝子・上野千鶴子・江原由美子.1995.『表現とメディア』.岩波書店.
- 井上智義.2002.「差別表現の語用論」.『発達人間学論叢』(5).大阪教育大学発達人間学講座. pp.15-22.
- 上杉聡.1997.『部落史がわかる』.三一書房.
- 上野千鶴子・メディアの中の性差別を考える会.1996.『きっと変えられる性差別語：私たちのガイドライン』.三省堂.
- 上原善広.2011.『私家版 差別語辞典』.新潮社.
- 氏家洋子.2001.「『差別語』狩りの実態—教科書から消える『差別語』」.『日本語学』20(7).明治書院. pp.79-93.
- 薄井篤子.2004.「宗教とジェンダーをめぐる議論の現在：日本基督教団・性差別問題特別委員会の活動を通じて」.『宗教と社会』(10).「宗教と社会」学会. pp.3-23.
- 内海愛子, 梶村秀樹.1975.「『北鮮』『南鮮』ということば」.『朝鮮研究』(150).日本朝鮮研究所. pp.4-22.
- 江上茂.1976.「放送における差別用語問題の推移(民主主義の課題としての部落問題—第25回全国部落問題夏期講座報告)—(第8講座 表現の自由と民主主義)」.『部落』28(臨).部落問題研究所出版部. pp.279-290.

- 江上茂. 2007. 『差別用語を見直す：マスコミ界・差別用語最前線』. 花伝社.
- 遠藤織枝. 1993. 「差別語・不快語の流れと今」. 『國文學:解釈と教材の研究』 38(12). 學燈社. pp.110-115.
- 遠藤織枝. 2000. 「差別語—まず実態を知ること」. 『別冊国文学』 (53). 学燈社 .pp.168-171 .
- 遠藤織枝. 2003. 『視覚障害者と差別語』. 明石書店.
- 遠藤秀紀. 2002. 「差別表現問題と哺乳類の和名」. 『哺乳類科学』 42(1). 日本哺乳類学会. pp.79-83.
- 大内兵衛. 1969. 「部落解放運動に一層の力をそそごう」. 『世界』 (282). 岩波書店. pp.145-147.
- 相賀徹夫. 1986. 『日本大百科全書』 (10). 小学館.
- 大久保忠利. 1961. 『コトバの機能と教育・国語教育』. 明治図書出版.
- 大田垣義夫. 1999. 「『差別用語』はアタラズ・サワラズでよいのか」. 『関西外国語大学人権教育思想研究』 (2). 関西外国語大学 .pp.11-42.
- 大田垣義夫. 2002. 「第 1 回研究会『差別語について考える』」. 関西外国語大学人権教育思想研究』 (5). 関西外国語大学. pp.65-70.
- 大藤紀子. 2013. 「ヨーロッパ人権裁判所における人種差別表現規制について (特集 表現の自由についての権利をめぐる今日的課題) — (差別表現・憎悪表現の禁止に関する国際人権法の要請と各国の対応)」. 国際人権:国際人権法学会報 (24)』 .国際人権法学会. pp.43-47.
- 大村吉弘. 2002. 「公民権運動・PC 運動とアメリカにおける差別語の変遷」. 『関西外国語大学人権教育思想研究』 (5). 関西外国語大学. pp.2-26.
- 大村吉弘. 2002. 「第 2 回研究会『現代のアメリカの差別語事情』」. 関西外国語大学人権教育思想研究』 (5). 関西外国語大学. pp.71-75.
- 大山正夫 1994. 『ことばと差別』. 明石書店.
- 岡井寿美代. 2010. 「差別表現ではないけれど」. 『ヒューマンライツ』 (271). 部落解放・人権研究所. pp.6-8.
- 岡庭昇・川元祥一・別役実. 1975. 「差別を再生産する『差別語』」. 『朝日ジ

- ャ-ナル』17(37). 朝日新聞社.pp.82-89 .
- 岡庭昇. 1994. 『メディアと差別』. 解放出版社.
- 岡部一明.1998.「インターネットで差別とたたかうー表現の自由を求める米マイノリティー」.『部落解放』(1).大阪部落解放研究所.pp.30-38.
- 岡本佐智子. 2009. 「『不適切な』日本語表現考」. 『北海道文教大学論集』(10). 北海道文教大学. pp.63-73.
- 柿倉正義.1994.「差別用語」.『日本ロボット学会誌』12(2).p79.
- 梶村秀樹.1975.「差別の思想を生み出すことば」.『朝鮮研究』(150).日本朝鮮研究所.pp.23-30.
- 柏瀬省吾.1992.「国際コミュニケーションを目指す国際英語の用法ー『性差別語』の避け方」.『岡山大学教養部紀要』(31).岡山大学教養部.pp.43-60 .
- 桂秀実. 1994. 『「超」言葉狩り宣言』. 太田出版.
- 加藤夏希.2010.「差別語規制とメディアー『ちびくろサンボ』問題を中心に」.『リテラシー史研究』(3).リテラシー史研究会.pp.41-54.
- 門馬幸夫.1992.「宗学と差別ー宗典に見られる差別語との関連において」.『宗学研究』(34).曹洞宗総合研究センター.pp.292-298 .
- 苅部恒徳.2001.「英語差別用語の基礎的研究(1)：性差別語」.『新潟国際情報大学情報文化学部紀要』(4).新潟国際情報大学情報文化学部.pp.1-17.
- 河合俊治.1977.「討議（民主主義の課題としての部落問題(第26回全国部落問題夏期講座報告)ー(第八講座 児童文学と「差別」用語)」.『部落』30(臨).部落問題研究所出版部.pp.321-323.
- 河上誓作. 1996. 『認知言語学の基礎』. 研究社.
- 川田恭子.2006.「マスメディアと差別表現」.『恵泉アカデミア』(11).恵泉女学園大学 .pp.50-69.
- 川元祥一. 1995. 『差別と表現ー画一から差異へー』. 三一書房.
- 川合英夫.2001.「民族差別語と見なされた『東鮮暖流』『北鮮寒流』等の海流名の由来と代替名」.『海の研究』10(4).日本海洋学会.pp.333-339 .
- 姜博久.1995.「差別表現にどう向きあうか」.『部落解放』(385).解放出版社.

- 北川鉄夫.1975.「差別用語と糾弾その他（1974年の部落問題）」.『部落』27(3).
部落問題研究所出版部 .pp.64-69.
- 木津川計.1977.「いわゆる差別語問題と日本の芸能について」.『部落』29(2).
部落問題研究所出版部.pp.25-32 .
- 木津川計.1984.「芸能と差別」.『部落』36(10).部落問題研究所出版
部 .pp.30-34 .
- キトレッジ・チェリー／栗原葉子・中西清美. 1995.『日本語は女をどう表
現してきたか』. 福武文庫.
- 国広哲弥. 1982.『意味論の方法』. 大修館書店.
- 国広哲弥. 2000.「人はなぜ言葉を言い換えるか」.『言語』(349). pp.20-25.
- 栗田知宏.2009.「『差別表現』の文化社会学的分析に向けてーヒップホップ
<場>の論理に基づく意図と解釈を事例に」.『ソシオロゴス』(33).ソシオ
ロゴス編集委員会.pp.140-162 .
- 呉智英.2000.「共同通信用語ハンドブックの罪一かくて差別語は独り歩きす
る」.『正論』(335).サンケイ新聞社.pp.78-83.
- 呉智英.2008.「差別語狩りに見るかくも鈍感な差別意識」.『正論』(440).日
本工業新聞社.pp.258-260.
- 倉島節尚.1995.『辞書は生きている 国語辞典の最前線』. ほるぷ出版.
- 径書房編集部. 1990.『『ちびくろサンボ』絶版を考える』. 径書房.
- 見坊豪紀. 1976.『辞書と日本語』. 玉川大学出版部.
- 小谷順子.2013.「カナダにおけるヘイトスピーチ(憎悪表現)規制：国内人権
機関の役割（特集 表現の自由についての権利をめぐる今日的課題）－
（差別表現・憎悪表現の禁止に関する国際人権法の要請と各国の対応）」.
『国際人権法学会報』(24). 国際人権法学会 .pp.48-52.
- 小谷祐一.2009.「ノリ病症名の問題点と改名について」.『日本水産學會誌』
75(5).日本水産學會 .p916.
- 小林計一郎.1984.「特集・『差別用語』を考える－(5)@私の立場と考え」.
『部落』(449).部落問題研究所出版部.
- 小林健治.1992.「差別と表現について一部落解放同盟はこう考える」.『部

- 落解放』(348).解放出版社.pp.8-14.
- 小林健治.2011.『差別語・不快語』.にんげん出版.
- 小林健治.2013.«マスコミと差別表現を考える : 『週刊朝日』問題を契機に». 部落解放研究くまもと (66)』.熊本県部落解放研究会.pp.3-66.
- 小林哲夫.2002.«『何をもって差別語とするか』差別語に含まれる問題を考える」.『月刊日本語』15(8).アルク.pp.52-55.
- 小林よしのり.1998.『ゴーマニズム宣言 差別論スペシャル』.幻冬舎.
- 小谷野敦.2000.«論の戦場から 麗澤大学『シナ論争』に一言一なぜ『シナ』が差別語なのか。蔑称とは『地域』ではなく『民族』に対してつけられるものだ」.『諸君』32(11).文芸春秋.pp.185-191.
- 小谷野敦.2006.«『支那』は差別語だ」と言われたら」.『諸君』38(2).文藝春秋.pp.107-110.
- 今野敏彦.1981.『見えざるころ』.マルジュ社.
- 財団法人東京女性財団.1998.『「ことば」に見る女性—ちょっとまって、その「ことば」』.財団法人東京女性財団.
- 財団法人奈良人権・部落解放研究所.2010.『日本歴史の中の被差別民』.新人物往来社.
- 酒井昭.1973.«差別用語とマスコミの姿勢 : 特に民放の場合を中心として」.『日本教育社会学会大会発表要旨集録』(25).日本教育社会学会 . p36.
- 坂本義信.1984.«マスコミと『差別語』糾弾—毎日新聞社差別糾弾闘争を通して」.『部落解放』.解放出版社.
- 桜井幹善.1975.«言論・表現の自由と「差別語」—現状レポート」.『民主文学』(115).日本民主主義文学会.pp.126-131 .
- 桜井隆.1996.«差別語と日本語教育—『外国人のための基本語用例辞典(第二版)』の改訂について—」.『言語学林 1995-1996』.三省堂. pp.1055-1064.
- 佐々木恵理.1996.«英語の性差別語と日本語人への影響—英語教科書の調査と共に」.『ことば』(17).現代日本語研究会. pp.13-30.
- 佐竹久仁子.2000.«『差別語』考」.『ことば』(21).現代日本語研究会. pp.75-87.

- 佐藤勝巳.1975.「表現にみる部落差別と朝鮮人差別」.『朝鮮研究』(150).日本朝鮮研究所. pp.31-49.
- 佐藤勝巳.2000.「『三国人』は本当に差別語か」.『現代コリア』(401).現代コリア研究所. pp.22-29.
- 佐藤潤一.2013.「オーストラリアにおける差別表現規制：差別禁止法と国内人権機関の役割（特集 表現の自由についての権利をめぐる今日的課題）—（差別表現・憎悪表現の禁止に関する国際人権法の要請と各国の対応）」.『国際人権法学会報』(24).国際人権法学会. pp.53-62.
- 佐野眞一・高山 文彦・篠田博之.2013.「2月1日に開催されたシンポジウムを再現 『週刊朝日』連載中止と差別表現をめぐる大議論」.『創』43(4).創出版. pp.94-105.
- 澤田昭夫.1994.「PC運動と『アメリカの分裂』(1)」.『書斎の窓』(1994)3.有斐閣. pp.4-8.
- 塩見鮮一郎.1990.『新編 言葉と差別』.新泉社.
- 塩見鮮一郎.1992.「差別語が変わることの意味」.『部落解放』(348).解放出版社. pp.51-57.
- 塩見鮮一郎.1995.『差別語と近代差別の解明』.明石書店.
- 塩見鮮一郎.2009.『差別語とは何か』.河出書房.
- シドニー・I・ランドウ/小島義郎・増田秀夫・高野嘉明訳.1988.『辞書学のすべて』.研究社印刷株式会社.
- 品野実.1986.「問いかけられたジャーナリストの良心—『表現の自由と「差別用語」』の礎」.『部落』38(2).部落問題研究所出版部. pp.34-39.
- 篠田博之.2012.「橋下市長との言論戦はメディア側の完敗に 『週刊朝日』連載中止事件と差別表現をめぐる議論」.『創』42(10).創出版. pp.50-59.
- 篠田博之.2013.「『週刊朝日』連載中止事件が引き起こした深刻な波紋」.『創』43(1).創出版. pp.94-105.
- 柴崎律.1999.「差別語問題の見かた・考えかた」.『障害児と親と教師をむすぶ人権と教育』(31).障害者の教育権を実現する会. pp.22-35.

- 芝田進午.1984.「部落解放運動と民主主義—法大1部部落研,等により〔法政大学〕社会学部教授会に提出された「質問状」(一九七四年七月五日付)について—一九七四年一〇月一四日(「現代の課題2」<青木書店,一九七八年>より転載)(差別用語を考える<特集>)—(「用語問題」—当事者からの発言)」。『部落』36(10). 部落問題研究所出版部 . pp.35-41.
- 柴谷篤弘・池田清彦. 1992. 『差別ということば』. 明石書店.
- 週刊文春編集部. 1994. 『徹底追及「言葉狩り」と差別』. 文藝春秋.
- 寿岳章子.1976.「「差別語」の言語学」。『上方藝能』(1).上方落語をきく会. pp.54-60.
- 寿岳章子.1984.「差別とことばをめぐって」。『部落』36(10). 部落問題研究所出版部. pp.24-29.
- 鈴木均.1975.「差別語について—放送用語いいかえ集の意味するもの」。『思想の科学』(45).思想の科学社. pp.15-24.
- 須田恵美.2000.「英訳聖書における性差別表現 -Proverbs について-」。『長良アカデミア : 岐阜女子大学大学院論集』(3).岐阜女子大学. pp.23-51.
- 曹洞宗宗務庁. 1994. 『差別語を考えるガイドブック』. 解放出版社.
- 高市光男.1984.「特集・『差別用語』を考える—(5)ある用語規制の体験」。『部落』(449). 部落問題研究所出版部.
- 高木正幸. 1988. 『差別用語の基礎知識』.土曜美術社出版.
- 高木正幸. 1989. 『新編・差別用語の基礎知識』.土曜美術社出版.
- 高木正幸. 1992. 『差別用語の基礎知識 92』.土曜美術社出版.
- 高木正幸. 1996. 『差別用語の基礎知識 96』.土曜美術社出版.
- 高木正幸. 1999. 『差別用語の基礎知識 99』.土曜美術社出版.
- 高島俊男. 2001. 「何度でも言うてやる 支那は差別語にあらず(再録)」。『諸君』33(11).文芸春秋. pp.168-188 .
- 高野進. 2000. 「英語における "Political Correctness" の課題」。『自然人間社会』29. pp.1-10.
- 高橋芳男.1975.「文化・言論界における『差別糾弾』と言論・表現の自由」。『文化評論』(170).新日本出版社. pp.23-44.

- 竹野谷みゆき.1999.「言語表現に求める平等一脱・性差別表現ガイドラインの一考察」.『札幌学院法学』16(1).札幌学院大学法学会. pp.33-60.
- 武村次郎.1993.「『酋長』は差別用語?」.『太平洋学会学会誌』(59/60).太平洋会. pp.6-7.
- 田中和子.1990.「新聞紙面にあらわれたジェンダー—性差別表現の量的分析を中心に」.『国学院法学』28(1).国学院大学法学会. pp.87-119.
- 田中和子.1994.「新聞紙面にあらわれたジェンダー2-性差別表現をめぐる1991年の紙面分析を中心に」.『国学院法学』32(3).国学院大学法学会. pp.117-179.
- 田中和子・諸橋泰樹.1996.『ジェンダーからみた新聞のうら・おもて—新聞女性学入門』.現代書館.
- 田中克彦.1979.「ことばの基層・ノート(4)差別語と日常語」.『現代詩手帖』(22)-4.世代社. pp.118-121.
- 田中克彦.1979.「ことばの基層・ノート(5)差別語追放運動のすすむべき道」.『現代詩手帖』(22)-5.世代社. pp.118-121.
- 田中克彦.1984.「差別語運動考@『単語』から『文脈』へ—もっと森を見よう」.朝日ジャーナル 6月15日号.
- 田中克彦.1997.「差別語入門」.『小説 tripper』1997(秋季).朝日新聞社. pp.44-51.
- 田中克彦.1997.「差別語入門」.『小説 tripper』1997(冬季).朝日新聞社. pp.123-131.
- 田中克彦.2000.「差別語入門(3)第10講『カタ-』の練習問題—カタテオチ」.『部落解放なら』(13).奈良県部落解放研究所. pp.77-82.
- 田中克彦.2001.『差別語からはいる言語学入門』.明石書店
- 谷口一美.2003.『認知意味論の新展開：メタファーとメトニミー』.研究社.
- 田宮武.1993.『マスコミと差別語の常識』.明石書店.
- 田宮武.1995.『マスコミと差別表現論』.明石書店.
- 田宮武・雨森勇.1995.「差別表現と言論の自由」.『マス・コミュニケーション研究』(46).日本マス・コミュニケーション学会. pp.205-206.

- 丹波正史.1984.「部落解放運動からみたいわゆる『差別語』問題」.『部落』36(10).部落問題研究所出版部. pp.17-23.
- 朝鮮研究編集部.1975.「『差別と表現』に関する文献目録」.『朝鮮研究』(150).日本朝鮮研究所. pp.50-59.
- 角田尚子.2012.「『差別語』『差別表現』を考えるワークショップ：『差別しない』から『人権尊重』のコミュニケーションへ」.『部落解放』(656)(増刊).解放出版社. pp.249-275.
- 角知行・福岡安則.1983.「マスコミと差別問題—『差別用語』問題をめぐるマスコミ調査をふまえて」.『部落解放』(195).解放出版社. pp.72-82.
- 角岡伸彦. 2005.『はじめての部落問題』. 文藝春秋.
- 筒井康隆. 1993.『断筆宣言への軌跡』. 光文社.
- 寺澤盾.1993.「現代英訳聖書と性差別表現」.『言語文化』(29).一橋大学. pp.25-38.
- 土井大助・山中央・吉開那津子.1994.「"差別語狩り"の実態と表現の自由」.『民主文学』(347).日本民主主義文学会. pp.122-134.
- 菩提洗心.2008.「『支那』は差別語ではない」.『もうひとつの世界へ』(16).本の泉社. pp.38-43.
- 泊功.2013.「夏目漱石『満韓ところどころ』における差別表現と写生文」.『函館工業高等専門学校紀要』(47).函館工業高等専門学校. pp.81-88.
- 富山義泰.1975.「『解同』タブ-の構造とマスコミの対応」.『文化評論』(170).新日本出版社. pp.7-22.
- 中江嘉宏.1992.「報道機関としての姿勢が問われた—時事通信社への糾弾を体験して」.『部落解放』(348). 解放出版社. pp.36-40.
- 中岡毅雄.2004.「現代俳句時評(4)鬼城境涯句は抹消されるのか—『差別表現俳句』考(前)」.『俳句』53(5).角川書店. pp.182-188.
- 中岡毅雄.2004.「現代俳句時評(4)鬼城境涯句は抹消されるのか—『差別表現俳句』考(後)」.『俳句』53(6).角川書店. pp.160-166.
- 中島義道. 2009.『差別感情の哲学』. 講談社.
- 中野収.2000.「『差別語』を考えるために」.『月刊言語』29(10).大修館.

pp.62-68.

中村一基.1993.「沈黙論：研究ノート(2)」.『岩手大学教育学部附属教育実践研究指導センター研究紀要』(3).岩手大学. pp.175-184.

中村謙.1984.「差別語言い換え・禁句集 本質論そっちのけの転ばぬ先の杖」.朝日ジャーナル 6月15日号.

中村桃子. 1995. 『ことばとフェミニズム』. 勁草書房.

中村桃子. 2001. 『ことばとジェンダー』. 勁草書房.

鍋島弘治朗. 2011. 『日本語のメタファー』. くろしお出版.

生瀬克己.2003.「障害者差別に関する『基本的視点』をめぐって」.『桃山法学』(創刊号).桃山学院大学. pp.213-234 .

生瀬克己. 1994. 『障害者と差別表現』. 明石書店.

成沢栄寿.1984.「『差別用語』問題を考える一歴史研究者の立場から」.『部落』36(10).部落問題研究所出版部. pp.6-16 .

成沢栄寿.1987(1).「『表現の自由と「差別用語」』に対する批判について」.『部落』39(10)』.部落問題研究所出版部 . pp.65-71.

成沢栄寿.1987(2).「最近の『差別用語』問題について」.『部落』39(11).部落問題研究所出版部. pp.66-69.

成沢栄寿.1988.「学問・研究,表現の自由と部落解放運動一資料・文献の『差別用語』問題に触れて」.『部落』40(5).部落問題研究所出版部. pp.64-77.

西尾晋一.1977.「『ピノッキオ』は差別図書か一障害者問題の現実と運動の正しい発展をめざして」.『部落』29(臨).部落問題研究所出版部.

pp.310-320.

西尾秀和. 2001. 『差別表現の検証ーマスメディアの現場から』. 講談社.

日本ペンクラブ. 1995. 『「差別表現」を考える』. 光文社.

日本原作.1982.「『差別語』と法律(水平線)」.部落解放(182). 解放出版社. pp.109-112.

野田幸雄・永持道明・新藤晃・和田若人.1992.「個人の自覚を1歩1歩高めていくーマスコミの現場から『差別と表現』を考える」.『部落解放』(348). 解放出版社.pp.15-35.

- 野末賢三.1975.「英語版・差別語辞典」.『文芸春秋』53(3). 文芸春秋.
pp.280-286.
- 野中広務・辛淑玉. 2009.『差別と日本人』. 角川書店.
- R.R.K.ハートマン/木原研三・加藤知己訳. 1984.『辞書学 その原理と実際』.
三省堂.
- 橋本治.1998.「『サラリ-マン』はなぜ差別語にならないのか(天使のウイン
ク-11-)」.『中央公論』113(7).中央公論新社. pp.274-279.
- E.O.ハッチンソン・脇浜義明. 1998.『ゆがんだ黒人イメージとアメリカ社
会』. 明石書店.
- 浜田純一.1999.「インターネットと人権—『表現の自由』VS.『差別表現の
規制』の枠組みを考える」.『ヒューマンライツ』(130).部落解放・人権研
究所. pp.2-17.
- 樋口桂子. 1995.『イソップのレトリック—メタファーからメトニミーへ』.
勁草書房.
- 土方鉄.1976.「第15分科会 差別用語と糾弾(部落解放研究第9回全国集会
報告書)」.『部落解放』(88). 解放出版社 . pp.185-192.
- 土方鉄.1979.「中野さんの『差別語論』」.『新日本文学』(34)-12.新日本文
学会 . pp.210-213.
- 平野一郎.1988.「差別表現と糾弾—何が問われているか」.『現代教育科学』
31(12). 明治図書出版. pp.23-27.
- ひろた まさき. 1998.『差別の視線—近代日本の意識構造—』. 吉川弘文
館.
- 福岡安則.1982.「『マスコミと差別問題』の社会的分析：マスコミ人の『差
別用語規制』への態度をめぐって(人間科学編)」.『千葉県立衛生短期大学
紀要』1(1). 千葉県立衛生短期大学. pp.45-70.
- 福岡安則.1984.「差別語問題の現状と展望—『マスコミと差別語問題』を出
版して」.『部落解放』(219). 解放出版社. pp.94-101.
- 福本正夫.1969.「差別語の問題によせて」.『民主文学』(43).日本民主主義
文学会. pp.56-59.

- 藤崎睦男.2001.「方言と差別語 : Huckleberry Finn における言葉の二面性」.
『言語文化論究』(13).九州大学. pp.15-24.
- 藤田和正.1991.「障害者人権擁護運動における差別用語の撤廃について—木村竜平氏の先駆的実践活動」.『密教文化』(174). 密教研究会. pp.1-27.
- 部落解放同盟中央本部書記局. 1975. 「差別語問題についてのわれわれの見解」. 『部落解放』(77). 解放出版社. pp.40-50.
- 古川利通.1996.「差別表現と表現の自由」.『部落問題研究』(138). 部落問題研究所. pp.2-12.
- 古川利通.1998.「『問題・差別表現』と『思想・表現の白田市場』論(1)」.
『部落問題研究』(145). 部落問題研究所. pp.35-50.
- 彭飛.1999.「『向こうの人』は差別語なのか」.『日本語学』(18)14.明治書院. pp.15-18.
- 堀田貢得.2004.「ヒューマンライツ&ロー 事例・差別表現(1)なぜメディアは自主規制するのか」.『二弁フロンティア』(24) 247.第二東京弁護士会. pp.4-7.
- 堀田貢得.2004.「ヒューマンライツ&ロー 事例・差別表現(2)人権新時代に浮上した不適切表現」.『二弁フロンティア』(25) 248.第二東京弁護士会. pp.2-5.
- 堀田貢得. 2008.『事例・差別表現—あらゆる情報発信者のためのケーススタディ』.ソフトバンククリエイティブ株式会社.
- 牧義之.2012.「森田草平『輪廻』伏字表記考 : 戦前期検閲作品の差別用語問題」.『文学・語学』(202). 全国大学国語国文学会. pp.26-36 .
- ましこ・ひでのり. 2012.『新装版 言葉／権力／差別—言語権からみた情報弱者の解散』. 三元社.
- 三浦つとむ.1976.「『差別語』の理論的解明へ」.『展望』(206).筑摩書房. pp.62-72.
- 宮田正・湯川淳一.2000.「差別用語を用いた昆虫和名の扱いに関する要望」.
『日本応用動物昆虫学会誌』44(1).日本応用動物昆虫学会. p63.
- 宮台真司.1997.「成熟社会の差別論」.『小説 tripper』(1995 夏季).朝日新聞社. pp.60-66

- 宮本正明.2008.「民族差別表現研究部会報告 《アングラ化》する民族差別表現について」.『サイ』(59).大阪国際理解教育研究センター. pp.51-56.
- 無記名.1975.「いわゆる『差別用語』問題について—『解同』朝田・松井派などの『差別語』狩りと言論・表現の自由擁護」.『文化評論』(170). 新日本出版社. pp.2-6.
- 無記名.1995.「開かれた論議を—日本ペンクラブ「『差別表現』に関するシンポジウム」から」.『部落解放』(385).解放出版社. pp.88-96.
- 目加田誠.1975.「ことばのことば@差別語」.『言語』(4)-3.大修館.
- 森村誠一.1984.「『差別用語』私見」『部落36』(10). 部落問題研究所出版部. pp.48-49.
- 師岡康子.2013.「イギリスの人種主義的ヘイト・スピーチ法規制の展開（特集 表現の自由についての権利をめぐる今日的課題）—（差別表現・憎悪表現の禁止に関する国際人権法の要請と各国の対応）」.『国際人権法学会報』(24).国際人権法学会. pp.36-42.
- 八木晃介.1976.「『言葉狩り』キャンペーンの虚像—『差別用語』（汐文社刊）批判（部落解放運動と文化運動）」.『新日本文学』(31)5.新日本文学会. pp.56-67.
- 八木晃介.1984.「〈言論・表現〉の自由と差別語問題」.『部落解放』(218). 解放出版社. pp.72-80.
- 八木晃介.1985.「差別と表現—批評『表現の自由と「差別用語』』」.『部落解放』(237). 部落問題研究所出版部. pp.30-41.
- 柳瀬尚紀.2003.『辞書を読む愉楽』.角川書店.
- 山崎公士.2013.「ヘイト・スピーチと国際人権法（特集 表現の自由についての権利をめぐる今日的課題）—（差別表現・憎悪表現の禁止に関する国際人権法の要請と各国の対応：日本法への示唆）」.『国際人権法学会報』(24). 国際人権法学会. pp.65-70.
- 山下栄一・井上洋一. 2000.『新版 情報化社会と人権』. 明石書店.
- 山田三郎.1971.「参議院選挙における『差別用語』削除問題」.『部落』23(10). 部落問題研究所出版部. pp.58-70.

- 山田大介.1974.「差別用語の問題をめぐって」.『部落』26(9).部落問題研究所出版部. pp.24-31.
- 山田富秋.1999.「エスノメソドロジーから見た『言語問題』」.『社会言語科学』(2)1.社会言語科学会. pp.59-69.
- 山中央. 1992. 『新・差別用語』. 汐文社.
- 山中央.1994.「だれが『差別語規制』をしているか—筒井『断筆』で浮かびあがった『解同』の糾弾路線」.『前衛』(647).日本共産党中央委員会. pp.121-132.
- 山中多美男・中村謙.1984.「『使わなきゃいいんだらう』では困る」.朝日ジャーナル 6月15日号.
- 山梨正明. 2000. 「プロトタイプ効果とカテゴリーの能力—認知言語学の動的アプローチ」. 『日本語学』19(5). pp.39-41.
- 矢部秀一. 1975. 「マスコミの差別用語規制」. 『月刊社会党』(222). 日本社会党中央本部機関紙局. pp.142-143.
- 山本敬三.2013.「差別表現・憎悪表現の禁止と民事救済の可能性（特集 表現の自由についての権利をめぐるとの今日的課題）—（差別表現・憎悪表現の禁止に関する国際人権法の要請と各国の対応：日本法への示唆）」.『国際人権法学会報』(24).国際人権法学会. pp.77-80.
- 湯川淳一・宮田正.1999.「差別用語を用いた昆虫和名の扱いに関する要望」. 昆虫. ニューシリーズ』2(4).日本昆虫学会 . p197.
- 用語と差別を考えるシンポジウム実行委員会. 1975. 『差別用語—ゆたかな日本語をめざして—』. 汐文社.
- 用語と差別を考えるシンポジウム実行委員会. 1978. 『続・「差別用語」』. 汐文社.
- 李青若. 1997. 『在日韓国人三世の胸のうち』. 草思社.
- 李相済・廣橋容子.2010.「差別語問題の諸相」.『国際研究論叢』23(2). 大阪国際大学. pp.107-118.
- 横尾和博. 1994. 『闘筆宣言 筒井康隆「断筆」の深層』. 鳥影社.
- 好井裕明. 2007. 『差別原論 <わたし>のなかの権力とつきあう』. 平凡

社.

渡辺武. 1975. 「コトバは文化の担い手—『差別用語』と言語心理」. 『差別用語』. 汐文社. pp.253-259.

渡辺友左. 1989. 「敬語・差別語」. 『国文学解釈と鑑賞』54(7). 至文堂. pp.64-69.

渡辺友左. 1991. 「差別語と女性」. 『国文学解釈と鑑賞』56(7). 至文堂. pp.52-58.

和田若人. 1997. 「報告(2)広告の中の差別表現 (特集 第11回人権啓発研究集会) — (第6分科会 企業と人権の課題)」. 『ヒューマンライツ』(109). 部落解放・人権研究所. pp.104-109.

辞書

梅棹忠夫・金田一春彦・坂倉篤義・日野原重明編. 1989. 『講談社カラー版日本語大辞典』. 1989. 講談社.

梅棹忠夫・金田一春彦・坂倉篤義・日野原重明編. 1989. 『講談社カラー版日本語大辞典』第2版. 1995. 講談社.

金田一春彦・池田弥三郎編. 1978. 『学研国語大辞典』. 1978. 学習研究社.

金田一春彦・池田弥三郎編. 1978. 『学研国語大辞典』第2版. 1988. 学習研究社.

久松潜一・佐藤謙三編. 1969. 『角川国語辞典』. 角川書店.

久松潜一・佐藤謙三編. 1981. 『角川国語辞典』新版. 角川書店.

小学館大辞泉編集部編. 1995. 『大辞泉』初版. 小学館.

小学館大辞泉編集部編. 1998. 『大辞泉』第一版増補・新装版. 小学館.

小学館大辞泉編集部編. 2012. 『大辞泉』第二版. 小学館.

新村出編. 1955. 『広辞苑』初版. 岩波書店.

新村出編. 1969. 『広辞苑』第二版. 岩波書店.

新村出編. 1976. 『広辞苑』第二版増補版. 岩波書店.

新村出編. 1983. 『広辞苑』第三版. 岩波書店.

新村出編. 1991. 『広辞苑』第四版. 岩波書店.

新村出編. 1998. 『広辞苑』第五版. 岩波書店.

新村出編. 2008. 『広辞苑』第六版. 岩波書店.

西尾実・岩淵悦太郎・水谷静夫編. 1963. 『岩波国語辞典』. 岩波書店.

西尾実・岩淵悦太郎・水谷静夫編. 1971. 『岩波国語辞典』第二版. 岩波書店.

西尾実・岩淵悦太郎・水谷静夫編. 1979. 『岩波国語辞典』第三版. 岩波書店.

西尾実・岩淵悦太郎・水谷静夫編. 1986. 『岩波国語辞典』第四版. 岩波書店.

西尾実・岩淵悦太郎・水谷静夫編. 1994. 『岩波国語辞典』第五版. 岩波書店.

西尾実・岩淵悦太郎・水谷静夫編. 2000. 『岩波国語辞典』第六版. 岩波書店.

西尾実・岩淵悦太郎・水谷静夫編. 2009. 『岩波国語辞典』第七版. 岩波書店.

松村明・三省堂編修所編. 1988. 『大辞林』. 三省堂.

松村明・三省堂編修所編. 1999. 『大辞林』第二版. 三省堂.

松村明・三省堂編修所編. 2006. 『大辞林』第三版. 三省堂.

森岡健二・徳川宗賢・川端善明他編. 1993. 『集英社国語辞典』初版. 集英社.

森岡健二・徳川宗賢・川端善明他編. 2000. 『集英社国語辞典』第二版. 集英社.

日本大辞典刊行会編. 1972. 『日本国語大辞典』. 小学館.

日本国語大辞典第二版編集委員会編. 2001. 『日本国語大辞典』第二版. 小学館.

山田忠雄・柴田武・酒井憲二他編. 2012. 『新明解国語辞典』第七版. 三省堂.

資料

『記者ハンドブック』社団法人共同通信社 改訂増補版(1964)、改訂新版(1973)、第4版(1981)、第5版(1985)、第6版(1990)、第7版(1994)、第8版(1997)、第9版(2001)、第10版(2005)、第11版(2008)、第12版(2010)